

京	都	府
1・2〔2・6〕幕府、水口・膳所両藩にそれぞれ洛中防火および同控を命ずる。 維新史料綱要巻7		10・23〔11・18〕新政府、京地狹隘につき上京藩士の数を制限する。 維新史料綱要巻7
1・27〔3・3〕孝明天皇泉涌寺後月輪東山陵に埋葬(12・25没、37歳)。 同上		10・一 新政府、山城国内旧幕領を収管し、元代官に管理させ、別に高槻・郡山両藩に取締を命ずる。 府史 府治類
1・29〔3・5〕幕府、膳所藩の山城八郡近傍警衛を止め宮津藩にかえる。 同上		11・13〔12・8〕京都町奉行所「ええじゃないか」の乱舞を禁ずる、やまず。維新史料綱要巻7
2・13〔3・18〕禁裏守衛のため和歌山藩十津川郷士に1,500両を給す。幕府、棚倉藩・大聖寺藩に京都三カ月詰警守を命ずる。 同上		11・18〔12・13〕山陵衛士隊長伊藤甲子太郎、新撰組隊士に油小路において襲撃される。服部三郎兵衛ら変をききかけつけ、さらに討死するもの3人。 同上
2・18〔3・23〕孝明天皇50日祭につき所司代松代忠敬、軽罪犯者に特赦を行い、かつ洛中窮民に施米。 政経大年表		12・9〔1・3〕京都町奉行所廃止。法令全書
2・26〔3・31〕幕府、郡山藩の南門警衛を罷め小浜藩にかえ、小浜藩の日の御門警衛を罷め富山藩にかえ、あわせて小浜・富山両藩に朔平門警衛を命ずる。 維新史料綱要巻7		12・13〔1・7〕京都市中取締役所設置、膳所(本多主膳正)・篠山(青山左京大夫)・亀山(松平図書頭)3藩に取締役を命じ、役所を三条烏丸旧教諭所に16日開く。水口(加藤能登守)・大洲(加藤遠江守)・平戸(松浦肥前守)・園部(小出伊勢守)・高取(植村駿河守)・津和野(亀井隠岐守)6藩へ市中見廻役を命ずる。 ⁽²⁾ 府庁文書 明1-1
3・6〔4・10〕京都大工頭中井保三郎作事奉行並となる。 同上		12・14〔1・8〕市中取締役3藩に京都火消を命ずる。 同上
3・24〔4・28〕幕府歩兵、党を組み市中にて乱暴、見廻組巡邏と衝突。 同上		12・16〔1・10〕新政府、旧町奉行所所蔵の米金を市民に給し、天明以後の貸付金を免除する。 政経大年表
4・16〔5・19〕朝廷、幕府に外人の伏見街道通行を禁止せしめ、また外人洛中潜伏の虞れありとして、鹿児島・鳥取・岡山三藩に警備を命ずる。 同上		12・18〔1・12〕新政府、加州・土州・薩州・中川4藩に洛中洛外巡邏申付ける。尾州藩士田宮如雲、京都伏見市中取締掛り参与を命ぜらる。市中取締役所へ参与役所より市中乱暴者・失火等の処置を達する。 ⁽³⁾ 府庁文書 明1-1、1-9
6・13〔7・14〕新撰組隊士茨木司ら10名隊長近藤勇と意見合わず除隊を求めるが不許可、6・15茨木ら4名守護職邸(現在の府庁)にて割腹(殺されるともいう)。 同上		12・19〔1・13〕新政府、町人の公事訴訟の官家武家への内訴を禁止。 府庁文書 明1-1
6・29〔7・30〕東西町奉行所を合併。 政経大年表		12・21〔1・15〕永井飛弾守、京都火消役命ぜられる。田宮如雲、伏見市中取締兼勤を命ぜられる。 府庁文書 明1-6
7・18〔8・17〕浪士多田壯蔵荒神口において新撰組に捕縛される。 維新史料綱要巻7		12・22〔1・16〕市中取締役所、市中見廻り中狼籍者捕縛時に発砲する場合もあり、動乱のおりから市民驚動し流言にまどわされぬようにと布達。 府庁文書 明1-9
8・11〔9・8〕幕府、皇室への貢米30万俵献上を停め、山城一國の租をもってこれにかえる ⁽⁴⁾ 。幕府、篠山藩主青山左京大夫・膳所藩主本多主膳正・亀山藩主松平図書頭を山城國中取締役に任ずる。 明治天皇紀		12・25〔1・19〕足利三代木像梟首事件犯人放免(小室和喜蔵等13人)。田宮如雲発議により新政の方針を三条大橋に掲示す(万機親裁・公議博採・旧良法存置)。 府史 刑賞類、明治天皇紀
8・28〔9・25〕幕府、丹波・丹後・但馬地方に浮浪の徒潜入の風聞あり、福知山・篠山・亀山(亀岡)等7藩に探索嚴重を命令。幕府、大宮御所新築のため先例に拘らず幕領・諸藩・寺社領とも100石につき金3歩の役金を賦課する。 維新史料綱要巻7		12・29〔1・23〕弁事役所、市中取締役三藩へ伏見取締のため一藩出張を命ずる。 ⁽⁴⁾ 府庁文書 明1-6
8・一 幕府、京都見廻組規則を定む。同上		
9・10〔10・7〕西新屋敷邸中年寄、近年の繁栄に鑑み祇園其の他の廓と共に冥加金年3,000両献納したいと幕府へ申請。 政経大年表		
9・14〔10・11〕幕府、市街地3階建家屋の建築許可。 同上		

参	考	日	本
(1) 「……爾来国家多事財政窮迫を告げ且年々豊凶定まらざるを以て之れを継承すること困難なり」なお山城国内の藩領・旗本領には8・5にすでに上地を命じた。堂上領・寺社領・宿駅は除く。また30万俵とは、文久3・2 15万俵、元治1・4の15万俵合計30万俵のことである。 皇室御経済史の研究		1・9〔2・13〕睦仁親王踐祚、関白二条斉敬撰政となる。	
(2) 市中取締役には以後若干の移動がある。翌明1・2・21松平図書頭は親征供奉に任ぜられ市中取締役を免じ、多度津藩に代えたが、3・4 多度津藩を高須藩(松平範次郎)に代えた。なお松平範次郎は閏4・29、本多主膳正・青山左京大夫は5・10に免ぜられた。 12・17〔1・11〕弁事役所より市中見廻六藩の持場を定め19日布告した。 丸太町より北不残 津和野・高取両藩 丸太町より南五条隈烏丸より東不残川東共 平戸・大洲両藩 丸太町より南烏丸より西不残五条より下不残 水口・園部両藩		6・6〔7・7〕幕府、12・7(明1・1・1)より兵庫開港、江戸・大阪開市を布告。 6・22〔7・23〕高知藩士後藤象二郎・坂本竜馬ら、鹿児島藩士西郷隆盛・大久保利通らと会見、大政奉還の薩土盟約を結ぶ。 6・29〔7・30〕幕府、国内事務総裁・会計事務総裁・外国事務総裁(各新設)・陸軍総裁・海軍総裁を任命、老中月番の制を廃止。 9・18〔10・15〕長州訪問の鹿児島藩代表大久保利通ら、萩藩主父子らと会議、討幕拳兵盟約を結ぶ。 10・3〔10・29〕高知藩士後藤象二郎ら、高知前藩主山内豊信の大政奉還建白書を老中板倉勝静に提出。 10・13〔11・8〕前右近衛権中将岩倉具視、鹿児島藩主父子あての討幕の詔書を大久保利通に手交。 10・14〔11・9〕商家大沢基寿、將軍慶喜の命により大政奉還上表を朝廷に提出。 10・24〔11・19〕徳川慶喜、朝廷に征夷大將軍の辞表を提出。 10・一 8月下旬名古屋地方で神仏の護符などを民家にまきちらし、民衆狂舞(ええじゃないか)。10月になり、東海道・江戸・京畿などの地方に広がり、鳴物入りで街中を騒がせる。 11・13〔12・8〕鹿児島藩主島津忠義、兵を率い鹿児島出陣。 11・25〔12・20〕萩藩家老毛利内匠の率いる萩藩兵、三田尻を出陣。 12・9〔1・3〕王政復古の号令出す。同夜の小御所会議にて慶喜に辞官・納地を命ずることを決定。	
見廻り役の任免 明1・1・3〔1・27〕加藤遠江守免 同 1・10〔2・3〕松浦肥前守免 同 1・11〔2・4〕加藤能登守免 府史 警保類			
(3) 中川修理太夫は12・22日 依願免上京二条北側より上 加州 中京二条南側より松原通北側迄 薩州 松原南側より下 阿州 12・20に田宮如雲の人事市中へ布達。			
(4) 市中取締役所三藩は、12・20〔1・14〕伏見市中取締の受持を、京都市中取締のみで手一杯であることを理由に拒んだが、翌日さらに強く要請され、以後幾回か両者の間に往復があり、この日弁事役所は令として出した。翌年1・3〔1・27〕篠山藩兵まず出張する。 太政類典 1-68-43			

京	都	府
1・1〔1・25〕 鳥羽・伏見戦にて淀・伏見・下鳥羽・横大路等に大火(～5、家寺社等5,221焼失)。中外新報外篇6		2・29〔3・22〕 山城国山崎宿駅馬蒔割のため、近傍55カ村人民の要求により、近村に平課する。府史 駅通類
1・3〔1・27〕 鳥羽・伏見の戦により京都市中に戒厳令施行。政経大年表		2・一 市中取締役所、支配管轄地等につき弁官に伺(3月に返答あり、山城限・寺社取扱従来通り。河川は管内流通河川)。府庁文書 明1-8
1・6〔1・30〕 東西本願寺、糧食軍費を近江・三河・尾張・飛騨等にて調達(3万500両、3982石)。明治天皇記		2・一 柳沢甲斐守・永井日向守山城国取締に命ぜられる(4・24免役)。府庁文書 明1-6
1・6 愛宕郡鞍馬村で村民ら諸負担の過重に反対し、竹槍等を持ち地頭3人を殺害(11・27判決、全員釈放)。日出 大11・11・8～12・5		3・3〔3・26〕 市中取締役所を京都裁判所と改称(総裁万里小路博房)。(3) 府史 府治類
1・8〔2・1〕 徳川慶喜追討に関する農商布告を三条橋等に掲示。官津藩主本荘宗武入京禁止(2・23解除)。府史 禁令類		3・8〔3・31〕 伏見市中取締所を御堂前本願寺掛所へ移し、京都裁判所出張伏見役所と改称。紀伊郡誌
1・9〔2・2〕 伏見・八幡・橋本の兵禍罹災者賑恤のため東本願寺門主光勝に米1500石輸送を命ず。政経大年表		3・25〔4・17〕 本多主膳正・青山左京大夫・永井日向守・松平図書頭消防役を命ぜられる。府庁文書 明1-6
1・11〔2・4〕 市中取締役所を三条鳥丸東へ入る町より元東町奉行所へ移転。丹波山国隊進発。(1) 府庁文書 明1-9、府庁文書 大13-1-10		3・一 新制五札を三条橋等に掲示。(4) 府史 禁令類
1・13〔2・6〕 京都市民の賊徒の兵器等を蔵置する者悉く市中取締所に納付させる。太政類典 1-85-1、1-68-44		4・19〔5・11〕 峰山藩主京極高富謹慎命ぜられる(5・14解除)。峰山郷土史
1・17〔2・10〕 三井三郎助・島田八郎右衛門・小野善助に金穀予備し不時の供給方諭示(19日3者金1万両献納)。参与役所、旧幕時代町人百姓への役所よりの借出金元金上納を命ず。府庁文書 明1-9		4・21〔5・13〕 京都宿駅役所を改めて駅通役所とする。太政類典 1-18-10
1・18〔2・11〕 参与役所、市中町役の者へ市民への献金強制行為を禁ず。同上		4・一 「出火致シ候者咎申付規則」制定(類焼敷数によって押込日数を増す)。府庁文書 明1-15
1・26〔2・19〕 太政官代・弁事役所、九条家より二条城へ移し、尾張藩に警衛させる。府庁文書 明1-6		閏4・8〔5・29〕 元新選組隊長近藤勇の首級、三条河原に梟す(4・25板橋にて処刑)。明治文化全集(新聞篇)
1・27〔2・20〕 久美浜代官所を廃し長州陣営久美浜出張所を置く(隊長小笠原美濃之助)。暗殺戒を市中に布告。騒乱後の狼藉者多く市中木戸を旧に復すよう達す(参与役所)。丹波山国隊史、府庁文書 明1-9		閏4・27〔6・17〕 九州浦上村切支丹宗徒4010人各藩預けとなり、丹波篠山(青山左京大夫)には50人、同亀山(松平図書頭)には50人預けられる。府庁文書 明1-4
1・一 北桑田郡上弓削村で代官の専横に反対して農民騒動(3人流罪)。丹波史年表		閏4・28〔6・18〕 官軍出張所を廃し、久美浜県をおき、伊王野治郎左衛門知事に任命。法令全書
1・一 愛宕郡蓮台野村年寄元右衛門等より「身分取立嘆願書」府へ提出。明治の光		閏4・29〔6・19〕 京都裁判所を京都府と改称。万里小路博房会計局総督となり、大津裁判所総督長谷信篤初代知事となる。(5) 府庁文書 明1-1、1-6
2・2〔2・24〕 賄賂行為を厳禁。府庁文書 明1-9		5・3〔6・22〕 東本願寺光勝、北国巡回時における募金6,000両を新政府へ献ずる。明治天皇紀
2・10〔3・3〕 金穀献納を私利私欲に利用するものあり、中止を達す。府庁文書 明1-1		5・10〔6・28〕 三藩による市中取締を廃し、各藩兵中にて府兵を組織。市会史
2・22〔3・15〕 上下両京に総代各3人を置き輪年更番する、これを三役と称す。府史 府治類		5・21〔7・10〕 征賊の檄を三条橋等に掲示。府史 禁令類
2・26〔3・19〕 三条大橋に目安箱設置。(2) 府庁文書 明1-1		5・一 伏見に助郷役をおく(6・3布告)。府庁文書 明1-2
		6・2〔7・21〕 市中町毎に議事者3人を置く。同上
		6・8〔7・27〕 新聞発行は官許によると達す。同上

京	都	府	日	本
6・9〔7・28〕 京都伝馬所設置を布達。京地近辺にて浮浪人を集め練兵し、費用を民間に募るなどの行為を禁ず。(6) 府庁文書 明1-2			1・3〔1・27〕 旧幕府軍、鳥羽・伏見で鹿兒島・萩藩兵と戦い敗れる(～1・4、鳥羽・伏見の戦、戊辰戦争おこる)。1・8慶喜、大阪出帆、1・12江戸着。	
6・14〔8・2〕 府、刑法官へ15歳以下60歳以上の犯罪者への答刑を免ずることにつき伺。府庁文書 明1-8			1・7〔1・31〕 新政府、慶喜追討令を出す。	
6・15〔8・3〕 山城国内小堀数馬預地を府管轄とすると達す。府庁文書 明1-9			1・15〔2・8〕 外国事務取調掛東久世通禧、各国公使と兵庫で会見、王政復古の国書を手交、外国と和親する旨を告げる。	
6・20〔8・8〕 賄賂請謁の弊を禁止布告。府史 禁令類			1・17〔2・10〕 新政府、官制(三職七科の制)を發布。	
6・26〔8・14〕 政府、府県順序を定め、京都府第1位とする。府庁文書 明1-2			1・21〔2・14〕 新政府、毎月1と6の日を休日と定める(官公所、漸時これにならう)。	
6・27〔8・15〕 城州多羅尾織之助支配御領、府支配とする。同上			1・23〔2・16〕 新政府、暗殺を禁止。	
6・28〔8・16〕 閏4月上旬以来の長雨にて加茂川・宇治川等氾濫し、被害甚大のため長谷知事伏見方面視察する(～7・1)。府庁文書 明1-3、明治文化全集第4巻			1・25〔2・18〕 新政府、役人の苞苴私謁(贈収賄)を禁止。	
6・一 横死人・捨児等の届出せぬ時、町役とも越度にて処罰すると布達。(7) 府庁文書 明1-3			2・3〔2・25〕 天皇、親征の詔を發布。	
6・一 水利土木事業等の不正を厳重取締るよう演舌書を出す。同上			2・3〔2・25〕 新政府、官制を改め三職八局の制とする。	
6・一 洪水のため13日以上水没稲は年貢免除10日以下は検査の上決定すると布達。府庁文書 明1-7			2・9〔3・2〕 総裁熾仁親王(有栖川宮)、東征大総督となり、東海・東山・北陸3道の軍を指揮。	
7・2〔8・19〕 山城国元代官支配地府支配を布達。府庁文書 明1-2			2・23〔3・16〕 新政府、京都で機関紙『太政官日誌』創刊(～明10.1.22=1177号)。	
7・9〔8・26〕 府と刑法官の職掌領域を明確にする。同上			2・24〔3・17〕 新政府、京都市中に目安箱(投書箱)を置く。7月、東京でも実施。	
7・10〔8・27〕 職制制定。町組五人組仕法書告諭を布達。(8) 府史 職制・戸口類			2・30〔3・23〕 仏公使ロッシュ・オランダ代理公使ボルスブルック、参内謁見、英公使パークス、途中刺客に襲われ参内を中止(3・3参内)。	
7・19〔9・5〕 大年寄中添年寄の職格および賞格四等を設け、大年寄の職禄は官給とするよう弁官に稟請する。市中善行奇特人難渋者ある場合即座に申出よう布達。(9) 府史 戸口類、府庁文書 明1-10			3・6〔3・29〕 大総督府、3・15に江戸城を総攻撃する旨命令。	
8・5〔9・20〕 太政官、京都府職制仕法書を各府藩県に頒示し、其土地民俗を酌量して意見上陳方を命令。法令全書			3・13〔4・5〕 大総督府参謀西郷隆盛と、旧幕府陸軍総裁勝安房、江戸鹿兒島藩邸で会見、江戸開城を交渉。3・14交渉成る。	
8・8〔9・23〕 府兵練兵場を府内に設置。府史 兵制類			3・14〔4・6〕 天皇、紫宸殿で、公卿・諸侯を率い、5カ条を誓約(五箇条の誓文)、億兆安撫・国威宣揚の宸翰を出す。	
8・10〔9・25〕 府の従来までの法令を「京都府布令書」として170文で販売。府兵改め平安隊とする。府庁文書 明1-10、府史 兵制類			3・15〔4・7〕 新政府、旧幕府の高札を撤去し、あらためて5条の禁令を掲示。	
8・15〔9・30〕 町役呼出は惣呼出であったが、以後一組内より中添年寄1人・年寄1人・議事者1人の3人とする(但し重大事件は従来通り惣呼出)。府庁文書 明1-10			4・11〔5・3〕 江戸城開城。徳川慶喜、水戸に退隠のため江戸を去る。	
8・16〔9・31〕 弾正尹朝彦親王、反逆の罪に			閏4・21〔6・11〕 新政府、官制を改正(七官両局の制)。4・27政体書を出す。	

京	都	府
て弾正尹・親王の称を奪われ、広島藩に幽閉される(榎本武揚等と徳川氏擁立を謀ったと)。 明治天皇紀	10・30〔12・13〕「告諭大意」第1編を頒布。 府庁文書 明1-10	10・30〔12・13〕「告諭大意」第1編を頒布。 府庁文書 明1-10
8・25〔10・10〕千田忠八郎以下7名、大年寄役に命ぜられ拾人扶持を給せられる。 ⁽¹⁰⁾ 府史 戸口類	11・10〔12・23〕大年寄へ議事者の議事次第を布達。大年寄定員1人増8人とするよう会計官へ申請。旧幕府中尊王のため死亡した者の調査を町村へ命ずる。 府庁文書 明1-10、府史 戸口類	11・10〔12・23〕大年寄へ議事者の議事次第を布達。大年寄定員1人増8人とするよう会計官へ申請。旧幕府中尊王のため死亡した者の調査を町村へ命ずる。 府庁文書 明1-10、府史 戸口類
8・28〔10・13〕諸町役公選方を布達。 ⁽¹¹⁾ 府庁文書 明1-10	11・15〔12・28〕各町組に会所創設を布達。 府庁文書 明1-10	11・15〔12・28〕各町組に会所創設を布達。 府庁文書 明1-10
8・一 訴訟および公事掛合等手續方法を布達。 ⁽¹²⁾ 府庁文書 明1-10	11・20〔1・2〕病院を軍務官支配より府支配へ移す。戸籍編製を12・10までに完了するよう布達。 ⁽¹⁶⁾ 維新日誌、府庁文書 明1-10	11・20〔1・2〕病院を軍務官支配より府支配へ移す。戸籍編製を12・10までに完了するよう布達。 ⁽¹⁶⁾ 維新日誌、府庁文書 明1-10
8・一 他国よりの「上方稼」と称して入り込む者の処置方を布達。 府庁文書 明1-10	11・24〔1・6〕救助のため小百姓窮民の調査を庄屋年寄に命ずる。 同上	11・24〔1・6〕救助のため小百姓窮民の調査を庄屋年寄に命ずる。 同上
9・1〔10・16〕宮津藩主本莊宗武、東幸用度として金2万両献上(ついで藩力疲弊を以て楮幣2万両下賜)。 政経大年表	11・29〔1・11〕流民集所を創設し、薬品等の寄付、医者をつのる。 ⁽¹⁷⁾ 府庁文書 明1-10	11・29〔1・11〕流民集所を創設し、薬品等の寄付、医者をつのる。 ⁽¹⁷⁾ 府庁文書 明1-10
9・5〔10・20〕宗旨人別帳従前通り調べ9月中に差出を命ずる。 府庁文書 明1-10	11・一 会所代を山城八郡に分設。 府史 府治類	11・一 会所代を山城八郡に分設。 府史 府治類
9・10〔10・25〕榎村正直、議政官史官試補として府出仕を命ぜられる。 京都経済史	12・1〔1・13〕帯刀人僧尼にて町内に住み、諸役金払わぬ者は屋敷建家取上を布達。維新日誌	12・1〔1・13〕帯刀人僧尼にて町内に住み、諸役金払わぬ者は屋敷建家取上を布達。維新日誌
9・15〔10・30〕黒谷中山火葬所、10・10より三条通蹴上新池へ移転布達(黒谷は10・20限火葬停止)。 府庁文書 明1-10	12・2〔1・14〕判府事以下諸僚の非常装具を定める。 府史 庁則類	12・2〔1・14〕判府事以下諸僚の非常装具を定める。 府史 庁則類
9・18〔11・2〕会計官、府へ合併(10・2府庁内移転)。 維新日誌	12・5〔1・17〕平安隊入隊を一家1人に限る(明2・2・5制限廃止)。 府史 兵制類	12・5〔1・17〕平安隊入隊を一家1人に限る(明2・2・5制限廃止)。 府史 兵制類
9・29〔11・13〕東京行幸中、薩・長・肥・彦根4藩へ市中警備を命ずる(12・24罷む)。 ⁽¹³⁾ 府庁文書 明1-10	12・13〔1・25〕宮堂上諸藩社寺等へ用達人共の苗字帯刀を禁止。 府庁文書 明1-10	12・13〔1・25〕宮堂上諸藩社寺等へ用達人共の苗字帯刀を禁止。 府庁文書 明1-10
9・一 町組改正につき戸別に名札書改めを指示する。 布達要約	12・14〔1・26〕平安隊400人を毎夜市中巡察させる(21日より)。 府史 警保類	12・14〔1・26〕平安隊400人を毎夜市中巡察させる(21日より)。 府史 警保類
9・一 諸物高値につき不当買込み者・金札不当正金引替者を訴え出るよう布達。 府庁文書 明1-3	12・18〔1・30〕小学校建営のための籠別出金は、窮民の分は各町毎に責任をもって調達するよう布達。 府庁文書 明1-10	12・18〔1・30〕小学校建営のための籠別出金は、窮民の分は各町毎に責任をもって調達するよう布達。 府庁文書 明1-10
9・一 賭博および子供の賭事を禁ずる(明4・3・24再達)。 府庁文書 明1-10	12・19〔1・31〕前年12月旧幕府拜礼のため集めた市中軒役銀を返却すると布達。 同上	12・19〔1・31〕前年12月旧幕府拜礼のため集めた市中軒役銀を返却すると布達。 同上
10・5〔11・18〕与力・同心の帰順・窮民の区別を明らかにするよう弁官へ伺(伺之通)。 ⁽¹⁴⁾ 府庁文書 明1-8	12・一 会議集会は会所で行うよう布達。 同上	12・一 会議集会は会所で行うよう布達。 同上
10・7〔11・20〕伏見市中を練兵場兵隊および作州藩兵が巡回すると布達。 府庁文書 明1-3	12・一 還幸につき、来る1・6御所南門外で紫宸殿遙拜し、府より酒肴を各町にたまうと布達。 同上	12・一 還幸につき、来る1・6御所南門外で紫宸殿遙拜し、府より酒肴を各町にたまうと布達。 同上
10・10〔11・23〕金札にて正金買集めを禁止。 府庁文書 明1-10	12・一 伏見市中の町組五人組仕法書を示し、市中を17組に区画する(26日か)。 府史 戸口類	12・一 伏見市中の町組五人組仕法書を示し、市中を17組に区画する(26日か)。 府史 戸口類
10・17〔11・30〕市中小銭不足の折柄、融通し合うよう布達。 ⁽¹⁵⁾ 同上	12・一 各戸に表札を出させる。 同上	12・一 各戸に表札を出させる。 同上
10・20〔12・3〕大年寄、金札通用で小札払底につき小札引替願者24日までに中年寄まで申出よう布達(切實として2文、22日廃止)。 同上	12・一 久美浜県定を發布。 熊野郡誌	12・一 久美浜県定を發布。 熊野郡誌
10・28〔12・11〕戸籍編製仕法書を管内に告諭し、中年寄に作成を指示。 府庁文書 明1-10		
10・29〔12・12〕角力狂言等見世物場で乱暴を働いた者の捕縛を布達。 府庁文書 明1-8		

参	考	日	本
(1) 山国隊は、2・13〔3・6〕征討軍に加わり出陣し、3・19〔4・11〕江戸到着、4・21・22両日安塚付近にて大島圭介隊と戦い(死者3名重傷5名)、5・15 彰義隊と戦い(死者1名負傷3名)、6・28 奥羽へ向い、転戦し、10・22再び江戸に帰り、11・5 凱旋し、2・2・18〔3・30〕山国神社にて解散式を行った。 府庁文書 13-1-10、丹波山国隊史	(2) 3・7 堀川竹屋町橋にも設置。	7・17〔9・3〕天皇、江戸を東京とする詔書を出す。	7・17〔9・3〕天皇、江戸を東京とする詔書を出す。
(3) 市中取締役所を京都裁判所と改称した日付は法令全書・復古記・明治天皇紀等では2・19とあり、京職沿革略考・太政類典等には2・23とある。今これを判断するに、2・19は政府の機構と人事決定日、2・23は政府が発表布告した日であると考えられる。3・3は京都府下に布告した日であり、ここでは、一応この日付をとる。なお、市中取締役三藩は、裁判所付属となる(3・8)。	(4) 下鳥羽村以下19カ所に五札共、上賀茂村以下157カ所には切支丹禁止一札のみ。	8・7〔9・22〕税法は姑く旧慣に仍りかつ旧幕府旗下采邑没収の者は隣近府藩県に管轄せしむ。	8・7〔9・22〕税法は姑く旧慣に仍りかつ旧幕府旗下采邑没収の者は隣近府藩県に管轄せしむ。
(5) 改称日を太政類典・復古紀・明治天皇紀等は閏4・25としているが、これは政府段階での決定である。なお明治初年においても立庁月日が明確でなかったらしく、明4・7・13〔8・28〕弁官が調査に来て、府は明治・元年閏4・29を立庁日として答申し、以後この日となっている。	(6) 助郷を天領はじめ宮堂上領をも組み込んだので人夫が二重の労働となり手づまりを来たしたため。御所・太政官・宮堂上のための人足はここから出すこととなる。	8・16〔10・1〕弾正尹朝彦親王、反逆の嫌疑で官位を奪われ広島藩に幽閉。	8・16〔10・1〕弾正尹朝彦親王、反逆の嫌疑で官位を奪われ広島藩に幽閉。
(7) 横死人・捨児等は、その家・その町にて届出処置することになっていたが、処理費用や養子先決定までの養育費は、家々町々にて出すことになっていたため、行倒人・捨児等があると朝早くおきて隣家・隣町に持ってゆき、また掛り合いになるのをわずらい、放置しておくことが多かった。	(8) 知府事・判府事・権判府事をおき、市政局10官・郡政局11官・伏見役所を設ける。市中を2分し、上大組・下大組とし、従前の年寄を大年寄と称して事務を取扱わしめた。各町においては大略20町を合せて組と称し、正・副中年寄をおき、その事務を取扱わしめる。五人組をたて相輔けさす。	8・20〔10・5〕公務人を公議人と改め又公用人を設ける(公議人は議員、公用人は留守居役)。	8・20〔10・5〕公務人を公議人と改め又公用人を設ける(公議人は議員、公用人は留守居役)。
(9) 「……悪業せしめ候者不少随而御咎を受候者多人数出来致候処土地之広き人民之多き其内爾善者数多可有之者必然ニ候得共免角善事之顯ハ遅き故歟御褒美被遣候者却而少く遺憾の事ニ候」	(10) 千田忠八郎・上野利助・河崎善兵衛・杉本治郎兵衛・清水源兵衛・佐々木与八・森田武兵衛	11・25〔10・10〕宮堂上および中大夫以下の采邑を府庁に管せしむ。	11・25〔10・10〕宮堂上および中大夫以下の采邑を府庁に管せしむ。
(11) 任期8月より翌年7月まで、重任さまげぬ中添年寄(一組中入札)、年寄・議事者(一町中		8・26〔10・11〕新政府、天皇誕生日(9・22)に天長節を執行することを布告。	8・26〔10・11〕新政府、天皇誕生日(9・22)に天長節を執行することを布告。
		8・27〔10・12〕天皇、即位の大礼をあげる。	8・27〔10・12〕天皇、即位の大礼をあげる。
		9・8〔10・23〕明治と改元し、一世一元の制を定める。	9・8〔10・23〕明治と改元し、一世一元の制を定める。
		9・19〔11・3〕新政府、しばらく議政官を廃し、議定・参与を行政官に編入。	9・19〔11・3〕新政府、しばらく議政官を廃し、議定・参与を行政官に編入。
		9・20〔11・4〕天皇、東幸のため京都出発。10・13東京着、江戸城を東幸の皇居とし、東京城と改称、12・8東京出発、京都に帰る。	9・20〔11・4〕天皇、東幸のため京都出発。10・13東京着、江戸城を東幸の皇居とし、東京城と改称、12・8東京出発、京都に帰る。
		10・28〔12・11〕新政府、藩治職制を定め、各藩に執政・参政・公議人・家知事をおく。	10・28〔12・11〕新政府、藩治職制を定め、各藩に執政・参政・公議人・家知事をおく。
		12・23〔2・4〕新政府、富くじ興行を禁止。	12・23〔2・4〕新政府、富くじ興行を禁止。
		ノ入札)。役料その他入費一中年寄役1軒付450文、添年寄役1軒付225文、年寄・議事者1軒付1貫200文。大年寄役手代給料1人1日3朱(13人)・書記手代1人1日2朱(4人)・用遣1人1日2朱(7人)3役にて半季合計686両1歩、市中1軒付164文宛。勘定明細書は町内一統に示すこと、諸祝儀事行わぬこと、寄合は自分弁当のみのこと。	ノ入札)。役料その他入費一中年寄役1軒付450文、添年寄役1軒付225文、年寄・議事者1軒付1貫200文。大年寄役手代給料1人1日3朱(13人)・書記手代1人1日2朱(4人)・用遣1人1日2朱(7人)3役にて半季合計686両1歩、市中1軒付164文宛。勘定明細書は町内一統に示すこと、諸祝儀事行わぬこと、寄合は自分弁当のみのこと。
		⁽¹²⁾ 付添は原則として1人、付添人への度をこした謝礼不要、奇特人褒賞の節度をこした祝は禁ず、書面作成は読めればよく代書屋にたのみ、むだな費用支出に及ばず。書類には町役印必要、家持は家賃を低くすること。8・23伏見へも布達。	⁽¹²⁾ 付添は原則として1人、付添人への度をこした謝礼不要、奇特人褒賞の節度をこした祝は禁ず、書面作成は読めればよく代書屋にたのみ、むだな費用支出に及ばず。書類には町役印必要、家持は家賃を低くすること。8・23伏見へも布達。
		⁽¹³⁾ 下立売より北 薩州 五条通より北鳥丸通より東 長州 五条通より北鳥丸通より西 肥州 五条通より南 彦根。	⁽¹³⁾ 下立売より北 薩州 五条通より北鳥丸通より東 長州 五条通より北鳥丸通より西 肥州 五条通より南 彦根。
		⁽¹⁴⁾ 帰順(徳川家処置以前の出頭者)窮民(徳川家処置以後の出頭者)。	⁽¹⁴⁾ 帰順(徳川家処置以前の出頭者)窮民(徳川家処置以後の出頭者)。
		⁽¹⁵⁾ 休店にて小銭もつもの売払うこと、諸商人日常取引上必要以外の小銭も同じ、小銭売買にて利益をあげることを禁止。	⁽¹⁵⁾ 休店にて小銭もつもの売払うこと、諸商人日常取引上必要以外の小銭も同じ、小銭売買にて利益をあげることを禁止。
		⁽¹⁶⁾ 12・4に至り、再び軍務官支配となる。この間の事情は、府が財政難と府移管となれば一般人民の来院も行わざるをえないことと理由から再検討を要請していたのが受け入れられたわけである。	⁽¹⁶⁾ 12・4に至り、再び軍務官支配となる。この間の事情は、府が財政難と府移管となれば一般人民の来院も行わざるをえないことと理由から再検討を要請していたのが受け入れられたわけである。
		⁽¹⁷⁾ 堀川・千本・六角・塔之段・六波羅。	⁽¹⁷⁾ 堀川・千本・六角・塔之段・六波羅。

京	都	府
1・5〔2・15〕横井小楠、寺町御霊祠前で暗殺される。 府史 警保類		2・1 府吏員が私事で芝居見物の時に官席を用いることを禁止。 府庁文書 明2-8
1・9〔2・19〕書籍出版につき山城国中布達、内容を各府藩県へ伝達すべく弁官に申請(6・8返却)。 府庁文書 明2-7		2・1 太政官、九門等警備を各藩兵にうけもたせる。 ⁽⁴⁾ 府庁文書 明2-3
1・10〔2・20〕政府、奥羽諸藩士中松平容保元家来以外の入京許可。市民に酒肴下賜される(酒237石鰯118,500余枚合計4,266両余)。 府庁文書 明2-4、明治天皇紀		2・1 中副年寄へ勝手に組内入費を割付けることを禁止。 府庁文書 明2-7
1・13〔2・23〕京都諸出口通行禁止解除。 府庁文書 明2-3		3・5〔4・16〕目安箱への匿名投書禁止。 府史 禁令類
1・18〔2・28〕府預朝敵藩邸を売却・貸出を行っていることを弁官へ届。 府庁文書 明2-8		3・6〔4・17〕刑部省、横井小楠遭害事件徒党金本願蔵へ家謹慎を命ずる(天皇京都還幸事件にも関係す明3・6・8東京送)。 府史 特裁刑典事類
1・27〔3・9〕太政官の令を奉し、富興行を禁止。 府史 民俗類		3・9〔4・20〕流民集所の者に市中塵芥掃除を命ずる。 府史 勸業類
1・27~28〔3・9~10〕宮堂上家領・社寺・中下大夫租税、府管轄となり、庄屋は一村一人・年寄数人・家領の庄屋名廃し収納取立役と改めると各村へ布達。 府庁文書 明2-8		3・10〔4・21〕市中制法・郡中制法・村庄屋心得条目・町役心得条目制定(2・27弁事へ許可願)。 府庁文書 明2-7
1・28〔3・10〕久美浜県警衛を免ずる(小出大和守・小出播摩守・牧相模守)。 維新日誌		3・12〔4・23〕郷土は其村々役方のもとにつくことを布達。 府史 戸口類
1・30〔3・12〕市中町組改正。 ⁽¹⁾ 府史 戸口類		3・15〔4・26〕徒刑場開設(御池神泉苑町西入小浜藩邸)徒刑人容体きめる。 ⁽⁵⁾ 府庁文書 明2-8
1・一 府庁簿書目録名作成(初めて)。 府庁文書 明2-8		3・一 他所出役の節の手当宿料を定める。 ⁽⁶⁾ 府庁文書 明2-8
1・一 太政官、府県境界木標認方を一定にする布達。 ⁽²⁾ 府庁文書 明1-14		3・一 三和司馬太他7名(二条城詰)、東幸を停め、天下の兵権を皇室が統轄すべきことを建言。 ⁽⁷⁾ 三条美美文書
2・2〔3・14〕「告諭大意」第2編を各府藩県に頒布。 府史 禁令類		4・7〔5・18〕職制中勸業方を設置。 府庁文書 明2-8
2・9〔3・21〕大年寄中副年寄に苗字帯刀許可。 府庁文書 明2-7		4・12〔5・23〕府民勸業資金として50万円借入を政府に申入(4・17政府勸業基金として10万両交付、のち5万両追加)。 ⁽⁸⁾ 府史 勸業類
2・13〔3・25〕伊勢国亀山との混同をさけるため丹波国亀山を亀岡と改称。 日本歴史大辞典		4・24〔6・4〕初めて府官員の出退時刻を定め出勤簿を設く(9時出勤2時退出)。 府庁文書 明2-8
2・14〔3・26〕再幸につき刑法官東京へ同行。京都残留組は監察を専らとし、捕亡・鞫獄は府において取扱を布達。 府庁文書 明2-4		5・10〔6・19〕八条家々士河合縫殿介等攘夷を唱え徒党を組んだため逮捕(逮捕者12名)。 ⁽⁹⁾ 府史 警保類
2・15〔3・27〕第1回近畿府県長官会議を開催。 ⁽³⁾ 府史 職制類		5・19〔6・28〕府兵廃止につき府下多田隊の者復籍させる。 府史 兵制類
2・19〔3・31〕伏見役所を伏見京都府出張所と改称し、権判府事1人を駐在させる。 府史 府治類		5・一 金札流通せず大政官回収を指示、府は200万両上納することとなる。 府庁文書 明2-3
2・22〔4・3〕一般庶民の妻女等を宴席にはべらし歌舞音曲を行わせることを禁止。 府史 民俗類		6・2〔7・10〕淀藩村替代知午年の物成、府より交付(高5679石9斗7升4勺米1461石4斗4升7合3勺、永5,534貫845文)。太政類典 1-63-17
2・26〔4・7〕太政官、府に対して東幸中の取締りを厳にするよう布達。 太政類典 1-90-60		6・3〔7・11〕川東聞名寺に兵器司をおく(人数38人、小使2人)。 ⁽¹⁰⁾ 府庁文書 明2-11
2・29〔4・10〕東京より榊の扱をいかにしているか府へ問合せ(東京榊座は33国の榊を取扱い維新以来混乱し西京と齟齬するのは不都合につき)。 府庁文書 明2-11		6・8〔7・16〕大阪府より京阪地方の物価が東京地方より高いので、調査するため三井・大丸・恵比須三家の1月より6月までの仕入帳を引揚げ、まわしてもらいたいと府へ申入れる。 府庁文書 明2-11

参	考	日	本
(1) 「市中町組々事去年下ニライテ組合セ申付候処其節イマタ町組ノ趣意ヲ不解向モ有之候哉間々離レタ々1町ト組合セ又ハ旧習ニ泥ミ勝手ニ組合セ候分有之混雜一形ナラス終ニ一統ノ便利ト相成故不得止此度町組改正申付」上大組33番組、下大組33番組。		1・20〔3・2〕鹿兒島・萩・高知・熊本4藩主、連署して版籍奉還を上表(1・23発表。以後、諸藩主の上表あい次ぐ)。	
(2) 山城国本街道箇所(6カ所) 追分(宇治郡四宮村江州滋賀郡追分境) 山崎(乙訓郡山崎郡撰州島上郡広瀬村東大葉村境) 大宮坂(相楽郡一ノ坂村和州添上郡奈良坂村境) 老坂(乙訓郡沓掛村丹州桑田郡岬村境) 橋本(綴喜郡橋本町河州交野郡楠葉村境) 途中越(愛宕郡小出石村江州高島郡途中村境)		2・5〔3・17〕新政府、議事の制を立てることを諸藩・府県に令する。府県施政順序を定む。 2・24〔4・5〕天皇東京滞在中、太政官を東京に移すことを達する(事実上、遷都を決定)。 3・7〔4・18〕公議所開院式、東京旧姫路藩邸で行われる。 3・7〔4・18〕天皇、再度東京に向う。3・28東京着。 3・12〔4・23〕新政府、待詔局を東京城におき、草莽の建言を許す。4・25馬場先門内に移る。 3・一 諸侯、東京に召集を命ぜられ、続々と上京。 4・8〔5・19〕新政府、民部官をおき、府県事務を総管。 4・15〔5・26〕新政府、脱籍浮浪人復籍の措置を定める。 5・11〔6・20〕新政府海陸軍、函館総攻撃を開始。 5・13〔6・22〕新政府、上下議院開設により、議政官を廢し、輔相・議定・参与・弁事を行政官におく(三等官以上に輔相議定・参与を選挙させる)。 5・18〔6・27〕五稜郭開城、榎本武揚以下降伏(戊辰戦争おわる)。 5・21〔6・30〕政府、上局会議を開き、皇道興隆・知藩事新置・蝦夷地開拓などを諮問。5・22下局会議にも諮問。 5・22〔7・1〕弾正台をおく(中央・地方の巡察と非違の糾弾)。7・8支庁を京都におく。 6・4〔7・12〕京都府編制の戸籍仕法書を各府県に頒つ。 6・17〔7・25〕諸藩の版籍奉還を許し、藩知事(274人)を任命(〜6・25)。公卿・諸侯の称を廢し、華族と称する。 6・25〔8・2〕政府、藩知事にたいし諸務変革を達し、藩知事禄の制を定め、家臣を士族と称する。 6・27〔8・4〕政府、徴士・雇士の禄を廢し、直接藩士を運用する旨布告。 7・8〔8・15〕政府官制を改革し、神祇官・太政官・民部省・大蔵省・兵部省・刑部省・宮内省・外務省および開拓使・集議院そのほかを設置、行政官・6官・上局会議を廢止(二官六省の制)。 7・11〔8・18〕政府、官吏を勅授官・奏授官・判授官に分ける。7・27勅任官・奏任官・判任官と改称。	
(3) 1・14〔2・24〕府の提議により開催のはこびとなる。第一回参加者は、長谷信篤京都府知事・松田道之府判府事・伊勢新左衛門奈良府判府事・朽木木衛之允大津知事・植村正直議政官史官・伊藤西市久美浜知事代理である。なお毎月1回15日に開き、会議録を作成することになっていたが、明3・2・3〔3・4〕民部省より廢止命令が出て、それ以後行われなかった。			
(4) 建礼門建青門(細川越中守) 宣秋門(稲葉美濃守) 寺町門(木下大和守) 清和院門(小出伊勢守) 堺町門(永井日向守) 蛤門(松平図書頭) 中立売門(稲葉右京亮) 下立売門(仙石讃岐守) 今出川門(植村羽前守) 乾門(永井肥前守) 石葉師門(成瀬隼人正) 清所門猿ヶ辻(青山左京大夫) 輪王寺般若院(石川日向守) 大宮御所(藤堂和泉守) 中宮御所(酒井雅楽頭) 桂宮(池田武藏守) 静寛院宮(本多中務大輔)			
(5) 徒刑人容体 一惣髪ニ而束子輪毛、一片眉刺落し、一柿色筒袖長半天但背中ニ白上リニ而とけい人と記ス兩具ハ墨ニ而同断、一同色ぱっち、一同色三尺帯、一手拭下帯共白紺色染分ケ并柿色とも用ゆ、一左之木札為提置候事(以下略)。			
(6) 一等官1人1日一両 二・三等官同三歩 四・五等官同二歩 六・七等官同一歩二朱 八・九等官同一歩 下用掛帯刀者同一歩 以下略。			
(7) 「……醜夷雑沓ノ東港江親臨被為在候御儀其橋ヲ不渡シテ其水ヲ渉ルト申御場合歟ト奉存不願恐聲路ニ跪キ味死而奉停度当路ノ明断ニ縋リ奉建言候」			
(8) 明3の産業基金(下賜にて償還不用)とは別で、これは償還せねばならなかった。3年に3万5,000両償還し、4・7 残11万5,000両は年間7,600両を15年賦で返済することとなった。			
(9) 元新撰組神崎一二三、多田隊岡本齊宮、同青山大助、同安藤軍治、同山下七郎、同湯浅十太郎、			

京	都	府
6・10〔7・18〕 弁事役所、六等官以下の官員進退についても処分前に弁事役所に進達すべきことを府に指示。 ⁽¹¹⁾ 府庁文書 明2-11		11・5〔12・7〕 棄児を禁止。村高に応じ村長の給米を定む。 ⁽¹⁵⁾ 府史 民俗・戸口類
6・14〔7・22〕 弁事役所、出版自主規制のため書林中年行司をきめるよう達する。 府庁文書 明2-11		11・14〔12・16〕 中井主水、府火防役に任ぜられる(3、閏10・7免)太政官、皇后行啓につき府下人民不穩鎮静に尽力した長谷知事以下を賞す。 府庁文書 明2-3、2-4
6・17〔7・25〕 府下夜盜夥多につき知府事以下徹夜巡邏する。 太政類典 1-86-17		11・18〔12・20〕 従来産土神火焚祭礼時に貸借金銀清算していたのを以後10月末日とすると布令。 府史 民俗類
6・23〔7・31〕 会計官、回収廃棄紙幣と製造器械河東練兵場で焼却。 府史 貨財類		11・28〔12・30〕 市中伝馬所を廃し人選を以て人足請負方を布達。 府庁文書 明1-12
6・一 久美浜県出張所、中立売町西入石坂屋孫太郎宅へ移転。 府庁文書 明2-11		11・一 近畿府県知事会議規則制定(明3・1・民部省中止を達す)。御達書 037-1-17-8(府庁文書)
7・2〔8・9〕 府兵禁止につき平安隊を警固方と改称(月給3兩)。 府庁文書 明2-7		12・1〔1・2〕 京都七口警衛を廃す(9・20〔10・24〕諸藩に警衛させる)。太政類典 1-86-136
7・8〔8・15〕 職員令制定(7・13松田道之大参事、7・17長谷信篤知事、楨村正直、大山彦八権大参事、馬場蒼心少参事に任)。中元節前後子供群集し放歌高唱するを禁止。 府庁文書 明2-4、府史 民俗類		12・3〔1・4〕 1・10、20、30各日の当地米相場を民部省へ報告。 ⁽¹⁶⁾ 府庁文書 明2-7
7・19〔8・26〕 議事者を廃し、伍頭をして町年寄を輔佐させる。 府庁文書 明2-7		12・4〔1・5〕 芸州藩千本邸、徒刑場に使用を布達(明3・5・11移転)。 府庁文書 明2-16、府史 刑法類
7・27〔9・3〕 刑部省京都留守廃止。 維新日誌		12・8〔1・9〕 士卒と町人農民との争い処分方につき弁官へ伺。 府庁文書 明8-13
8・10〔9・15〕 久美浜県所轄地を割き生野県をおく。 太政類典 1-62-74		12・11〔1・12〕 松田大参事楨村権大参事、天皇の還幸を広沢参議大隈民部大夫宛に願書出す。 府庁文書 明2-10
8・22〔9・27〕 職制改正。 府史 職制類		12・12〔1・13〕 維新政府より洛中地子免除の布告を出すよう弁官・民部省へ伺(12・30地子免除洛中境界変更不許可)。同上
8・26〔10・1〕 京都市民困窮者に対し、救恤の詔勅によって1年間毎月米700石を府に下付されることとなる。 市会史		12・14〔1・15〕 銃砲取締を布告し、銃砲商以外の所蔵を禁じ、所持者は申告させる。(明5・1・29再布告)。 府史 租法類
9・4〔10・8〕 兵部大輔大村益次郎、刺客に襲われ、11・4死亡。 ⁽¹²⁾ 京都兵学校を大阪兵学寮へ移す。 府史 特裁刑典事類、太政類典 1-106-59		12・20〔1・21〕 大村兵部大輔暗殺犯人栗田口刑場で処刑寸前京都弾正台の申入れにて中止(12・22弁官へ京都弾正台糾弾と刑再執行指示を仰ぐ、12・29刑執行)。京都兵部省廃止(太政官布告第1172)。 ⁽¹⁷⁾ 府史 特裁刑典事類、法令全書
9・24〔10・28〕 市民皇后東行反対・天皇還幸を要求し、石薬師門に約1,000名屯集。 府史 総類		12・28〔1・29〕 府官員289人(明3・1・2現在)と宮内省用度司へ報告。 府庁文書 明2-10
9・一 京都弁官伝達所を留守官伝達所と改称。 府庁文書 明2-2		12・一 山城国中制札場を定める。 ⁽¹⁸⁾ 府庁文書 明1-14
9・一 職制改正。 府庁文書 明1-15		
10・10〔11・13〕 官員昇降所と大小白洲を分別す(大白洲は知参事臨時のみ使用)。 府史 庁則類		
10・11〔11・14〕 府庁を旧軍務官屋敷(元守護職屋敷 現在地)へ移転。 ⁽¹³⁾ 府庁文書 明2-8		
10・14〔11・17〕 府下力士東征出陣につき角力場1ヶ所永世下賜される(八坂神社地内北林889坪)。 府史 兵制類		
10・22〔11・25〕 大年寄役賞典体格定める。 ⁽¹⁴⁾ 府庁文書 明2-6		
10・一 三条・五条橋車通行税50文と定める。 府庁文書 明2-8		

参	考	日	本
同野呂瀬三郎、同中小路織之助、主殿寮佐伯下司田中長三郎、町医湯浅内紀、園部藩士小林鎮次		7・17〔8・24〕	政府、京都・東京・大阪3府以外の府を県に改める。
(10) 6・2 聞名寺が貸料30兩を要求したのに対し、軍務官は「元来朝廷より御用所ニ御借上ケニ相成候処彼より宿料杯申出候義者有間敷事」とことわったが、府と協議の結果善処することとなった。		7・27〔9・3〕	政府、府県奉職規則を定める。
(11) 聴訴方頭取小原餘之助免職(6・4免)に関し、弁事の許可なく行ったことに対し、6・8弁事の指示で雇ったものの進退は、府の専決事項ではなく、弁事の認可が必要と通達。なお小原は6・2に刑法官に出頭命ぜられ、翌日家宅捜査うけ、拘留された。		8・14〔9・19〕	政府、待詔院を廃止し、その事務を集議院に移す。8・20集議院規則を達する。
(12) 来客と大村家来3人死亡、犯人宮和田進斬死9・6 8人中4人越前府中にて逮捕。		8・15〔9・20〕	政府、蝦夷地を北海道と改称し、11国に分ける。
(13) 6・30 府庁手狭につき軍務官屋敷へ移転を願出、7・8 移転命令をえた。		9・12〔10・16〕	村々名主組頭定使給米等しばらく旧慣にならわしめる。
(14) 殊典(代々名字并扶持・代々名字并一代扶持代々名字)第一等典(一代名字并扶持)第二等典(一代名字并一時扶持)第三等(一代名字)		11・17〔12・19〕	府県村名改称分合等は民部省に申請させる。
(15) 明3・6・29再嚴達。		12・2〔1・3〕	政府、中下大夫・上士以下の禄を廃し、すべて土族・卒とし、禄制21等を定める(俸禄の削減)。
100石(庄屋0.7石年寄0.233石) 200石(1.0,0.46)		12・5〔1・6〕	政府、府藩県の紙幣製造を禁止。
300石(2.1,0.700) 400石(2.8,0.933) 500石(3.5,1.167) 600石(3.85,1.283) 700石(4.2,1.400)		12・26〔1・27〕	吉井藩知事・狭山藩知事の辞職の上表を許し、吉井藩を岩鼻県に、狭山藩を堺県に合併。
800石(4.55,1.517) 900石(4.9,1.633) 1,000石(5.25,1.750) 1,100石(5.6,1.867) 1,200石(5.95,1.983) 1,300石(6.4,2.100) 1,400石(6.65,2.217) 1,500石(7.0,2.333)			
(16) 1石に付			
	(10日)	(20日)	(30日)
	兩歩朱	兩歩朱	兩歩朱
上古米	9・1・1	10・2・0	11・0・0
中古米	9・0・1	9・3・2	10・3・0
下古米	8・3・1	9・2・2	10・2・0
上新米	8・3・1	9・2・2	10・2・0
中新米	8・2・1	9・1・2	10・1・0
下新米	8・1・1	9・0・2	10・0・0
	(永37文5歩)	(永25文)	(永50文)
(17) 12・24 長谷知事松田大参事太政官より呼出しをうける。12・28 太政官刑執行中止は「以外」と達す。明3・3・28 判決			
広沢・副島両参議	答50	替(本)50日	減30日謹慎
弾正尹	// 50	// 50(70)日	// 50日 //
弾正大弼	// 50	// 40(60)日	// 40日 //
弾正大忠少忠	// 50	// 30(50)日	// 30日 //
出張弾正大少忠	// 50	// 50(70)日	// 50日 //
府知事	// 50	// 50日	// 30日 //
正権大参事	// 50	// 40日	// 20日 //
(18) 下鳥羽・髭茶屋・木津・西七条・西院・上嵯峨・鷹峰・上加茂・修学院・鞍馬・向日町・大山崎・東九条・平川・井手・郷ノ口・祝園・和東郷・中村・今津			

京	都	府
1・5〔2・5〕 童仙房で商業営業希望者募集。行倒人処理方布達。府庁文書 明3-5		3・28〔4・28〕 府、兵部省食客山本覚馬をもらいさげたいと交渉（弁官許可・海外事情熟知の者が府にいないため）。定抱小遣を廃止。府庁文書明 3-12、3-6
1・14〔2・14〕 市中閑地の有効利用を布達。同上		3・一 建家表間口3間にて一軒役と定める。府史 戸口類
1・24〔2・24〕 府に留守官を兼務（2・2 府へ移す 5・7 宮内省へ移す 明2・6・2 設置）。維新日誌		3・一 火事番は聴訟・鞠獄・庶務・社寺が行っていたが、以後鞠獄を除き市政正権大属が行うと布達。府庁文書 明2-6
1・一 鷹ヶ峰の旧幕府設置の菓園地11,200坪収管。府史 租法類		3・一 管内社寺および戸口現数調査まとめる。 ⁽³⁾ 府史 戸口類
2・3〔3・4〕 京都兵部省廃止につき一時在京成兵を府管轄とする（2・20兵部省出張所管轄）。法令全書		4・1〔5・1〕 洛中地子免除御礼として河東練兵場と上下賀茂で遙拝参拜。府庁文書明 3-12
2・12〔3・13〕 大年寄役へいまだ小学校建管会社未設立の町組の急なる設立を達す。宮華族士族邸地を管轄せしめらる。府庁文書 明3-5		4・4〔5・4〕 府市政局に開拓掛設置（～3）。府史 刑法類
2・13〔3・14〕 京都出張大蔵省廃止。府史 戸口類		4・9〔5・9〕 職員中勅任2人奏任2人判任140人と留守官に報告。府庁文書 明3-12
2・23〔3・24〕 大阪府にて帯刀人取締を行っている故、大阪へ行く場合府の印をもってゆくよう布達。維新日誌		4・19〔5・19〕 14歳以下の笞杖刑を廃止。府史 刑法類
2・25〔3・26〕 長州藩奇兵隊解散により反乱逃亡者当府へ潜入する恐れあり嚴重取締を布達。府庁文書 明3-5		4・20〔5・20〕 牛馬売買は無印鑑にて行うことを禁止。貫属士族公選し触頭を選任。澄川孟致、府行政につき上申書提出。 ⁽⁴⁾ 府庁文書明 3-5、4-16
2・27〔3・28〕 洛中外境界を改正し、洛中地子免除す（2・22地子免除金穀下付を政府に請願）。横井小楠暗殺犯人8名海路東京へ護送。同上、太政類典 1-142-3、府史 特裁刑典事類		4・23〔5・23〕 府、卒族触頭を設置。 ⁽⁵⁾ 府庁文書明 3-10
2・一 協救社下京第24組三条大橋東二丁目に養豚場建築につき各家庭での余り物取扱わせると布達。府庁文書 明3-5		4・28〔5・28〕 指定医師以外から種痘接種をうけることを禁止。府庁文書 明3-5
3・8〔4・8〕 産業基金5万両下付される。 ⁽¹⁾ 太政類典 1-95-61		5・5〔6・3〕 久美浜県庁舎竣工。熊野郡誌
3・9〔4・9〕 止宿人諸官員宮華族家士等姓名住所を届出させる。太政類典 1-78-18		5・7〔6・5〕 府、社寺地を管轄。太政類典 1-63-19
3・14〔4・14〕 留守官、還幸延期を市民に告諭。明治天皇紀		5・10〔6・8〕 東洞院御池下ル有信堂に医学校治療兼種痘所開設。府庁文書 明3-2
3・19〔4・19〕 大年寄役以下の町役を府庁に集め還幸延期を説諭（～20、中御門大納言阿野留守次官始め出席）。府庁文書明 3-12		5・13〔6・11〕 捕亡吏臨機賞与処分方を伺出る（許可）。法規分類大全（賞恤門）
3・20〔4・20〕 洛中洛外境界変更につき、洛内に編入の社寺境内領地はすべて地子免除の旨布達（3・19留守官へ願）。 ⁽²⁾ 府庁文書明 3-12、3-5		5・17〔6・15〕 警固方隊伍編制町組出張規則制定。 ⁽⁶⁾ 府史 警保類
3・21〔4・21〕 還行延期につき市内64小学校にて大小正権参事出張し人民説諭を行う（～30）。府庁文書 明3-12		5・22〔6・20〕 火事現場にて官員指示に従わぬ見物人の処置方を布達。府庁文書 明3-5
3・22〔4・22〕 二条城を留守官の管轄とする。太政類典 1-107-47		5・24〔6・22〕 角力中出火時出動し消火にあたるよう布達。岩築藩領相楽郡祝園村300石管轄するよう民部省達あり。府庁文書 明3-1
3・25〔4・25〕 地子免除産業基金御礼としての遙拝等は必ず行わねばならないものでもなく、華美にならぬようにと布達。府庁文書 明3-5		5・27〔6・25〕 はじめて管内戸籍統計簿を弁官へ送る（7冊）。府史 戸口類
		5・一 府市政局に貫属掛を設置。府庁文書 明2-6
		6・3〔7・1〕 諸布令徹底のため山城全国社寺組合をつくることを布達。府庁文書 明3-5
		6・5〔7・3〕 戸口に関する事件はすべて庶務掛扱から戸籍掛扱とする。府庁文書 明2-6

京	都	府	日	本
6・9〔7・7〕 諸町組中副年寄府庁日勤日付立会心得改正。 ⁽⁷⁾ 府庁文書 明3-8			1・3〔2・3〕 大教宣布の詔出る。	
6・17〔7・15〕 留守官、御所に移転。府史 明3-5			1・26〔2・26〕 萩藩の奇兵隊など諸隊解散措置に不満の脱隊兵士1,000人余、萩藩庁を包圍（諸隊脱隊駈）。2・11木戸孝允、藩兵を率いて山口に進撃し鎮圧。	
6・19〔7・17〕 盆を前にして窮民救助米4,500俵の安売を布達（ただし、前年冬の救米代金未納者不可、1升につき銭1貫50文）。同上			2・3〔3・4〕 府藩県の公廨を庁と改称。	
6・23〔7・21〕 出火時の官員出張職掌を定める。 ⁽⁸⁾ 府庁文書 明2-6			2・14〔3・15〕 外務卿沢宣嘉、米公使デ・ロングに、樺太国境問題に関し米国の斡旋を依頼。11・4中止。	
6・25〔7・23〕 伏見より守口までの4ヶ駅規則改正により府下近村に助郷役を命ずる。 ⁽⁹⁾ 府庁文書 3-2			2・20〔3・21〕 政府、常備兵編成規則を各藩に達する（士族・卒族のほか、新たに兵隊取立を禁止）。	
6・27〔7・25〕 町組火消人数制定まで暫定処置を行う。 ⁽¹⁰⁾ 府庁文書 明3-5			2・22〔3・23〕 政府、府藩県に、外国からの借金および歳入・物産を抵当とする物品の購入を禁止。2・25各国公使に通告。	
6・29〔7・27〕 捨子墮胎取締強化を町方に布達。府史 明3-5			4・22〔5・22〕 政府、府藩県に、外国人にたいする負債額および償還方法の報告を命ずる。	
6・一 宇治郡以下4郡37カ村への御所諸宮非常駐付人足の予備のため手当金を定める。 ⁽¹¹⁾ 府史 租法類			5・15〔6・13〕 陸軍国旗（白布・紅日光線章）を定める。	
6・一 検使・閉戸・附立出役は大年寄の職掌であったのを各組中添年寄町年寄とする。府庁文書 明2-6			5・28〔6・26〕 集議院開院、藩制を諮問（～9・10）。	
7・19〔8・15〕 郡山・膳所・亀岡・笹山・高槻各藩の京都消防役を免す。府庁文書明 3-10			5・一 政府、戸籍編成に関連し、府藩県に管下の石高・戸口の申告を命ずる。	
7・20〔8・16〕 弾正台門目安箱を廃止し、訴訟所設置。同上			5・一 府藩県交互管轄の堤防川悪水路修繕費用の賦課を公平ならしむ。	
7・28〔8・24〕 東洞院物産引立所および西陣引立所を物産引立総会社および同出張所と改め、両所へ監督として府勸業掛官員を出張させ規則を定める。府庁文書 明3-6			7・10〔8・6〕 政府、盛岡藩知事の辞表を許し、盛岡県をおく（このち、長岡藩・多度津藩・丸亀藩・亀岡藩・大溝藩・津和野藩の藩知事の辞職を許す）。	
7・一 葛野郡西七条村・西院村、伏見駅助郷を御所非常人足を命ぜられていること故免ぜられたいと願を不許可（7・5願）。府史 駅通類			7・10〔8・6〕 民部・大蔵2省を分離。	
7・一 木幡村外5カ村奈良街道助郷役より伏見見街道助郷役に変る（6・29 民部省へ伺）。府庁文書 明3-3			7・28〔8・24〕 普仏戦争にたいし、局外中立を宣言。	
7・一 出火之節諸町組消防条令制定。府庁文書 明2-6			8・9〔9・4〕 販売鴉片烟律（販売首謀者は斬、喫煙者は徒1年）・生鴉片取扱規則を定める。	
7・一 諸船改所取締役廃止。同上			8・一 制度局、民法取調べを開始。	
8・12〔9・7〕 庶務掛戸籍掛合併。大年寄役へ役人たと市中総轄者たるとの職掌を明確に区別することを布達。同上			9・10〔10・4〕 藩制改革を布告（職制・海陸軍費・公廨費・家禄などの大本を示す）。	
8・13〔9・8〕 官舎修繕は居住者にて行っていたのを小禄者には一定の支給を布達。 ⁽¹²⁾ 同上			9・12〔10・6〕 府県歳入歳出差引表編制例則分類略解を頒つ。	
8・22〔9・17〕 外国人への童男女売買を嚴重禁止布達。同上			9・28〔10・22〕 諸藩常備兵員を定める（1万石につき兵60人）。	
8・23〔9・18〕 市中中添年寄町年寄任命は庶務掛正権大属扱とする。府庁文書 明3-18			9・30〔10・24〕 駅々目安箱を廃す。	
8・24〔9・19〕 元与力同心一旦登用後免職者への救助扶持渡し方につき弁官に伺（9・2 困窮者に対して許可）。府庁文書明 3-13			10・2 政府、海軍はイギリス式、陸軍はフランス式と定める。	
			10・9〔11・2〕 新律提綱成る（明清律をもとにするもの）。新律綱領と改称され、12・20頒布の上諭出る。	

京	都	府
8・一 伏見庁体格改正次第制定。 府庁文書 明2-6		11・15〔1・5〕 授産所を中立売通智恵光院西入松屋町に設置(17日徒刑場苦役人を移す)。(19)
8・一 大工会社を府火防人に命ず(大工会社火防人数規則心得条々制定)。府庁文書 明3-10		淀川堤にて富森村と納所村との土地争いにて、納所村府へ訴えを出す(納所村領内に富森村人家あり、返却するか土地代払うよう訴)。 府史 勸業類、府庁文書 明1-14
9・2〔9・26〕 銭売買は以後車屋町姉小路上ル町銭相場所の値段で公平に行くと布達。 府庁文書 明3-6		11・一 河東練兵場における合信砲廃止。 府庁文書 明3-3
9・初 御土居開拓したい者願出よう布達(閏10・1竹木払下布達)。 府庁文書 明3-10		12・4〔1・24〕 民部省、安治川海口より居留地まで掘浚のため、府測量方官員3人のうち2人を派遣してもらいたいと申込み(翌5日府拒否)。(20)
9・19〔10・13〕 府、天長節の意義徹底のため、各府県において再布令を出すようにとの太政官達に異議を申出る。(13)		12・5〔1・25〕 留守官、谷口権少参事帰農の件につき府へ疑義を伝達。(21)
9・20〔10・14〕 奥行3間以内は表間口3間にて半軒役の割で軒役の徴収を布達。 府庁文書 明3-6		12・10〔1・30〕 華族触頭を選置(京都は長谷以下3人)。 明治天皇紀
9・22〔10・16〕 園部藩管内小村合併を弁官に稟議(10・10 民部省許可)。 太政類典		12・15〔2・4〕 御陵衛士として15名任命される(神祇官諸陵寮より)。(22)
9・23〔10・17〕 大年寄以下会社頭取等の格席を定める。 府庁文書 明2-6		12・18〔2・7〕 府、弁官へ部落民解放につき建議(明4・8・23再建議 3月には民部省へ楨村答申)。 府史 戸口類
9・29〔10・23〕 寺社除地および町人拝領地の処置方を民部省に伺(12・12 追て沙汰する迄調査を指示)。 府庁文書 明3-14		12・22〔2・11〕 舎密局設置。
9・一 徒刑人10人以上使用したい者あれば許可することを布達。(14)		12・26〔2・15〕 大蔵省へ判任以下の職員数を報告(判任137人、出仕35人、使部以下帯刀人154人、計326人)。(23)
10・5〔10・29〕 監察課設置。 府庁文書 明3-26		12・一 府下在住旧幕府僚属席以上29人を士に席以下627人を卒に編入。 府史 戸口類
10・初 アヘン売買は品位置量を届出ることを布達。(15)		
10・22〔11・15〕 上下京消防割を定める(隣町たりとも指示あるまで出動に及ばず)。(16)		
閏10・5〔11・27〕 大阪の無宿人所払いにて市中流入し盗賊等働く者あり、諸道の固めを厳にするよう布達。傾城町の遊女支配廃止等を布達。(17)		
閏10・9〔12・1〕 駅通掛測量掛廃止、郡政庶務・土木両掛に分附し、小学校掛を学校掛と改称。 府庁文書 明3-26		
閏10・13〔12・5〕 窮民授産所費用出金規則制定。 府庁文書 明3-18		
閏10・20〔12・12〕 大庄屋を管内八郡におく。朝彦王、伏見宮邸に帰ることを許される(終身禄300石12・5 京都着、12・8 新たに謹慎を命ぜられる。明5・1・6 赦免)。 府史 戸口類、明治天皇紀		
閏10・23〔12・15〕 千本邸望火櫓と鐘楼を廃し、庁内新建楼櫓を用う。 府史 庁則類		
閏10・一 市中防火費用につき、宮華士卒よりも建坪に応じ徴収のことを留守官に伺(閏10・7あとで返答と回答)。(18)		

参	考	日	本
(1)	閏10・19にさらに五万兩下付さる。この分は、7・17に政府は大蔵省に交付を命令したが先に交付した勸業基金の件がからみ意見対立して10月まで延引することとなった。	11・13〔1・3〕	府藩県に徴兵規則を達する(士族・卒・庶人にかかわらず1万石につき5人)。
(2)	桂御所・桃御所・伏見宮・聖護院宮・妙法院宮・曼珠院宮・青蓮院・一条家・二条家・広橋家・冷泉家・高野家・橋本家・梅園家・富小路家・四辻家・本光院・押小路外記・榎田左近・浜岡道泉・小野主計・富島左近・岸越前守・畑式部・堀川近江守・座田・恵聖院・讃洲寺・八坂社・北野社・稲荷社。	12・3〔1・23〕	1府30藩14県に助郷賦課の制を定めさせる。
(3)	社182寺3,338 人口382,049(男187,863,女194,186)。	12・22〔2・11〕	各藩常備兵編成定則を定める。
(4)	中学校建営につき、小学優秀生徒に外国語洋算等伝習につき、官員減少につき、小学校掛を庶務掛に合併するにつき、戸籍・庶務掛を社寺掛に合併するにつき、悲田院につき、市中藍染織を一カ所に集めるにつき。	8・24	薬店のアヘン量の調査を命じた。薬店が医師へ売った時両者から届出、薬店の仕入は府が開港場より一手に行うこととする。
(5)	卒は各組にわかれている。元所司代組・元町奉行組・元附武家組・元城番組・元伏見組・元見廻組・元大番組・元武具奉行組・元御殿番組・元米蔵手代・元米蔵番・元地租足輕。	上京番組	下京番組
(6)	1伍6人(伍長伍尾1人宛) 8伍にて1組(組長副組長1人宛) 1組にて8カ町担当。	閏10月	1・4・27 3・15・24
(7)	上下京66組を11組ずつ6部に分け、各部より中添年寄の内1人を府庁に半月出仕さす。小白洲出仕。大年寄は大白洲出仕。	11月	2・11 4・9・12
(8)	正権大参事・少参事・鞠獄掛全員・消防方当番・警固方当番出張。	12月	3・15 5・14・23
(9)	紀伊郡(深草・大亀谷・毛利治部・景勝・向島・堀内・吉祥院・上三栖・下三栖・新田・塔ノ森・竹田・上鳥羽・中島・富森・横大路) 宇治郡(木幡・石田) 久世郡(広野・中・枇杷庄・観音堂・小倉) 綴喜郡(水主・奈島・市辺) 葛野郡(西院・生田・西七条・郡) 計30カ村。	1月	1・4・27 6・8
(10)	出火の節上下京互に出動するに及ばず。大火の時のみ協力して消火にあたることとする。		各町毎に遊女会社をつくり一区の取締規則をつくること、新遊女屋は各町示談の上願出のこと。
(11)	高計18,082石4斗1升1合此駆付人足953人(内禁中785人、中宮御所50人、大宮御所50人、静閑院宮38人、御厩30人) 免除二役(御伝馬宿入用10石8斗4升9合、六尺給米36石1斗6升5合)。		明4・7・18宮華士卒府貫属となりし故留守官の返答なくとも実施を決定。
(12)	13等以上自費14等は3兩以上官費、15等は2兩2分以上官費、16の1等1兩2分以上官費、16の2・3等々外3分以上官費。		授産所入所状況(明3・11~7・12) 217人入所(復籍73人脱走67人病死29人)
(13)	すでに府下にては意義の徹底は行われているとの理由で。9・20留守官同意。		「……当府モ当節専ラ測量方入用ニ付折角之御申越ニ候へとも一人モ差進候都合ニ難相成」安治川は淀川下流の分流、貞享年間河村瑞賢が開通、河口に天保山がある。
(14)	囚人食事は官持ち、道具使用の仕事は囚人1人につき500文を納めること。		「……然ル処奏任以上在官之者ニ而帰農与申義者甚不都合ニ存候縱令従来農籍之者タリトモ奏任以上ハ御登庸之節ハ先ツ士族ニ御取立之上任官被仰付候義ニ付素ヨリ士族ニ而奏任以上之者在官中農籍ニ帰シ候段不体裁至極ニ候」

京	都	府
1・14〔3・4〕 西京警衛諸藩廃止につき、警備を伏見屯所兵隊に行わせる。 維新日誌		4・30〔6・17〕 従来縁組は時々を送り状によったが、以後毎年3月戸籍改正時に大年寄・大庄屋より人員増減を府に通知することとする。 同上
1・17〔3・7〕 京・伏・阪・兵近傍不穏につき取締を厳にする(兵部省)。兵部省京都出張所廃止。 同上		4・一 地子免除地家坪数の調査を行う。 同上
1・27〔3・17〕 市中乱暴人処罰方を布達。 府庁文書 明4-8		4・一 捕亡探索囚人護送における費用支給方を定める。 ⁽⁵⁾ 府庁文書 明3-4
1・30〔3・20〕 葛野、紀伊2郡会所代廃し、6郡会所代に官員派遣。 ⁽¹⁾ 府史 府治類		4・一 葛野郡衣笠山麓小北山村松原村領内角打場1万5千3百30坪および衣笠山1カ所林1カ所、兵部省用地より村民に還付。 府史 租法類
1・一 会所代出役大意及事務章程・会所代詰会心得概略制定。 府庁文書 明3-4、4-7		4・一 桑田郡馬路・河原尻・今津・小川・高野林・小林6カ村立会芝地争い馬路村申立通り決着。 府庁文書 明 6-1-2
1・一 淀藩村替につき府より紀伊郡以下の村を交付。 ⁽²⁾ 太政類典 1-63-18		4・一 泉涌寺門前を今熊野村に合併。 太政類典
1・一 華族籍法 士籍法 卒籍法 社籍法 寺籍法制定。 府史 戸口類		5・2〔6・19〕 大蔵省勸業基金残金および産業基金の出納方法を調査し回答するよう指示。 ⁽⁶⁾ 府史 勸業類
2・2〔3・22〕 往復五里以上のところ官員出張の際旅費支給を定める。 府庁文書 明4-7		5・12〔6・29〕 外山事件審問京都弾正台と府にて同時に開始。 ⁽⁷⁾ 府史 特裁刑典事類
2・7〔3・27〕 部落民の租税・願伺差出取扱は村庄屋、身分・捕亡人夫取扱は天部年寄たるを定める。 同上		5・19〔7・6〕 府下の秤座榊座の西国30余国支配につき弁官へ伺(度量衡一定を統制するにつき、弁官当面現行通りと返答)。 府庁文書 明4-13
2・10〔3・30〕 河原町二条下ル船入町山口藩邸に勸業場開場。 府庁文書 明4-8		5・28〔7・15〕 初めて太政官布告と本府諸達との区別をたてる。 府史 庁則類
2・11〔3・31〕 はじめて徴兵選募者34人を大阪兵部省に出す(内14名不合格 4・30新たに14名派遣 5・4内12名合格)。 府史 兵制類		5・29〔7・16〕 伏見出張所新築を弁官に伺出る(弁官簡易を旨とするよう返答)。 府庁文書 明4-13
2・12〔4・1〕 維新時に府下人民献金に対し100両に付賞金1,000匹を賜うこととなる。 府史 刑賞類		5・30〔7・17〕 囚獄人への差入を許可す(飲食物現物は不可・禁獄中の者へは一切不可)。 府庁文書 明4-10
2・15〔4・4〕 愛宕郡会所代を高野蓮華寺に移転。 府庁文書 明4-9		5・一 愛宕郡若王寺門前を南禅寺門前に、百万辺を田中村に合併。 府庁文書 明2-13
2・19〔4・8〕 会所代を出張庁と改称。 府庁文書 明4-11		6・2〔7・19〕 太政官、兵部省へ火薬製造場建設地として宇治郷並びに白川村地内7町5反29歩を交付させる。 維新日誌
2・22〔4・11〕 京撰巡察出張所を大阪に移し弾正台出張所と改称。 府史 警保類		6・3〔7・20〕 切手売捌所を小学校以外75カ所に設置することを布達。 府庁文書 明4-10
2・一 僧侶の各町村戸籍編入を布達。 府庁文書 明4-1		6・5〔7・22〕 他管轄人当府寄留人(滞在90日以上)名簿は毎月5日までに中年寄より提出のことを布達。 同上
2・一 山城国内宮華族家領上知を命ずる。 府庁文書 明4-9		6・11〔7・28〕 外国人の洛中旅行自由を弁官に願出る(6・27 外務省の旅行規定・絵図面をえ再願するようとの指示を7・2弁官達す)。 府庁文書 明4-13
3・7〔4・26〕 華族外山光輔・愛宕通旭らの武力による天皇京都還御計画発覚する(12・3判決)。 ⁽³⁾ 府史 特裁刑典事類、京都新聞第16号		6・中 市中伏見永代道普請のため諸車税創設を布達。 ⁽⁸⁾ 府庁文書 明4-10
3・13〔5・2〕 二条城を府所管とする。 府史 府治類		6・20〔8・6〕 望火櫓普請中につき27日より当分二条千本邸に移転(12・26竣工)。 府庁文書 明4-10
3・一 管内寺社戸口調査。 ⁽⁴⁾ 府史 戸口類		
4・16〔6・3〕 二条城にあった火薬類を衣笠山に転送(〜17)。 府庁文書 明4-10		
4・23〔6・10〕 二条城弾薬を大阪兵部省に水陸運送する。 同上		

参	考	日	本
(1) 愛宕郡(岩倉村)乙訓郡(向日町)宇治郡(醍醐村)久世郡(小倉村)綴喜郡(玉水村)相楽郡(木津町)。		1・5〔2・23〕	境内を除いて、社寺領を上地、かわって廩米を支給することを決定。その管轄を府藩県とする。
(2) 紀伊郡(納所村34石皮田村36石6斗7升7合水重村14石)久世郡(佐古村439石8斗8升4合上津屋村592石6斗6升7合久世村425石2斗2升8合2夕長池村22石9斗9升5合)綴喜郡(内里村1,100石7斗2升上奈良村321石2升2合松井村34石7斗2升6合北興戸村309石2斗2升1合南興戸村23石3斗9升2合6夕出垣内村402石2斗9升5合江津村549石9斗6升6合美濃山新開171石5斗8升9合大住村674石2斗2升5合6夕水主村367石9斗9升3合岩田村155石9斗1合)合計5,677石5斗2合4夕。		1・一 大江卓、(えた・非人)の称を廃し平民とするよう民部省に建白。	
(3) 5・7外山、3・14愛宕逮捕され、他に数十名逮捕、12・3判決あり以下のごとくに決した。外山・愛宕兩名自刃、河上彦齋外3名斬、12名終身禁獄、9人禁獄3年、6人禁獄1年、12人禁獄100日、2人禁獄70日、2人禁獄40日、4人禁獄30日。		1・9〔2・27〕	徳島藩知事蜂須賀茂詔、廃藩を建白。
(4) 社208、寺3,373、戸103,766、人口391,996(男192,886、女199,110)。		2・13〔4・2〕	政府、鹿児島(薩)・山口(長)・高知(土)3藩の兵を徴して親兵を編成することを命ずる。
(5) 少属・権少属・附属・警固方用掛・同組長(125文)、警固方伍長尾・警固方(100文)、定抱・天部・悲田院(62文5分)。		4・4〔5・22〕	戸籍法を定める(行政区画の区を設置、戸長・副戸長をおく)。明5・2・1施行。
(6) 勸業基金残金11万5千両、産業基金10万両、5・8府はあらかじめ計画書をつくって人民に下げわたしたのでない故調査不可能と返答したが、5・10大蔵省は「百般之事業予メ其成算無之ハ不都合之極」であり、至急調査するよう指示し、府は翌6・11に産業基金10万両分の使途明細を提出した。		4・18〔6・5〕	平民の乗馬を許可。
(7) 6・14東京府権少参事交野・島本兩名京都へ来る。7・8外山光輔を弾正台より府受取る。8・27審問結了し、出張司法省に裁断乞う。10・15司法省外山の位階剥奪。10・19外山を府監獄に入れる。		4・23〔6・10〕	初めて鎮台を東山道(本営は石巻)・西海道(本営は小倉)におく。
(8) 牛車1カ月3貫文、ホロ切同車1カ月2貫700文、地車1カ月(大車板車)2貫250文、地車1カ月(小車板車)1貫800文、ホロ切地車1カ月1貫200文、舶来形独用車1カ月900文。		5・25〔7・12〕	兵部省に教導団をおく。
		6・25〔8・11〕	政府首脳人事更迭、鹿児島藩大参事西郷隆盛、参議に就任(木戸孝允以外の参議辞職)。
		7・9〔8・24〕	刑部省・弾正台を廃して司法省をおく。
		7・14〔8・29〕	天皇、在京56藩知事を集め、廃藩置県の詔書を出す(3府302県)。
		7・18〔9・2〕	文部省をおく。
		7・22〔9・6〕	各府県に寄留・旅行する者に鑑札を渡す規定(6・10)を廃止(旅行自由となる)。
		7・27〔9・11〕	民部省を廃止。
		7・28〔9・12〕	兵部省に陸軍部・海軍部をおく。
		7・29〔9・13〕	太政官制を改め、正院・左院・右院をおく。
		7・29〔9・13〕	清国と修好条規・通商章程・海関税則を天津で調印。条規第2条問題化し、明6・4・30に至り批准書交換。
		8・9〔9・23〕	散髪・廃刀の自由を認める。
		8・10〔9・24〕	官制改革、納言を廃し左・右大臣をおく。
		8・20〔10・4〕	東京・大阪・鎮西・東北に4鎮台をおく。
		8・20〔10・4〕	集議院を左院に所属させる。
		8・23〔10・7〕	留守官を廃止(東京遷都の最終決定)。
		8・23〔10・7〕	華族・士族・平民相互の結婚を許可。明6・1・22養子縁組も自由となる。
		8・28〔10・12〕	部落解放令。
		9・2〔10・15〕	官禄、9月より月給とする(最高は太政大臣の800両)。

京	都	府
6・22〔8・8〕 大津御歳米3,000石の払下げを布達。浮業冥加金上納は従来為替方手形で行っていたが、以後正金でもよくする。 ⁽⁹⁾ 府庁文書 明4-10	9・30〔11・12〕 市中辻小便所、従前悲田院処理を、以後価格をもって近村に分洩させる。 府史 禁令類	9・30〔11・12〕 市中辻小便所、従前悲田院処理を、以後価格をもって近村に分洩させる。 府史 禁令類
6・23〔8・9〕 四宮・十禅寺両村合併し四宮村と、御陵・安祥寺両村合併し御陵村となる。 宇治郡明細帳	9・一 小学校助費金趣意。 ⁽¹⁴⁾ 府庁文書 明1-11	9・一 小学校助費金趣意。 ⁽¹⁴⁾ 府庁文書 明1-11
6・26〔8・12〕 府庁を二条城に移転。 府庁文書 明4-7	10・2〔11・14〕 楨村正直大参事となる。 維新日誌	10・2〔11・14〕 楨村正直大参事となる。 維新日誌
6・27〔8・13〕 町内居住者の戸籍未登録者の調査を命ずる。 府庁文書 明4-10	10・4〔11・16〕 府庁内にて西洋時間にて時報鼓始める。 ⁽¹⁵⁾ 府史 庁則類	10・4〔11・16〕 府庁内にて西洋時間にて時報鼓始める。 ⁽¹⁵⁾ 府史 庁則類
6・一 本願寺等の三代家士を府貫属士族とする。 太政類典 1-10-19	10・5〔11・17〕 市中地藏祭等を禁じ、石像支堂を撤去させる(明6・2再達)。 府史 禁令類	10・5〔11・17〕 市中地藏祭等を禁じ、石像支堂を撤去させる(明6・2再達)。 府史 禁令類
7・8〔8・23〕 大津蔵米2,000石余府へ払下げ、公売に付する。 府庁文書 明4-13	10・18〔11・30〕 吉田村・聖護院村中の兵部省練兵場地29,026坪返還を申請。 ⁽¹⁶⁾ 府庁文書 明4-13	10・18〔11・30〕 吉田村・聖護院村中の兵部省練兵場地29,026坪返還を申請。 ⁽¹⁶⁾ 府庁文書 明4-13
7・14〔8・29〕 廃藩置県により淀・亀岡・園部・綾部・山家・福知山・舞鶴・宮津・峰山の各県設置される。 法令全書	10・一 府社倉規則布告。 布令書	10・一 府社倉規則布告。 布令書
7・19〔9・3〕 太政官伝達所より人民よりの諸願伺書等の「京都御政府」の名称を以後「京都府御庁」とするよう伝達あり。 府史 庁則類	11・2〔12・13〕 府県統廃合にて豊岡県設置。 法令全書	11・2〔12・13〕 府県統廃合にて豊岡県設置。 法令全書
7・29〔9・13〕 警固方人員割を定める。 ⁽¹⁰⁾ 府史 警保類	11・10〔12・21〕 小松彰(松本藩士)久美浜・生野二県権知事より権令に任せられる(明5・3・8県令同10・2大外史に任)。 頭要職務補住録	11・10〔12・21〕 小松彰(松本藩士)久美浜・生野二県権知事より権令に任せられる(明5・3・8県令同10・2大外史に任)。 頭要職務補住録
7・一 六郡出張庁を合併し四支庁とする。 ⁽¹¹⁾ 府史 府治類	11・22〔1・2〕 府県統廃合により府管轄区域に船井郡・何鹿郡・桑田郡が加わる。 ⁽¹⁷⁾ 法令全書	11・22〔1・2〕 府県統廃合により府管轄区域に船井郡・何鹿郡・桑田郡が加わる。 ⁽¹⁷⁾ 法令全書
7・一 柳生藩所管相楽郡野殿村高112石8斗5合を府所管とする。 府庁文書 明4-4	11・一 華士族卒および社人を市郡区戸に編籍させる。 府史 戸口類	11・一 華士族卒および社人を市郡区戸に編籍させる。 府史 戸口類
7・一 非役士族卒子弟20~30歳の者を警固方に登録させる。 府史 警保類	11・一 皇居を除き官地官邸華士族卒社寺邸地拝領地拝借地以下従前除地に係るもの府内各区へ編入。 同上	11・一 皇居を除き官地官邸華士族卒社寺邸地拝領地拝借地以下従前除地に係るもの府内各区へ編入。 同上
7・一 士族六家を比、四比を閏とし閏長比長を選置させる。 府史 戸口類	11・一 市中大通筋町新築家修繕等勝手と布達。 府庁文書 明4-3	11・一 市中大通筋町新築家修繕等勝手と布達。 府庁文書 明4-3
8・22〔10・6〕 浴場規則制定し、男女混浴を禁止(明6・2・22再達)。 ⁽¹²⁾ 府史 民俗類	12・10〔1・19〕 府県列制定され第2位とされる。 維新日誌	12・10〔1・19〕 府県列制定され第2位とされる。 維新日誌
8・23〔10・7〕 竹屋町西堀川辻の目安箱を廃止(府庁に近くなったため)。 府庁文書 明4-13	12・17〔1・26〕 庶務掛を除き市郡両局分課を廃止す。牢獄掛・徒刑掛独立せしものを鞫獄課の小分課とす。元淀県庁を府淀出張所と称するを布達。 府庁文書 明4-7、4-47	12・17〔1・26〕 庶務掛を除き市郡両局分課を廃止す。牢獄掛・徒刑掛独立せしものを鞫獄課の小分課とす。元淀県庁を府淀出張所と称するを布達。 府庁文書 明4-7、4-47
8・25〔10・9〕 管内部落民支配方改む。 ⁽¹³⁾ 府庁文書明 4-7	12・18〔1・27〕 紀伊郡浜三栖・景勝・毛利治部・堀内・向島・深草・大亀谷・六地藏8カ村を伏見出張所支配から向日町出張支配に変更。 府庁文書 明4-1	12・18〔1・27〕 紀伊郡浜三栖・景勝・毛利治部・堀内・向島・深草・大亀谷・六地藏8カ村を伏見出張所支配から向日町出張支配に変更。 府庁文書 明4-1
9・5〔10・18〕 大蔵省明治2年より府で行っている高令者への金酒肴など与えるを中止するよう達(9・17 他府県にても行っていること故中止するのであれば正式の布達を出せと具申)。 府庁文書 明4-13	12・26〔2・4〕 若江薫子天皇選幸事件にて禁錮2年の判決下る。 府史 特裁判典録類	12・26〔2・4〕 若江薫子天皇選幸事件にて禁錮2年の判決下る。 府史 特裁判典録類
9・14〔10・27〕 九門警備を管轄する。 維新日誌	12・24〔2・2〕 久美浜県庁引払い完了。 熊野郡誌	12・24〔2・2〕 久美浜県庁引払い完了。 熊野郡誌
9・19〔11・1〕 夙・烟亡・歴代・掌墓・産所・巫等の称廃止を布達。 府史 戸口類	12・一 淀・山家・綾部・亀岡・園部の5支庁を新設する。 府史 府治類	12・一 淀・山家・綾部・亀岡・園部の5支庁を新設する。 府史 府治類
9・24〔11・6〕 従来の官員の火防番をやめ貫属士族にまかせ、宿直は庶務掛・監察掛より一人ずつ出す。 府庁文書 明4-7	12・一 九門警衛廃止し、門内通行鑑札を廃止する。 府庁文書 明4-7	12・一 九門警衛廃止し、門内通行鑑札を廃止する。 府庁文書 明4-7
	12・一 寮留人名録仕法書を制度(90日以内を寄留とする)。 府庁文書 明4-1	12・一 寮留人名録仕法書を制度(90日以内を寄留とする)。 府庁文書 明4-1
	12・一 社寺掛・貫属掛合併し貫属掛と称する。 府庁文書 明4-7	12・一 社寺掛・貫属掛合併し貫属掛と称する。 府庁文書 明4-7

参	考	日	本
(9) 6・29さらに2,000石余払下げ。		10・3〔11・15〕	宗門人別帳(寺請制度)廃止(大蔵)。
(10) 定員750人、1校に8人1日4人にて隔日勤務(この分512人)予備20人、語学教師警固1名につき24人1日12人隔日勤務(この分48人)囚人護衛支那人警衛工部省出張其他護衛170人。		10・7〔11・19〕	旧知事借別を名とする暴動に対し、即決処罰を命ずる。
(11) 玉水支庁(綴喜郡相楽郡)宇治支庁(久世郡宇治郡)向日町支庁(乙訓郡紀伊郡)西賀茂支庁(愛宕郡葛野郡)。		10・8〔11・20〕	外務卿岩倉具視を特命全權大使、参議木戸孝允・大蔵卿大久保利通・工部大輔伊藤博文・外務少輔山口尚芳を副使とし、欧米各国に派遣。11・12横浜出発、明治5・1・21ワシントン到着。
(12) 暫定的に隔日または時間を区切って入浴させることを認めしたが、明6・2にいたって、同年3・5以降これも禁止され、完全に浴場は男女分離された。		10・28〔12・10〕	府県官制を定める(府知事・県知事の設置)。11・2県知事を県令と改称。
(13) 天部年寄は大年寄支配、天部戸籍は天部年寄から大年寄へ提出。		11・13〔12・24〕	全国の県を改廃(11・22、3府72県)。
(14) 有禄者高100分の1(建営助費として1石につき5両出金)、1戸毎半季1歩ずつ、納入は各小学校に、通学は組内小学校を基本。		11・27〔1・7〕	府県奉職規則を廃止、県治条例を定める。
(15) 明3・8・25二条城時報鼓廃止、同年12・2留守官に翌4年4・1より再開したいと願出、即日許可になったが、同年12・23弁官より一般布告するまで見合せるように達があり、この日に至った。		12・18〔1・27〕	華士族・卒に、在官者のほかは農・工・商業を営むことを許可。
「報刻ハ職ヲ励シ業ヲ勉メシムルノ要事況哉天下之大都府数十万之人民輻輳之地ニシテ報刻之設ナキハ官府之体裁ヲ欠キ殊ニ諸人召出其外自ら約定之違却ヲ生シ或ハ無益ニ時刻ヲ費シ其妨一不方候依之来正月元日ヨリ当府ニ於テ鼓声ヲ以時刻ヲ報シ可申ト候儀」		12・20〔1・29〕	士族・卒の農・商に帰する者に、禄高5年分を給する制を廃止(廃止までの支給総額約10万円、人員4,500人、返還禄高3万300石)。
「昼九ツ時午之正刻昼之正中タリ夜九ツ子ノ正刻夜之正中タリ昼正中ヨリ夜正中迄ヲ平分十二ニ割其一分ヲ一字トス一字ニ字ト順次ニ算ヘテ正中ニ至レハ十二字ト成ル依テ昼ノ正中ヲ昼十二字トシ夜ノ正中ヲ夜ノ十二字トス一字コトニ其字数ニ応シ声鼓ヲ以テ報ス右ノ法則ヲシテ市中各組小学校ニテ報刻鼓ヲ打ツ可キ事」		12・26〔2・4〕	東京裁判所を司法省におく(裁判所設置の初め)。
(16) 春に兵部省出張所廃止、村に年々府より土地代として米159石6斗5升8夕渡しており、又荒廃に帰しているため。10・29大阪鎮台より受取日を知りたしと連絡あり、11・3に7日に受取たいと返事を出す。		12・28〔2・6〕	海軍読法を定める(兵部)(軍紀を規定)。
(17) 旧県管轄地の領収は4年12月から5年2月にかけておこなわれ、元鶴牧県管轄地を5・2に領収して完了した。なお各県の領収年月日は「京都府史」「京都市町村合併史」を参照のこと。		12・一	兵部省、陸軍読法を定める。9・28修正翻刻して各隊に配布。

京	都	府
1・10〔2・18〕 鞠獄課中調律掛を案律掛と改称。 府庁文書 明4-27		4・30〔6・5〕 飼犬に名札をつけるよう布達(野犬狩りを行う)。 府庁文書 明5-6
1・24〔3・3〕 太政官、駅通察京都出張所廃止を布告。 法令全書		4・一 裸体徘徊・淫画売買を禁止。 府史 民俗類
1・29〔3・8〕 太政官、旧藩京撰出張所蔵屋敷等府に移管を布告。 維新日誌		4・一 各町村入費小入用帳等の整備を布達。 府庁文書 明5-6
1・30〔3・9〕 市中戸口等現在数調(社147、寺927、戸67,211、人口244,883、内男119,190、女125,773)。 府史 戸口類		4・一 豊岡県区制実施・区戸長設置。 兵庫県百年史
2・8〔3・16〕 大阪鎮台第1分營を設置。 府史 兵制類		4・一 上下京内刀剣類調査を行う(～5月)。 府庁文書 明5-37
2・11〔3・19〕 東京出張詰官員を初めて派遣する。 府史 府治類		5・1〔6・6〕 福沢諭吉市内小学校視察。 京都百年
2・18〔3・26〕 路側小便所数を限定し1町毎に設置すると布達。 ⁽¹⁾ 府庁文書 明5-5		5・3〔6・8〕 市内伏見の町組の次序を改め第一区と称し、正副中年寄を廃し正副区長とし、町年寄を廃し戸長をおく(上京33区、下京32区、伏見16区、5・5郡中に創設=112区)。 府庁文書 明5-6
2・25〔4・2〕 回り3尺以上の立木伐採を許可制とする。 同上		5・9〔6・14〕 乞食追払令を出す。 ⁽⁶⁾ 府庁文書 明1-11
2・29〔4・6〕 西加茂出張所廃止し、本庁管轄とする。 同上		5・13〔6・18〕 大年寄を改め総区長とする。 府庁文書 明5-6
2・一 三条・四条・五条3大橋に2基ずつガス灯を設置(博覧会通行人便利のため)。 京都新聞第18号		5・一 日照のため井戸水を1日3度を限り田畑に流すを許可(壬生村外10カ村より願出)。 ⁽⁶⁾ 府庁文書 明5-6
2・一 僧侶を町村に編籍させる。 府史 戸口類		5・14〔6・19〕 愛宕郡中32分校を本校とする。 府庁文書 明1-11
2・一 他管轄止宿人の届出を等閑にせぬように布達。 府庁文書 明5-1		5・22〔6・27〕 衣笠山に保管せし火薬を宇治郡黄栗山へ移送のため沿道村々へ火元注意を布達(7・4淀川船倉のもの、7・28衣笠山のもの68樽等度々移送)。 同上
2・一 元園部県制定の戸籍法および区域制を廃止。 船井郡誌		5・27〔7・2〕 郡中正副区戸長を公選させる。 府庁文書 明5-6
3・9〔4・16〕 相楽郡童仙房村住居の医師を募集(家数110、人口419)。 府庁文書 明5-5		5・28〔7・3〕 太政官、山科郷士に42町歩を下賜す。勸業課牧羊掛を牧畜掛と改称、検地掛廃し庶務課に事務を託す。 府史 戸口類、府庁文書 明5-4
3・10〔4・17〕 政府出納権頭渡辺広厚派遣を布達。 ⁽²⁾ 府庁文書 明5-2		5・29〔7・4〕 言語文字にて人の吉凶を判ずるを禁止。 府史 民俗類
3・19〔4・26〕 諸郡出張庁廃止改置を行う。 ⁽³⁾ 府庁文書 明5-5		5・30〔7・5〕 天皇西国行幸にて入洛する(～6・4)。 ⁽⁷⁾ 明治天皇紀
3・22〔4・29〕 皇太后東京発(4・12東京着)。 府史 総類		5・一 山家出張庁を元綾部県陣屋に移し、綾部出張庁と改称。 府庁文書 明5-4
3・一 牛馬索綱3尺以上のもの罰すると布達。 府庁文書 明5-1		5・一 府庁への人民呼出の時に町役等付添わなくてもよいと布達。 同上
3・一 捕亡心得条々を定める。 府庁文書 明5-4		5・一 大庄屋を廃する。 府治志稿
3・一 管内戸口等現在数調(社2,804、寺3,494、戸137,301、人口564,246、内男283,188、女281,058)。 府史 戸口類		6・3〔7・8〕 府貫属卒井上窓静以下780人を士族に列する。 府史 戸口類
3・一 私塾開設は以後官の許可を必要とする。 府庁文書 明5-5		6・5〔7・10〕 町村役職名の混乱を一定にする布達。 府庁文書 明5-4
4・1〔5・7〕 府図書館創立。 日出 明45・4・2		6・8〔7・13〕 園部等旧3県管下へ大弓半弓射技営業の禁令を出す。 府史 禁令類
4・3〔5・9〕 伏見年寄助役を廃する。 府庁文書 明5-1		
4・9〔5・15〕 新築家屋は以後現在より1間後退して建てるよう布達。 ⁽⁴⁾ 同上		

参	考	日	本
(1) 「従来辻小路江掘置候尿桶向後一町毎ニ一ヶ所ニ相定図面之通匪致させ候尤町中之広狭も有之事ニ付辻々ニかき事ニハ無之可成丈ケ塵捨場の脇歟又ハ空地等之場所ニ掘へ置候様申置候汲取人申合不都合無之様可致遣候事」		1・6〔2・14〕 朝彦親王の謹慎をとき、松平容保・松平定敬を赦免。	
(2) 京都・大阪・奈良・和歌山・堺・豊岡・兵庫・飾磨・鳥取・北条各府県へ。		1・8〔2・16〕 陸軍始め。天皇、操練場(日比谷門外)で、行軍式を閲する(以後、恒例となる)。	
(3) 租税掛・土木掛・郡政庶務掛を課とす。郡政庶務課にて愛宕・葛野・宇治三郡を担当す。淀出張庁(久世・乙訓・紀伊各郡綴喜郡中28カ村)童仙房出張庁(相楽郡綴喜郡中32カ村)亀岡出張庁(桑田郡)園部出張庁(船井郡)山家出張庁(何鹿郡)。		1・29〔3・8〕 銃砲取締規則を定める(4月より実施、所持者の届出、売買の届出を規定)。	
(4) 「町幅溝筋等唯今之如ク狭隘浅汚ニテハ都之体裁ニ無之候付追々修理申付ル儀モ可有之候条向後家作致ス者ハ町並一間ヲ引退キ所建構事右之趣市中エ無洩相達スルモノ也」(布達第83号) 明11・2・13番外第6号にて再達。明15・3・8家屋高塀板囲を建構たものは違警罪で罰すると布達(甲第47号)。同年5・12府会にて町並敷地一間後退して建築するのは「非理」として知事に廃止を建議。同年11・4府は上記布達を廃止し、京伏市中の制限なくなる(甲第187号、示第70号)。		1・29〔3・8〕 世襲の卒は士族に編入。 1・29〔3・8〕 政府、初めて全国の戸籍調査実施(総人口3311万825人、男1679万6158人・女1631万4667人)。 2・14〔3・22〕 郷士で家筋由緒ある者は士族に入籍させる。 2・18〔3・26〕 海陸軍刑律を定める。 2・28〔4・5〕 兵部省を廃し、陸軍省・海軍省をおく。 3・9〔4・16〕 親兵を廃止、近衛兵をおく。近衛条例を定める。 3・12〔4・19〕 東京・大阪・鎮西・東北の鎮台条例を定める。 4・9〔5・15〕 庄屋・名主・年寄などの称を廃し、戸長(正・副)をおく(区の戸長は廃止)。 5・23〔6・28〕 天皇、中国・西国巡幸のため東京を出発。6・22鹿児島着。7・12帰京。 6・2〔7・7〕 司法省、東京の裁判所における新聞記者の傍聴を許可。 6・4〔7・9〕 犯罪人の写真をとり、分類保管することを決定。 6・23〔7・28〕 華士族・平民の身代限規則を定める。 6・29〔8・3〕 米英両臨時代理公使、ペルー国船マリア=ア=ルース号(6・4横浜寄港)乗船の清国苦力の虐待にたいし、取調を外務卿副島種臣に申出。7・1副島外務卿、神奈川県参事大江卓に取調を命ずる。 7・25〔8・28〕 集議院建白規則を定める。 8・3〔9・5〕 学制を頒布。 8・3〔9・5〕 各裁判所・検事局・明法寮章程など司法省職制章程を定める。 8・3〔9・5〕 司法職務定制を定める。証書人(後の公証人)・代書人・代言人(後の弁護士)の制度おこる。 8・5〔9・7〕 神奈川・埼玉・入間3県に裁判所をおく(以後、3府12県におく)。 8・28〔9・30〕 司法省に警保寮をおく(行政警察を所管させる)。 9・14〔10・16〕 琉球国使臣尚健、国王尚泰の賀表を天皇に提出。国王尚泰を琉球藩主とし、華族に列する。	
(5) 管内に留めているもの、食物を与えているものがいた場合、そのものの責任で入籍させる。			
(6) 上は榎木町、下は七条通、東は油小路通、西は神泉苑。			
(7) 入京のため市中人民負担にて道路修理を行ったが、その助成金として府官員に寄金を拠出さず奏任以上月給1/10、判任月給1/20、等外月給1/40、(6・28布令)この時府官員数は、勅任1人、奏任4人、判任229人、等外336人(6・3現在)である。			

京	都	府
6・15〔7・20〕太政官、明5年度府予算月額25,700円米150石にて行くことを令す。 ⁽⁸⁾ 府史 出納類	10・17〔11・17〕林茂平豊岡県権令に任せられる。(前香川県参事、高知藩士、11・28香川県権令に任)。 顕要職務補任録	10・17〔11・17〕林茂平豊岡県権令に任せられる。(前香川県参事、高知藩士、11・28香川県権令に任)。 顕要職務補任録
6・17〔7・22〕府庁本丸鉄門楼上にて食堂開設(以後執務室にての食事を禁ずる)。 府史 庁則類	10・19〔11・19〕淀城武庫司の弾薬18樽黄粟山へ輸送中宇治郡五ヶ庄岡屋村にて爆発(輸送入夫9人全員死亡・家屋焼失2軒、原因不明)。 京都新聞第45号	10・19〔11・19〕淀城武庫司の弾薬18樽黄粟山へ輸送中宇治郡五ヶ庄岡屋村にて爆発(輸送入夫9人全員死亡・家屋焼失2軒、原因不明)。 京都新聞第45号
6・― 市中ゴミ捨場を定める。 府庁文書 明3-18	10・― 地券心得書制定布告。 府史 租法類	10・― 地券心得書制定布告。 府史 租法類
6・― 山城・丹波両国検見終了しないため、税徴収は前年通りとすることを大蔵省へ願出る。 ⁽⁹⁾ 府庁文書 明6-1	10・― 大蔵省元淀・山家・綾部3県世襲卒を士族に、一世卒を民籍に編入させる。 府史 戸口類	10・― 大蔵省元淀・山家・綾部3県世襲卒を士族に、一世卒を民籍に編入させる。 府史 戸口類
6・― 馬車営業許可のため市中順路を定める。 府庁文書 明5-1	11・2〔12・2〕相楽郡石垣村を綴喜郡へ編入、同郡野口代村外3カ村合併し上狛村と改称。 ⁽¹³⁾ 太政類典 2-97-2	11・2〔12・2〕相楽郡石垣村を綴喜郡へ編入、同郡野口代村外3カ村合併し上狛村と改称。 ⁽¹³⁾ 太政類典 2-97-2
6・― 聴訴課訴延へ新聞記者等入廷取材を許可。 京都新聞第32号	11・8〔12・8〕新聞記者の裁判所聴訴方への立入許可される。 京都新聞第53号	11・8〔12・8〕新聞記者の裁判所聴訴方への立入許可される。 京都新聞第53号
6・― 相楽郡野殿村を童仙房村へ合併。 府庁文書 明1-11	11・16〔12・16〕伏見観月橋落成式(戊辰役にて焼失)。 同上	11・16〔12・16〕伏見観月橋落成式(戊辰役にて焼失)。 同上
6・― 宮津4カ町人民動揺。 ⁽¹⁰⁾ 京都新聞第31号	11・20〔12・20〕伏見出張所、第三小学校に移転。 府庁文書 明5-8	11・20〔12・20〕伏見出張所、第三小学校に移転。 府庁文書 明5-8
7・1〔8・4〕大和街道六地藏・長池・玉水・木津駅、西国街道山崎・向日町、陸運会社営業開始。 府庁文書 明5-2	11・23〔12・23〕園部区裁判所開設を布告(25日淀区裁判所)。 ⁽¹⁴⁾	11・23〔12・23〕園部区裁判所開設を布告(25日淀区裁判所)。 ⁽¹⁴⁾
7・3〔8・6〕大蔵省、華士族卒触頭を廃し所在区戸長に事務をとらせる。 府史 戸口類	11・27〔12・27〕豊岡県雑税掛、50石以下海川船税金規則布達。 ⁽¹⁵⁾ 用録 637-3-19-3	11・27〔12・27〕豊岡県雑税掛、50石以下海川船税金規則布達。 ⁽¹⁵⁾ 用録 637-3-19-3
7・10〔8・13〕石灰等を河中に投入魚をとることを禁止。 府庁文書 明5-7	11・29〔12・29〕大蔵省出張負債取調掛、豊岡県内旧藩債取調を指示。 同上	11・29〔12・29〕大蔵省出張負債取調掛、豊岡県内旧藩債取調を指示。 同上
7・12〔8・15〕医業取締を設置(各区に支那・西洋流医1人ずつ)。 府庁文書 明1-11	11・― 聴訴課捕亡手・鞠獄課捕込手市政庶務課へ支配替行う。 府庁文書 明5-4	11・― 聴訴課捕亡手・鞠獄課捕込手市政庶務課へ支配替行う。 府庁文書 明5-4
7・― 正副区長公選方を布達。 府庁文書 明3-18	11・― 山城国一円米1石につき3円28銭3厘7毛8絲と定める(翌年2月3円29銭4厘8毛9絲に改む)。 府庁文書 明6-6	11・― 山城国一円米1石につき3円28銭3厘7毛8絲と定める(翌年2月3円29銭4厘8毛9絲に改む)。 府庁文書 明6-6
8・14〔9・16〕清水大悲閣からの投身を禁止。 ⁽¹¹⁾ 府史 禁令類	11・― 市中辻小便所分淘は価格をもって、近村に行わせていたのを各町適宜に処置させる。 府史 禁令類	11・― 市中辻小便所分淘は価格をもって、近村に行わせていたのを各町適宜に処置させる。 府史 禁令類
8・― 俵の重さを2貫とし、古わらを用い、米4斗1升にて1俵とし、米を買って納めるを禁ず。 府庁文書 明5-7	11・― 綴喜郡井手・石垣・水無・松原・上5カ村合併し井手村とする。 綴喜郡誌	11・― 綴喜郡井手・石垣・水無・松原・上5カ村合併し井手村とする。 綴喜郡誌
8・― 府下人力車数1,581台。 京都新聞第36号	この年 ▷ 職制改正により従来の掛を課にし、分掌させる。 ▷ 葛野郡等持院村新置。	この年 ▷ 職制改正により従来の掛を課にし、分掌させる。 ▷ 葛野郡等持院村新置。
9・24〔10・26〕大蔵省、三井八郎右衛門・小野善助に第一国立銀行開業にあたって東京府へ籍を移させる。 ⁽¹²⁾ 府史 戸口類		
9・29〔10・31〕男芸者を禁止(第204号、明14・7・12甲第113号にて取消)。 府史 禁令類		
9・― 地券発行に着手(翌6・6まで)。 府史 租法類		
10・3〔11・3〕従来布令・願届等の署名は「京都府」であったが、以後「京都府知事名」記入とする。 府庁文書 明5-8		
10・7〔11・7〕京都裁判所府庁内に設置。 府庁文書 明5-10		
10・13〔11・13〕警固方を邏卒と改称し、邏卒規則書制定。 府史 警保類		

参	考	日	本
(8) 官員月給・旅費・出張庁入費・出張庁修繕費・警衛手当・中学費・刑場牢獄費等一切費用。		9・14〔10・16〕	海軍兵員徴募規則を定める(海軍)。
(9) 元藩領は、租税取扱諸帳面・田畑屋敷仕訳相分けがたく、また反別を用いていず、免下場・引高など明確でなく、本高・永引を開墾して新田として二重に加算する等の状況であったため、予定通りに終了しなかった。		9・24〔10・26〕	租税未納者の身代限処分を定める。
(10) 「……宮津町ニ繞キタル文珠村ト云フ所ノ文珠寺境内先般上知ニ成シ故宮津町ノ内兼テ文珠寺ノ世話イタシタル者共文珠寺取続ノ為ニトテ文珠村地先海岸へ新田築立右入江ヲ埋メ出スノ手筈ニテ追々入江ニ杭ヲ打堤ヲ築立ナトスルヲ文珠村ノ者トモ故障申立無氣ニ其堤ヲ取除キタルニゾ町方ノ者大ニ憤リ終ニ双方大争論ニ及ヒ町方ヨリハ文珠村ノ船小屋等ヲ毀チ材木ヲ焼却シ村方ノ者ハ市中へ押寄せ開拓世話掛ノ者ノ宅へ乱入暴行イタセシヲ豊岡県ヨリ捕亡手60人余操出シ町村ノカシラ並ニ文珠寺ノ住僧迄ヲ召捕ヘ6月5日同県へ護送セラレシカハ其後鎮静」。		10・10〔11・10〕	区長・副区長を置き、給料は民費に課せしむ。
(11) 「清水大悲閣ニ誓願シ身ヲ閣下ニ投シ以テ報応ヲ徴スル者多ク」。		10・14〔11・14〕	大中少弁務使を廃し、特命全権公使・弁理公使・代理公使・書記官を新置(駐英・米・仏公使を任命)。
(12) 当時銀行や為替業を営むには戸籍謄本が必要で、三井は東京の三井家のものでまにあわせていたが、小野は事あるごとに京都よりとりよせていて不便であったため、この時にあたって籍を東京へ移そうとしたが、東京遷都以来京はさびれる一方で、小野のような大富豪が京を離れると、府税収入が減ると榎村大参事はなかなか許可しなかった。翌6年長谷・榎村は司法省に逮捕され、監獄に拘禁されるという、「小野組事件」が起る(6年の項参照)。		11・8〔12・8〕	平民で任官の者は、子孫まで士族として扱うことを定める。
(13) 相楽郡石垣村と綴喜郡井手・水無両村は「田畑人家共犬牙相接一村同様」であり、野口代外3カ村は「元一村立ニ有之処管轄違ニテ四ヶ村ニ分裂致シ是亦不都合ノ兼不尠」石垣村(高158石9斗2升5合戸数22)野口代外3カ村(高1,325石9斗5升戸数262)。		11・8〔12・8〕	違式誣違条例(今の軽犯罪法)を定める(司法)(11・13東京府、実施)。
(14) 園部区裁判所(桑田・船井・何鹿三郡)淀区裁判所(相楽・綴喜・久世三郡及び乙訓郡第3区内10カ村4区内8カ村5区内7カ村宇治郡第4区内4カ村)。		11・9〔12・9〕	太陰曆を廃して太陽曆を採用するとの詔書(明5・12・3を明6・1・1とする。昼夜12時を24時に改める)。
(15) 屋形船(1隻250文)荷積船(10石付100文)農業船(1隻20文)漁業船(1隻125文)。		11・15〔12・15〕	神武天皇即位の年をもって紀元とし、即位日1・29を祝日とすることを決定。明6・10・14これを2・11に改める。
		11・27〔12・27〕	監獄則を定める。
		11・28〔12・28〕	徴兵の詔書および太政官告諭。

京	都	府
1・10 大蔵省、何鹿郡栃村外8カ村の借金返納延期願を認める(明5・11願出)。(1) 府庁文書 明6-1	3・5 徒刑場を懲役場と、徒刑掛を懲役掛と改称。 府庁文書 明5-4	3・13 府博覧会開催(60日間、4・19会社府へ30日間の延期願、5・4延期を布達)。 太政類典 2-169-44
1・15 豊岡県権令に桂久武(前都城県参事)就任(6・14免)。 用録 037-3-19-3(府庁文書)	3・29 綴喜郡上町・下町両村合併し郷之口村、葛野郡常盤・谷両村合併し常盤谷村とそれぞれ改称する。(9) 公文録 大蔵省之部5	3・31 現在市中居留外国人数調(戸4、人5内男4人女1人)。 府史 戸口類
1・22 加佐郡下谷村を吉野村と改称。(2) 公文録 大蔵省部3	3・1 各区家並順次番号を付すと布達。 府庁文書 明6-7	4・5 大工会社へ申付けていた府火防人数をやめる。 府庁文書 明5-4
1・25 明5・7より12月までの総区長詰所諸入費1軒につき314文徴収を布達。刑満人引渡方を定める。(3) 府庁文書 明6-1、6-5	3・1 区長可心得条々・戸長可心得条々を定める。 布令書	4・8 捕亡探索の事務を府より裁判所へ移す。 太政類典 2-17-21
1・一 運輸諸車賃加金を改定。 府庁文書 明6-5	3・1 さらには邏卒費用として各業種に賦金を命ずる。(10) 府庁文書 明6-7	4・9 京都裁判所に検事局を設置(捕亡探索を行う)。 府庁文書 明5-4
1・一 初めて地券渡方規則第24条により検地のため官員を郡内に派遣する。 府史 租法類	4・5 大工会社へ申付けていた府火防人数をやめる。 府庁文書 明5-4	4・27 大蔵省、府における総区長および助役等への給料官費にて支給を禁止、民費に移すよう布達(6・10官費支給廃止を史官に報告)。 府庁文書 明6-10
1・一 戸数等現在数調(社2,454、寺3,519、戸139,142、人569,726、内男283,983、女285,743)。 府史 戸口類	4・8 捕亡探索の事務を府より裁判所へ移す。 太政類典 2-17-21	4・一 市中遊興業者の窮民授産助費を廃し新たに邏卒費用より分課すると布達。 府史 警保類
2・1 京阪間郵便馬車開業。(4) 府庁文書 明6-5	4・9 京都裁判所に検事局を設置(捕亡探索を行う)。 府庁文書 明5-4	5・8 皇城炎上につき正院記録焼失し、大阪・京都両府置以来の御達・願伺届・往復書等を復写して差出すよう正院より命ぜられる。 府庁文書 明5-4
2・4 豊岡県、県庁等よりの呼び出し期日に不出頭者処分規定布達。(5) 本支庁達 037-3-19-8	4・27 大蔵省、府における総区長および助役等への給料官費にて支給を禁止、民費に移すよう布達(6・10官費支給廃止を史官に報告)。 府庁文書 明6-10	5・17 大阪鎮台彦根営所、伏見屯所へ転営。 府庁文書 明6-8
2・上 紀伊郡那所町外2町5村を淀区裁判所管轄とする。 府庁文書 明6-6	4・一 市中遊興業者の窮民授産助費を廃し新たに邏卒費用より分課すると布達。 府史 警保類	5・中 集書院開設し(三条高倉西)、集書院規則制定。 同上
2・上 牛肉売買業者に勸業場より鑑札を渡し、無鑑札営業を禁止(手数料25銭)。 同上	4・9 京都裁判所に検事局を設置(捕亡探索を行う)。 府庁文書 明5-4	5・中 西京大阪大津敦賀為替会社改革につき明2年中発行金券引替期限の延日を布達(府下引換高64万円)。 同上
2・17 伏見邏卒、小学校に詰めて勤務することを布達(21日より)。 同上	4・27 大蔵省、府における総区長および助役等への給料官費にて支給を禁止、民費に移すよう布達(6・10官費支給廃止を史官に報告)。 府庁文書 明6-10	6・7 豊岡県、三丹地方の夏の昼寝の風習をやめるよう告諭。(11) 本庁支達 037-3-19-8(府庁文書)
2・中 新紙幣見本100円・50円を勸業場門前に掲示。 同上	4・一 市中遊興業者の窮民授産助費を廃し新たに邏卒費用より分課すると布達。 府史 警保類	6・10 府庁在勤の者の帯刀禁止。船井郡北大谷村等3カ村合併を大蔵省に伺。 府庁文書 明6-4、6-2
2・中 荒地起返・荒蕪地開拓・作付扶食などのため、府田租拝借したきも願出るよう布達。(6) 同上	4・27 大蔵省、府における総区長および助役等への給料官費にて支給を禁止、民費に移すよう布達(6・10官費支給廃止を史官に報告)。 府庁文書 明6-10	6・13 目安箱廃止。 府史 禁令類
2・中 明5年取除いた市中木戸門台石の除去を命ずる(通行のじゃまになる故)。 同上	4・27 大蔵省、府における総区長および助役等への給料官費にて支給を禁止、民費に移すよう布達(6・10官費支給廃止を史官に報告)。 府庁文書 明6-10	6・25 京都裁判所、二条城内より有栖川宮旧邸(堺町御門内桜町)へ移転。 府庁文書 明5-12
2・20 陸軍大輔、大阪鎮台兵補充を府に命ずる。 府庁文書 明6-1	4・27 大蔵省、府における総区長および助役等への給料官費にて支給を禁止、民費に移すよう布達(6・10官費支給廃止を史官に報告)。 府庁文書 明6-10	
2・21 伏見京都府出張庁を廃し、本庁直轄とする(17日布告)。 府史 府治類	4・27 大蔵省、府における総区長および助役等への給料官費にて支給を禁止、民費に移すよう布達(6・10官費支給廃止を史官に報告)。 府庁文書 明6-10	
2・23 豊岡県、町村内の若者組等禁止を布達。(7) 用録 037-3-19-5(府庁文書)	4・27 大蔵省、府における総区長および助役等への給料官費にて支給を禁止、民費に移すよう布達(6・10官費支給廃止を史官に報告)。 府庁文書 明6-10	
2・27 京都にある賢所・御所・中宮御所等官殿管理を府に委す(3・20大宮御所も)。 明治天皇紀	4・27 大蔵省、府における総区長および助役等への給料官費にて支給を禁止、民費に移すよう布達(6・10官費支給廃止を史官に報告)。 府庁文書 明6-10	
2・下 中学を廃し、小学校取締所と改称する。 府庁文書 明6-6	4・27 大蔵省、府における総区長および助役等への給料官費にて支給を禁止、民費に移すよう布達(6・10官費支給廃止を史官に報告)。 府庁文書 明6-10	
2・一 邏卒費用として民間に分課する。(8) 同上	4・27 大蔵省、府における総区長および助役等への給料官費にて支給を禁止、民費に移すよう布達(6・10官費支給廃止を史官に報告)。 府庁文書 明6-10	
2・一 民間において年中五節において負債交収していたが以後毎月末をもって行くと達する。 同上	4・27 大蔵省、府における総区長および助役等への給料官費にて支給を禁止、民費に移すよう布達(6・10官費支給廃止を史官に報告)。 府庁文書 明6-10	

参	考	日	本
(1) 4・8の洪水のため、山崩・潰家・死亡者・田畑へ土砂流入にあい、元山家県より米49石2斗9升救助米・堤防普請として貸渡されたものの返納期日(5・11)がきたが、田植もできない貧村状態となり、返納延期願を出していた。		1・4 人日以下の五節を廃止し、神武天皇即位日・天長節を祝日とする。	
(2) 解放令がでると三丹地方でも村名改称されるものがあり、本村はまぎらわしいとして改称された。		1・9 海軍始め。天皇、兵学校に赴き、艦船整列を閲する(のち、恒例となる)。	
(3) 1月より6月までの分は、1軒につき425文中軒数61,697軒5歩。		1・9 鎮台を名古屋・広島におき、6鎮台の軍管を定める。	
(4) 京都発(午前9時、午後1時)大阪着(午後2時、午後6時) 姉小路車屋町郵便役所より発車 京阪間62銭5厘 京都橋本間56銭2厘5毛 別仕立金3円50銭。		1・10 徴兵令および付録を定める。	
(5) 「再呼び出しで出願者」(答10)「三度目にて出頭者」(答20)「三度目で不出頭捕亡吏により引立られし者」(答40)。		1・15 庶民をまどわす梓巫・市子・憑祈禱・狐下げなどを禁止(教部)。	
(6) 返済方法は、粃一俵5斗入をつくり、1石につき粃一升を別納すること、11月中に。		1・18 妻・妾以外の婦女の分娩した子は私生児として取扱い、相手男子の認知しない場合、その婦人に養育の責任があることを定める。	
(7) 「平日ハ勿論神事祭礼等ニハ事更先立野習之嘶シ手踊其他種々ノ催シ等致シ前後寄合飲酒ヲ事トシ到庭家別ニ若干ノ費用ヲ賦課シ若シ出金差拒ミ候者等有之節ハ申合セ種々之迷惑等相懸ケ候儀有之由以ノ外之悪習ニ候条今後右様之組合堅ク不相成」。		1・22 華士族家督相続の条規を定める(当主の願い出ある場合は、長男以外の者でも相続を許す)。7・22改正(長男に事故ある場合のみ、血統の者を順序に従って相続させる)。	
(8) 「府下邏卒之設ハ一般人民之妨害を予防シ職業之保護を専らとする事ニ付其費用之儀も四民一般江分賦差出さすへき段大蔵省より達有之候処其中左ニ掲かくる職業ハ尤邏卒之勤を煩す事不少候条来ル三月より左之通出金申付候」 義太夫・新内等16業種・俳優・チョンガレ等16業種(1カ月1円)、茶ノ湯指南等8業種(1カ月1円)、揚弓・本弓等6業種(毎日惣上り高の10分の2)、演劇等5業種(1ト間毎に10分の1)席賃等4業種(惣上り高の20分の1)。		2・7 仇討を禁止。	
(9) 3・9村より府へ願提出、3・15府大蔵省へ合併願提出、3・27大蔵省正院に伺、下町村171石7斗6升 上町村128石2斗8升8合 常盤村85石1斗4升2合戸数15 谷村115石9斗5升5合2夕戸数7。		3・7 神武天皇即位日を紀元節と称する。	
(10) 湯屋等4業種(1カ月50銭)旅籠・船宿等5行種(同25銭)本両替店等20業種(同12銭5厘)飼犬・狎(同25銭)。		4・10 在官の者に対し、官中の事務、外国交際の妨害となることなどを私に新聞紙に掲載することを禁止。	
(11) 「……大事の昼間幾時の損分なるのみならず、用事の有る人買物に来る杯も如何ばかりの迷惑か……他国の人より見れハ甚シキ懶惰亡状爾て爪弾きして笑い譏るなり加之若き男女杯ハ午眠する故自然と夜更しをする夜更しをする故好んで徘徊をする」。		5・2 太政官職制を改正(権力を正院に集中)。	
		5・8 陸海軍武官の官等を改正(元帥廃止)。	
		5・10 元帥西郷隆盛を陸軍大将とする。	
		5・24 脱籍人の復籍せぬ者は、今後処罰すると布告。	
		5・26 北条県(美作)の人民、徴兵令およびえた非人の称廃止に反対し蜂起。6・2 鎮庄のため大阪鎮台兵到着(15人死刑、2万6900人処罰。この前後、各地で徴兵反対の血税騒動おこる)。	
		6・4 人民を礼拝させるため天皇の写真下賜を求める奈良県令四条隆平の願を許す(以後、相ついで府県に下賜)。	
		6・10 府県設置目安箱を廃し建言上書は集議院地方庁に出させる。	
		6・13 改定律例を頒布(新律綱領の修正増補)7・10実施。	
		6・17 村市改称分合方法を定める。	
		6・25 集議院を廃止し、その事務を左院に移す。	
		7・18 太政官布告・達の区別につき規定)。	
		8・28 各省使もこれに準じ、布達・達とすることを命ずる。	
		7・18 火葬を禁止。明8・5・23解禁。明8・6・24火葬場設置の条件を定める(内務達)。	
		7・19 鎮台条例を改正(14師管をおき、これを6軍管に所属させる)。	
		7・19 各地方達式詰達条例を定める。	

京	都	府
6・29 豊岡県元出石・村岡兩藩製造紙幣引換を布達。6・11 元舞鶴・宮津兩藩、月日未詳元峰山藩。 ⁽¹²⁾ 本支庁達 037-3-19-8(府庁文書)		11・30 淀・亀岡・綾部3出張庁を廃し、童仙房は綴喜・相楽2郡、園部は桑田・船井・何鹿3郡を所管し、他は本庁庶務課の直轄とする。 ⁽¹⁹⁾ 同上
6・30 地券渡終了。 府史 租法類		11・下 屋敷地以外の100坪以下の裂地売買禁止を再達する。 府庁文書 明6-12
7・1 中学校開校(上京第20区下立売通新町西入町)。 府庁文書 明6-9		12・8 遷卒を番人と改称。 府庁文書 明6-12
7・7 比叡山中山城・近江兩國界を定める。 ⁽¹³⁾ 府庁文書 明1-14		12・10 はじめて狩猟地区を定める。 府史 租法類
7・12 総区長給料および詰所経費等官給を止め以後毎戸に課す、総軒役(1戸8錢7厘3毛59,939軒7分)。 府庁文書 明6-10		12・初 山城国の区画を合併し、62区を29区とする(愛宕・葛野・紀伊・乙訓・宇治・久世各郡3区、綴喜郡5区、相楽郡6区)。 府庁文書 明6-12
7・23~28 何鹿郡農民騒擾(7・3・15騒擾参加者処分)。 ⁽¹⁴⁾ 府庁文書 明7-13		この年 ▷葛野郡西ノ京村、綴喜郡郷之口村、船井郡田原村・四ツ谷村新置。 市町村合併史
7・25 城丹国境問題(下山田村と篠・王子・馬堀・山本各村間)にて両者請書を提出(8・4・25協定成立)。 ⁽¹⁵⁾ 府庁文書 明7-7		
7・29 離宮八幡宮元社地領35町21歩を摂津国島上郡山崎村に編入(9・29引渡完了)。 府史 府治類		
8・3 大蔵省、府庁創立并修繕費は、創立費用3分の1以外は、以後すべて民費にてまかなうを達する。 維新日誌		
8・11 加佐郡青井村火災で34軒焼失(復興のため各区に賦金を命ずる)。 用録 037-3-19-4(府庁文書)		
8・中 大工会社解散を布達し、鑑札返却を命ずる。 府庁文書 明6-10		
8・一 舎密局本局を賀茂川西屋夷川に建設。 府史 勸業類		
9・8 租税寮、久世郡池上町以下3町・紀伊郡納所町の地子免除を認める。 府史 租法類		
9・上 牛馬の死体は焼却・埋葬いずれかにし川中に捨てるを禁止。 府庁文書 明6-10		
10・13 検事支局出張所設置し、管区を定む。 ⁽¹⁶⁾ 府庁文書 明5-18		
10・17 榎村正直大参事、小野組転籍問題で司法省臨時裁判所に東京にて拘禁される。(10・25岩倉右大臣の特命により釈放 12・31判決) ⁽¹⁷⁾ 木戸孝允日記、江藤南白、五代友厚文書		
11・2 布告揭示場改置(元大制札場36カ所にあったものを1郡1カ所とする)。 ⁽¹⁸⁾ 府庁文書 明6-1		
11・上 為替方を廃止し、当分事務は三井組にて取扱うことを達する。 府庁文書 明6-12		
11・中 諸願伺届書には、以後区長・戸長印を必要とすると布達。 同上		
11・22 租税課、物価表を11月より作成提出を各出張庁へ命ずる。 府庁文書 明6-1		

参	考	日	本
(12) 元出石藩(6・25~7・5勸業所にて)、元村岡藩(7・7~11豊岡町養源寺にて)、元舞鶴藩(15日~30日舞鶴町会議所にて)、元宮津藩(15日~22日宮津町勸業所にて)、元峰山藩(26~7・3峰山町全性寺にて)。		7・28 上諭・地租改正条例を布告。	
(13) 江戸時代から紛争の地、明4より大津(滋賀)県と再三再四交渉を行う、北は八瀬道釈迦多宝塔より中央輪堂、南は四明嶽の東大比叡を中斷し撞木島山中村重ね石まで、東は近江国、西を山城国とする。		8・17 閣議、西郷の朝鮮派遣を決定(発表は岩倉の帰朝をまって行うこととする)。	
(14) 何鹿郡第1区9カ村の農民ら200余人、稲の虫送り祈願を名として天田郡大原神社へ参詣の上上原村持山字行者場に集合、午後4時頃から山家河原に移り、第3・4区の者も加わり700~800人に達す。4項目の要求(徴兵赦免・小学校入費出銭免許・租税免除・裸体許可)「例律五刑条ニ依リ叱り置」(士族8名・平民466名)。		10・14 祝祭日を定め、休暇とする(元始祭・新年宴会・孝明天皇祭・紀元節・神武天皇祭・神嘗祭・天長節・新嘗祭)。	
(15) 「嶋子尾以来木財建山之規定取究下草ニ至迄鎌止メ刈旬者双方立会執行可仕約定」		10・17 木戸孝允・大久保利通・大隈重信・大木喬任の諸参議、西郷派遣を不満として辞表を提出、岩倉も三条に辞意を表明。	
(16) 本局所轄(上京・愛宕・葛野)下京出張所(下京・伏見・宇治42村中38村・乙訓51村中26村・紀伊28村中23村)淀支局(久世・綴喜59村中34村・乙訓51村中25村・紀伊5村・宇治4村)木津出張所(相楽・綴喜25村)園部支局(桑田・船井・何鹿)。		10・19 新聞紙条目を定める(発行許可制、国体誹謗・政法批評禁止、官吏の職務上の情報漏洩の防止などを規定)。	
(17) 4月小野善助等は商売上の都合と府の鉄道建設等に関係する税収奪の激しさのため東京等への転籍を申請したが、榎村は府税収入が減るとの理由で許可せず、放置しておいた。そのため小野は京都裁判所に訴え、6・15日裁判所は小野組勝訴の判決を下したが、榎村はそれをも無視したため8・5日裁判所は、長谷知事懲役30日、榎村同20日(官吏贖罪令によりそれぞれ贖罪金8円と6円)の判決を下した。8・14榎村は太政官に訴えたが、翌日太政官は裁判所決定を正当とする達を出した。問題はこれで決着がつかず、長州閥と反長州閥との対立がからみ、さらに司法卿江藤の司法権独立の方向とも衝突し、裁判所判決をないがしろにした榎村以下の府吏員の行動糾弾の方向に進み、10・14 臨時裁判所が開かれ、12・31 判決が下った(長谷・榎村懲役100日、官吏贖罪令により贖罪金それぞれ40円と30円)。なおこの臨時裁判において日本で初めての陪審制がとられた(参座制という)。		10・24 天皇、岩倉の奏をいれ、朝鮮遣使を無期延期とする。	
(18) 愛宕郡(上賀茂村)葛野郡(上嵯峨村)宇治郡(追分鬮茶屋町)紀伊郡(淀納所町)乙訓郡(大山崎庄)久世郡(宇治郷)綴喜郡(井手村)相楽郡(千童子村)桑田郡(荒塚村)船井郡(園部上本町)何鹿郡(綾部町)。		10・24 陸軍大将西郷隆盛、参議・近衛都督を辞職。	
		10・25 参議兼外務省事務総裁副島種臣・参議兼左院事務総裁後藤象二郎・参議板垣退助・同江藤新平辞職。	
		10・25 天皇、西郷辞職に伴う近衛諸隊の動揺に鑑み、近衛局佐官・近衛各兵大隊長に、職務勉勵を親諭。10・29 近衛将校に再度親諭。	
		11・10 内務省をおく。	
		12・1 郵便葉書(2つ折り、明8・5より単葉となる)。封囊(切手模様を印刷した封筒)を、初めて発行。	
		12・4 区長・戸長・士族の平常身分は、一般人民と同じに取扱うことを定める。	
		12・27 秩禄奉還の法を定める(家禄・賞典禄100石未満の者で奉還を願う者は、永世禄6カ年分・終身禄4カ年分を、現金および公債証書をもって支給)。	
		ノ(19) 「……追々事務一定ニ趣キ且入費等モ相高候ニ付今般澁亀岡綾部ノ三支庁ヲ相廢シ以後郡中諸願伺等本府并園部童仙房支庁へ区分シ……」。	

京	都	府
1・1 市中・伏見戸口現在調(戸69,238人口250,067)。(1) 府史 戸口類		11・一 下京32区護国寺表門通并同寺元境内上地之場所それぞれ九条町、柳原町と改称。府庁文書 明8-28
1・一 戸口等現在調(戸140,062人口572,749内男286,945女285,804社1,533寺3,173)。同上		11・一 淀・亀岡・園部旧藩発行5銭未満1厘以上を新貨と引替えを達す。(9) 府庁文書 明7-5
2・13 番人小頭を番人組頭と改称。府史 警保類		11・一 正副区戸長給料従来の軒役を改め戸別割で徴収すると布達。(10) 御布令
2・一 村番人を廃止し番人(旧邏卒)設置を布達(3月上旬より実施)。(2) 府庁文書 明7-3		11・一 医務掛設置し、医務取締長以下をおく。府庁文書 明7-5
3・8 区戸長を官吏に準ずる(前年12・4太政官布告をうけて)。府庁東西北二監門を罷め、市民の自由通行を許す。(3) 府史 庁則類		12・9 租税寮、乙訓郡離官八幡宮社地15町4反8畝を相当代価にて社人に払下げ、開墾期明らかかりしものは下渡を達す。(11) 府庁文書 明6-32
3・一 検事局出張所廃止。府史 刑法類		12・上 債主確認のため小野組へ預けている物品を申出ることを達す(12・4大蔵省より指令)。府庁文書 明7-5
3・一 郡中番人規則および配置を定める。(4) 府史 警保類		12・15 京都・大阪両境界更正(乙訓郡大山崎庄内地反別2畝を摂津国島上郡山崎村へ、山崎村内反別27歩を大山崎庄へ)。府庁文書 明7-1
5・9 佐賀県賊徒懲役処刑人、府にて18人預かることとなる(10年1人7年2人5年5人3年10人 明9・6・3三藩県へ引渡す)。(5) 同上		12・20 宮内省、皇居禁裡の外国人拝観は、官員の紹介あるものを府にて許可することを命ずる。(8・10・29人民紹介のものでも不都合なきものは許可してもよいとする)。府庁文書 明5-2
5・10 下京区第18区松原通東洞院西入俊成町より出火、759戸焼失。府史 刑賞類		12・一 豊岡県、地租改正着手。兵庫縣百年史
5・一 火元用心嚴重を布達。(6) 府庁文書 明7-3		12・一 伏見市中正副区長の給額を改定し、従来総地価に課したのを戸別割をもって賦課。(12)
6・5 大蔵省、再度産業基立金10万両返還方法をたて実施するよう布達(7・4調査書提出命令10・28調査報告書提出)。府史 勸業類		この年
6・一 宿引等の行為を禁止。(7) 府史 民俗類		▷ 明1より同7までの府下行賞者(人命救助126人、強盗逮捕83人1カ村、窃盗逮捕168人、慰労者1,913人10類、防火功労者609人4組、御一新献金者774人528町、療病院献金穀者581人)。府史 刑賞類
6・一 第9聯隊伏見に編成され、大阪鎮台下におかれる。府誌		▷ 田中村・西紫竹大門村・東紫竹大門村(愛宕郡)、八条村・宇多野村・花園村・梅ヶ畑村・太秦村・嵯峨野村・下嵯峨村・大森村・小野村(葛野郡)、森本村・久世村(乙訓郡)、吉祥院村・石島村・西中村・福稲村・向島村・横大路村・下鳥羽村(紀伊郡)、野村(久世郡)、田辺村・興戸村・立川村・岩山村・奥山田村(綴喜郡)、並河村(南桑田郡)、長谷村・細野村・神吉村・下弓削村・下宇津村(北桑田郡)、胡麻村・畑郷村・保野田村・志和歌村・富田村・実勢村・下山村・豊田村・質美村(船井郡)、於與岐村・十根村・建田村・睦合村・八津合村・五津合村・五泉村・睦寄村・故屋岡村・老富村(何鹿郡)、地頭村(加佐郡)新置。市町村合併史
6・一 糞尿運搬時限の厳守を布達(くみとらせた者、くみとった者共処罰。明5・9第199号を徹底)。府庁文書 明7-3		
7・3 浮業諸興行願向は庶務課扱から勸業場扱とする。府庁文書 明5-4		
7・8 豊岡県大区内旅費并滞留日当規則制定。本庁文達 037-3-19-12(府庁文書)		
7・15 吹矢・揚弓・台弓等賭射を禁止。府史 民俗類		
7・一 番人の家に表札をかけさせる。府庁文書 明7-3		
8・27 伏見市中を16区より4区に改正し、同時に町分合改称を行う。府庁文書 明8-28		
8・一 下京第26区湊町・梅沢町合併し、梅湊町とする。同上		
8・一 市中課出金取立方并出納順序を布達。(8) 府庁文書 明8-28		
10・29 豊岡県正副区戸長給料を改正。本庁文達 037-3-19-12(府庁文書)		
11・21 大蔵省よりの小野組への預金引上げおよび出納を停止すべく電報到着。府庁文書 明7-1		
11・29 文部省、府下試薬所設立を達する(翌年2・15設立、9・8・12廃止)。同上		

参	考	日	本
(1) 市中(戸63,496、人口227,650、内男110,598、女117,052、居留外国人、戸7人9内男7女2、社63、寺892)伏見(戸5,742、人口22,417、内男11,098、女11,319、社4、寺90)脱籍後満36ヵ月永尋中之者1,014人内男670人女344人。		1・4 政始めを行う(以後恒例)。	
(2) 費用は戸別割(上等1戸につき1ヵ月5銭中等同3銭下等同1銭)7・30、12・15を期として納入。		1・10 内務省職制および事務章程を仮定(2・18更定。勸業・警保・戸籍・駅通・土木・地理の6寮と測量司)。	
(3) 正副区長12等より15等まで、正副戸長等外1等より6等まで。		1・12 板垣退助・後藤象二郎・副島種臣・江藤新平ら、愛国党本誓署名式を行う。	
(4) 宇治郡(2,245戸、番人12人)紀伊郡(3,211戸、番人18人)乙訓郡(3,192戸、番人18人)葛野郡(5,664戸、番人30人)久世郡(4,690戸、番人24人)相楽郡(7282戸、番人42人)綴喜郡(5,908戸、番人30人)愛宕郡(6,823人、番人38人)何鹿郡(9,070戸、番人48人)船井郡(10,499戸、番人48人)桑田郡(11,591戸、番人56人)		1・15 東京警視庁をおき、内務省に所属させる。2・7警視庁職制章程を定める。	
(5) 「佐賀県賊徒懲役処刑之者共同県ニ於テ駆役致候儀ハ實際不都合之次第有之ニ付其府へ分配御達相成候儀ニ有之候」		1・17 副島・後藤・江藤・板垣ら8人、民選議院設立建白書を左院に提出(日新真事誌 1・18に掲載)。	
(6) 「……近年製茶盛大ニ相成ニ随ヒ日々培炉等ニ多ク之火ヲ用ヒ候処其取仕舞疎略ヨリシテ動モスレハ火ヲ失シ自家ヲ焼ノミナラス比隣延焼等之災害間々有之……」		1・19 諸税歩増等府県限取立の分を賦金と改称。	
(7) 「……旅人を途中ニ待受安ニ止宿ヲ勸免或ハ其旅客知音之家ありと申聞候得ハ廢業又者絶家と称し或ハ其室粗悪なりと批判し旅籠高価取扱不定杯与偽り強而自己勝手之家ニ誘引し引賃を貧乏生活とし……」		2・4 江藤新平・島義勇ら佐賀士族の暴動(2・1)に対し、熊本鎮台などに出兵命令。2・18江藤ら、佐賀県庁(佐賀城)占領(佐賀の乱)。	
(8) 「従前府下市街課出金受払之順序等一定之方法無之ヨリ各区ニ於テ区々之取扱致シ中ニ者経費金凡ソ見込ヲ以取集など致し動もすれ者公私混淆不都合之向も有之哉ニ相聞へ以之外の事ニ候一休民費課出之儀者其多寡増減ニ因リ大ニ民情ニ関シ岐度注意すへき事ニ付今般右処務之順序并帳簿之体裁計算表雛形共別冊之通り相定候」		2・5 東京警視庁、邏卒を巡査と改称。明8各府県にも改称させる。	
(9) 淀旧券(12・10~20府庁にて)亀岡・園部旧券(12・1~20園部本町会所にて)。		2・6 参議大久保利通・同大隈重信、(台湾蕃地処分要略)を閣議に提出。閣議、台湾征討を決定。	
(10) 表家1戸ニ付半季12銭5厘。裏家1戸ニ付半季6銭2厘5毛。		3・1 政府軍、佐賀県庁を奪回(島は鹿児島、江藤は高知で逮捕され、4・13処刑)。	
(11) 田地9町3反1畝歩(内6町7反6畝21歩旧社人46人割当地1町5反4畝9歩社人兄弟増備地)畑地6町1反7畝15歩(内4町6反1畝6歩旧社人46人割当地1町5反6畝9歩社人兄弟増備地)。		3・8 区戸長の身分取扱は官吏に準ずることとする。	
(12) 表家1戸ニ付半季8銭7厘5毛裏家1戸ニ付半季4銭2厘5毛。		4・10 板垣退助ら、高知に立志社を創立。	

京	都	府
1・7 豊岡県、地券掛民費節減徹底を各支庁へ口達。本支庁達 037-2-19-12~13(府庁文書)		7・20 榎村正直大参事権知事に任ぜられる。府史 職制類
1・13 勸業場での預貯金業務の再開を布達(1月より月4朱の利息にて6・4廃止)。(4)		7・23 三吉周亮(元鳥取県権令兼五等判事)豊岡県権令に任ぜらる。本支庁達 037-3-19-12(府庁文書)
1・20 豊岡県質屋其外渡世之者規則布達。本支庁達 037-2-19-13(府庁文書)		7・25 豊岡県、福知山・宮津・篠山3支庁廃止を布達(9・10以後本庁にて事務取扱)。本庁達 037-3-19-10(府庁文書)
1・24 京伏正副区長へ小学校へ官員派出の時に学校休日とすることを禁止。府庁文書 明8-26		7・一 布令部数調(上京427部、下京495部、伏見64部、郡中181部、計1,167部)。府庁文書 明8-8
1・27 大蔵省、府の勘定帳に不都合ありとし更正を命ず。(2)		8・一 郡部の地租改正に着手(13・5まで)。府県地租改正紀要
1・一 市街従前の戸長を廃し、5~6町に一戸長をおく。府庁文書 明8-18		8・一 豊岡県、邏卒巡邏区画制定。(7)本支庁達 037-3-19-12(府庁文書)
2・1 京都府東京出張所を廃止。府庁文書 明8-6		9・12 京阪間毎日郵便を開始。府史 郵便類
2・17 豊岡県区務取扱概則制定。本支庁達 037-3-19-13(府庁文書)		9・20 知事、各課員へ人民保護を目的として三カ条を示す。(8)府庁文書 明7-1
3・13 家券規則制定。府史 戸口類		9・22 学校課、学務課と改称。府庁文書 明5-4
3・27 庶務課捕亡掛を警察掛と改称、番人を邏卒と改称。府庁文書 明5-4		9・一 府職制改正。同上
3・一 大蔵省へ雑税廃止により、従前徴収していたものの処置方法を伺(4・28徴収方法・税額を具申するよう回答あり)。府庁文書 明8-1		10・3 旧園部藩当時の民撫講掛金返済の訴訟起る。(9)府庁文書 明7-7
4・6 豊岡県、宮津支庁管下へ元宮津藩より各村へ貸下げ金20万貫の残金返納を等閑にするを警告。本支庁達 037-2-19-13(府庁文書)		10・4 堀川・西洞院川筋東西本願寺前通街路樹中に果樹あり、子供が実をとりたのぼり邏卒につかまると度々あり、町々に植替を命ずる。府庁文書 明8-28
4・18 総区長以下旅費支給方法を定める。(3)府庁文書 明8-28		10・27 各課作成書類に、各課の頭字をつけ番号を付すことを布達。府庁文書 明7-1
4・一 職工場仮規則布達。府庁文書 明8-7		10・一 京伏区戸長配置取調を内務省へ提出(65区、戸数62,848、人口224,361、反別887町余)。府庁文書 明8-28
5・5 総区長区戸長身分を改定。(4)府庁文書 明8-28		11・12 豊岡県、宮津・福知山邏卒屯所を警察出張所と改称。本庁達 037-3-19-11(府庁文書)
5・19 官員病気休暇届の形式を定める。市政庶務課鴨川等の河上床掛期日に関して伺を出す。(5)府庁文書 明8-28		11・25 豊岡県、布告番号従来何号としたのを以後官省布告は甲号、県限り布達は乙号とするを布達。同上
5・一 高島炭坑持主後藤象次郎代理竹内綱より、本府懲役人借用願出される。(事故あり実施されず)。府史 監獄類		11・28 警部設置につき警察掛廃止。府庁文書 明5-4
6・3 豊岡県、貸坐敷渡世・娼妓・芸妓各規則制定。本庁達 037-3-19-10(府庁文書)		12・4 邏卒を巡査と改称することを布達。府庁文書 明8-10
6・8 宇治郡黄檗山境内火薬貯蔵所として48,959坪官有地とする。太政類典 2-213-37		12・24 府職制改正。府史 庁則類
7・2 長谷信篤議官に任ぜられる(7・20東京へ出発)。御達書		12・27 豊岡県、従来の各村番人・旧鉢屋の年給与を廃し、各村取締は一切巡査が行うことを布達。庶務課および警察掛定抱を警保課定抱と改称。本庁達 037-3-19-11、府史 警保類
7・4 京都裁判所例年通り暑中につき7日より6時出勤12時退庁とする(9・11まで)。府庁文書 明8-32		12・31 警保課、屯所其他調査(屯所89カ所警部巡査257人 巡査試捕563人)。府史 警保類
7・9 上京第14区より化芥所への表家1銭・裏家半銭(月額)を出すを停めるよう願出。(6)府庁文書 明8-28		この年 ▷ 雲ヶ畑村(愛宕郡)、上嵯峨村(葛野郡)、石作村(乙訓郡)、菟道村(宇治郡)、中島村・藤和田村・島田村(久世郡)、南村(綴喜郡)、木津村(相楽郡)、旭村・千歳村(南桑田郡)新置。市町村合併史

参	考	日	本
(1)	「勸業場四民預り金の義先達而御廃止之処近來豪商之内不体裁ヲ頭シ衆庶之蓄財預ケ先ニ相迷ヒ候趣相聞且勸業事務盛大ニ付而者所属之諸場入費等相尙金融運轉之法困却ニ付シ以前預り方相始メ申度……」	1・27	英・仏公使、横浜駐屯軍隊の引揚を外務卿寺島宗則に通告。
(2)	一、角倉了意へ嵯峨大井川諸川開通の功により、嵐山資堂資金として春秋両度5斗入1俵ずつ石代金をもって渡すのを廃止させる。 二、勸業場用掛村上勘兵衛外3人に手当として1年25円ずつ給料外に渡しているのは不当につき廃止させる。 三、東京出張所官員に出張の名目にて給料外の日当を渡していることは不当につき廃止させる。 四、貫属華士族のうち間長へ半季3円づつ手当として支給しているのは、外に例がないゆえ廃止させる。	2・8	宿駅廃合并村落合併改称等はやむおえないものの外は許可せずと達(内務省)。
(3)	総区長・助役は14等官、区長は15等官、戸長は等外三等官に準じ支給。 明5・5・15両者より訴えが出され、以後亀山出張所・府庁が仲に入って種々解決策をしめし問題解決に当たっていた。	2・11	木戸孝允・大久保利通・板垣退助、大阪で会合、政治改革につき意見一致(大阪会議)。
(4)	京伏総区長(12等官)同助役(13等官)区長(14等官)副区長(15等官)戸長(等外1等官)。	2・20	従来雑税と称するもの(約1500種)、河川堤防費として取立てる国役金、絞油規則、僕婢・車馬・遊船などの諸税規則(以上明7・12・31限り)、酒造取締ならびに税則(9・30限り)それぞれ廃止し、酒類税則(10・1施行)・車税規則(1・1週及施行)を定める。
(5)	庶務課案は、6・30より9・30まで、谷大属案は6・1より9・30までとする。 従来は「四条河開き」と称して旧暦5・30開店であったが、改暦後区々バラバラとなり、新暦4月頃から開店願を出す者もあり、「右ハ納涼ノ名ニ背ク己而ナラス梅雨中出水ノ妨害ニモ相成不都合ニ付」開業期間を定めるべく検討したものである。	2・22	人民一般に、民事訴訟審判の傍聴を許す。
(6)	理由は塵芥は肥料にするためと、14区には貧民が多いためと。7・18府は化芥は肥料にならないものもあること、窮民救助事業の意もあること等を理由に許可せず。8・4再願。8・24府再度不許可。8・31三度敷願区中より月1円50銭出すようにしたい。	3・7	行政警察規則を定める(一般に捕亡吏などの名称を邏卒と改称、巡査に戸口調査をさせる)。
(7)	福知山屯所(天田郡水上郡加佐部14大区1・2小区)官津屯所(加佐部14大区1・2小区除与謝郡)。	3・24	地租改正事務局をおき、内務・大蔵2省の管轄とする。
(8)	「学ヲ勤メテ知識ヲ開ラク 業ヲ勤メテ財産ヲ富マス 病ヲ防キテ健康ヲ保タシム」	4・14	元老院・大審院をおき、地方官会議を設け、漸次立憲政体を立てるとの詔書出る。
(9)	訴主は藩立であったといい、当時の責任者小参事木瀬安吉は私立であったと主張。	5・7	樺太・千島交換条約および付属公文書をペテルブルクで調印。8・22批准書交換。
		5・24	大審院・諸裁判所の職制章程を定める(大審院・上等裁判所・府県裁判所の制)。明9・9・13府県裁判所を地方裁判所と改める。
		6・20	地方官会議開院式行われる(7・17開院式)。
		7・5	元老院開院式。
		8・30	地租改正は明9末をもって一律に完了すべき旨、府県に達する。
		9・7	家禄・賞典禄を金禄に改正(支給額は各地貢米の明5~7の3カ年平均価格をもって決定)。
		9・13	区画および区戸長名称職別等変改は内務省に伺を出さしむ。
		9・20	朝鮮西南海岸に示威中の軍艦雲揚、江華島守兵と交戦(江華島事件)。
		10・24	警部を府県におき、邏卒を巡査と称することを決定。
		11・30	府県職制および事務章程を定める(県治条例を廃止)。

京	都	府
1・13 婚姻・養子・離縁は相手方の戸籍に登記して実効があると達す。府庁文書 明9-7		7・24 葛野郡岡村新田を乙訓郡長野新田へ合併許可(4・1内務省へ伺)。(6) 太政類典 1-97-20
1・19 迷子捨子行倒人等届出は、本府支庁であったのを各区小学校巡査詰所とすると布達。同上		7・26 内務省、府使用の巡査試補の名称を廃止させる。府史 警保類
1・28 郡中市街地内への埋葬禁止を布達(8・9市内に布達)。同上		7・一 豊岡県、各村用掛を副戸長と改称。本県御達 037-3-19-19(府庁文書)
1・一 吟味願提出は、従来裁判所であったのを府庁提出とする。府庁文書 明8-32		8・3 地券譲渡並裂地残地証印税心得を布達。府庁文書 明9-7
2・15 裁判支庁仮規則布達。府庁文書 明9-4		8・9 豊岡県、県税並娼妓貸座敷税則布達(9・1実施) 豊岡県、山岳地帯地租改正着手を布達。本県御達 037-3-19-18(府庁文書)
2・一 18~19歳のもので兵役志願者、今度限り適不適を問わずすべて採用を布達。府庁文書 明9-4		8・21 豊岡県廃止(天田・丹後5郡府管轄となり現在の京都府管轄領域定まる。9・10収管完了を正院に報告)。法令全書
3・3 内務卿、大山崎庄離宮社地払下げに関する府向に対し再調査を命ず。(4)府庁文書 明7-26		8・23 亀岡士族、禄米相場に異論をとえ集會代表東上をきめる。府庁文書 明8-23
3・19 『大阪日報』編輯長関新吾、新聞条例にふれ禁獄1年半の刑を受ける(明10・9・19放免)。大阪日報 10・3		8・28 内務省、府において等外吏を巡査として兼動させていたのを廃止させる。府史 警保類
3・27 総区長市郡区戸長交代事務引継規則改正(従前区々であったのを統一)。府庁文書 明9-7		9・1 丹波3郡区画改正。(6) 府史 府治類
3・28 本庁日曜祭日休み、土曜日半どんの週休制となる(従来1・6の日休み)。府庁文書 明9-3		9・5 福知山・宮津へ出張所設置を布達。(7) 府庁文書 明7-2、8-21
4・1 府税課目増加を布達。(2) 府庁文書 明9-7		9・9 榎村権知事、丹波・丹後地方の視察へ出発。大阪日報 9-12
4・5 売淫罰則制度を制定。同上		9・13 京都裁判所を地方裁判所と改め、府下・滋賀県を管轄とす。支庁事務章程加除。丹後一円丹波天田郡区画改称。(8) 府庁文書 明7-1、8-32、府史 府治類
4・11 牢獄掛を牢獄監倉掛と改称。府庁文書 明9-3		9・20 太政官、桑田郡土ヶ畑村と大阪府摂津国能勢郡宿野・大原・柏原3カ村国界不明瞭地反別69町2畝26歩6厘土ヶ畑村地と布告。太政類典 1-74-14
4・13 警察心得細目布達。府庁文書 明9-7		9・27 区戸長公撰投票規則布達(第414号)。府史 庁則類
5・1 府税徴収事務を勸業課より租税課へ移す。府庁文書 明9-3		10・2 違式註違条例改正。(9) 府庁文書 明9-6
5・13 消防規則章程布達。(3) 府史 警保類		10・5 第4区裁判所新築移転(園部)。同上
5・27 養子女を養家よりさらに養子女へ出すことを禁止。府庁文書 明9-7		11・5 監察掛、天橋義塾・宮津・峰山・出石地方士族等の動向につき探索報告書提出(〜11)。府庁文書 明8-23
5・一 西陣大不況(織機3,000台のうち2,000台が休業)。新聞集成明治編年史		11・15 京都地方裁判所管轄区分を布達。(10) 府庁文書 明8-32、9-6
6・1 犯罪人取調に拷問を禁止。府庁文書 明9-3		11・29 管内警保区域・警保課出張所・派出所等定む。府庁文書 明9-6
6・7 総区長を学区総取締に、区長を学区取締に、副区長を学区副取締に命ずる。府史 庁則類		12・1 岩倉具視、華族会館分局にて京都在住華族と救済等につき懇親会を開く(7万円を華族救済のため宮内省より府が借用することとなる)。明治天皇紀
6・28 区裁判所管轄区分事務仮規則布達。(4) 府庁文書 明9-7		12・5 皇后京都に行啓(11・20東京発)。同上
6・一 支庁事務章程制定。府庁文書 明9-3		12・15 『煥文新誌』編輯長兼印刷人松本孝輔不在中、当局の許可なく同人名儀で同誌第52号を発
7・5 第二区裁判所開庁、第三・第四区裁判所改称(第一区裁判所は17日開庁)。府庁文書 明8-32		
7・8 裁判所へ検事局設置布達(8・1開設)。府庁文書 明9-1		
7・18 豊岡県、警丁を廃し、警察雇と改称。警保課および警察出張所屯所章程布達。本県御達 037-3-19-19(府庁文書)		

京	都	府	日	本
				2・4 海軍武官・高等文官の社交機関として、芝山内に、山内倶楽部を設立(水交社の初め)。明10・2・15陸軍の借行社開所式。
				2・22 代言人規則を定め、4・1より免許のない者の代言請負を禁止。
				3・12 官庁、一・六休暇(毎月1の日と6の日を休む)を廃し、日曜全休・土曜半休制を定める。4・1実施。
				3・28 大礼服着用および軍人・警察官・官吏制服着用の場合を除き、帯刀を禁止(廃刀令)。
				4・14 官吏懲戒例を定める。
				5・12 地租改正に承服せぬ者にたいし、地価を一方向的に決定し、収税を命ずると布告。
				8・5 金禄公債証書発行条例を定める(華士族の家禄・賞典禄を廃止し公債を支給。明10より実施)。
				8・21 4・18に続き府県の大廢合行われる(3府35県)。
				8・31 提督府を廃止し、鎮守府を東海・西海の2カ所におく。9・6 東海鎮守府を横浜に仮設。
				10・17 各区町村金穀公借・共有物取扱・土木起工規則を定める(区町村の自治体的性格の承認)。
				10・24 熊本県士族大田黒伴雄ら、熊本鎮合を襲撃(神風連の乱)。10・25鎮合兵に鎮圧される。
				10・28 山口県士族前原一誠ら、熊本に呼応して県庁を襲撃しようとし、広島鎮合兵に鎮圧される(萩の乱)。11・5 前原、島根県で捕えられる。
				12・27 参議兼内務卿大久保利通、農民一揆にかんがみ、地租の減額を建議。
				12・31 巡査屯所等調査結果(屯所117、警部33人、巡査968人)。府史 警保類
				この年 ▷ 相楽郡加茂村で小作争議解決のため地主小作間で小作料について協定つくる(好結果をもたらした近村にも及ぼされる)。明32 褒賞善行(府庁文書) ▷ 愛宕郡以下10郡で56件の町村分合改称が行われる。市町村合併史
			参	考
			(1) 15町3反4畝27歩(1008円31銭7厘)明5・11・2 八幡社宮惣代より地券下渡願が出され、さらに11・23 社家貧窮のおりから無償にて地券交付を願ひ出る。府は相当代価にて払下げようとしていた。5・1 内務卿上記地価にて払下げを許可。	
			(2) 薬物店・菓子商・洋物商・琴三味線商・雇入口入所・濁酒。	
			(3) 消防人費用は区民費に課す。現場では警部が指揮する。日常および人員引率は区戸長にて行う。6・28改正。	
			(4) 第1区裁判所(上京第21区堺町内桜町本庁内、上京・愛宕・葛野一円)第2区裁判所(下京第23区醍井通北小路下ル花園町奥正寺内、下京・伏見・宇治一円)第3区裁判所(淀、相楽・綴喜・久世一円 紀伊・乙訓の一部)第4区裁判所(園部、桑田・船井・何鹿一円)。	
			(5) 長野新田(反別30町9反4畝10歩、戸数34人口171)岡村新田(反別19町6反2畝2歩戸数15人口69)。 「葛野郡岡村新田ノ儀ハ地所悉皆同郡ヲ離隔シ同国乙訓郡内ニ散在諸般不便ノミナラス位置適當致サスニ付」。	
			(6) 南桑田郡14区→4区、北桑田郡10区→2区、船井郡15区→6区、何鹿郡14区→5区。 なお桑田郡は明12に南北に分ける。	
			(7) 9・23内務省へ宮津に支庁設置を願ひ出る。10・4 内務省許可 10・10日番外第20号にて布達。	
			(8) 天田郡(12小区→5区)加佐郡(12小区→12区)与謝郡(10小区→9区)中部(4小区→4区)竹野郡(6小区→3区)熊野郡(3小区→3区)	
			(9) 維新以後の種々の禁令をまとめたもの、違式(ご法度にそむくこと)註違(こころえちがひ)。	
			10 本庁(上京第21区堺町内桜町、山城・丹波一円)宮津支庁(宮津、丹後一円)京都府裁判所(本庁構内 上京・愛宕郡・葛野郡・宇治郡第一区)伏見区裁判所(伏見第4区村上町 乙訓郡・紀伊郡・久世郡・綴喜郡・相楽郡・伏見・宇治第二区)園部区裁判所(園部、桑田郡・船井郡・何鹿郡・天田郡)宮津区裁判所(宮津、丹後一円)開庁期日(宮津支庁・同区裁判所 12・5 京都及園部区裁判所 11・24 伏見区裁判所 11・24 京都第一・二・三・四区裁判所 11・23)。	

京	都	府
<p>1・1 現管轄区域決定後、初めて管内の人口総数を調査、総数79万2796人。府誌上</p> <p>1・4 総区長・郡中当番区長詰所廃止し、庶務課分局をおく。内務省より山口県賊徒懲役処刑人、府への配置人数21人を達す(警第485号20日到着)。府史 監獄類、府庁文書 明9-3</p> <p>1・18 懲治監に入れるべき者を従来授産所に入れていたのを止める旨内務省に伺(2・24内務省許可、良民窮迫者を他に移し、現授産所を懲治監とする)。府史 監獄類</p> <p>1・22 伏見区裁判所開庁(16日落成)。府庁文書 明10-5</p> <p>1・24 紀伊郡岡島村漁師総代山田利兵衛ら、行幸の際漁民の様を「御尊覧」に供したい旨、願出る(2月唐橋村、5月久世郡御牧村・紀伊郡吉祥院村・上鳥羽村の漁師総代からも同様の願書が出される)。府庁文書 明9-22</p> <p>1・26 植村権知事任官。府庁文書 明10-5</p> <p>1・26 従来の警察出張所および屯所の名義を廃し、出張所を警察、屯所を分署と改称。これにより市中では上京(浄福寺・西洞院・河原町各分署)、郡部では伏見・木津・園部・宮津・福知山・峰山に各警察署をおく。法令全書</p> <p>1・28 『西京新聞』創刊(『煥文新誌』を改題)。明治文化全集(新聞篇)</p> <p>1・28 関西視察中の天皇、京都に入り、諸学校・牧畜場・パピールファブリックなど巡幸(〜2・6、2・16再度入洛)。府庁文書 明9-22</p> <p>1・31 内局大書記官より京都府の区画改正計画中止を達す。天皇来庁のあり、明3産業基金による事業一覧書を呈す。府庁文書 明8-15、10-5</p> <p>2・6 東京遷都以来、大内が荒廃したことをうれい、本年より明21まで毎年「内庫」より4,000円支出し、京都府に保存の方法を講じさせる。府庁文書 明5-2</p> <p>2・10 府、右大臣岩倉具視の達(第17号)をうけて、徴兵忌避に関する告諭を出す。⁽¹⁾第46号、府庁文書 明10-5</p> <p>2・14 知事、官費節減・官吏の不正・物産興隆等につき、親展として意見を差出すよう告諭。府庁文書 明10-5</p> <p>2・19 京都を行在所とする旨布告(5・12還幸をさらに延期し、7・28まで京都に滞在)。行在所布告1、5号</p> <p>2・19 山城全国・丹波3郡山林地租改正事業着手を布達。府庁文書 明10-5</p> <p>2・中 『京都日日新聞』官許となる(社長西田忠兵衛、編輯長津田敬之)。浪花新聞 2・13</p>	<p>2・中 小室信介・小笠原長孝・鳥居晦・沢辺正修・鹿児島県人有馬純雄ら10人、国事犯の嫌疑により京都府に拘留される。高倉六角の檻獄に繋がれ、のち二条の獄に移される。⁽²⁾府庁文書 明8-17、案外堂主人小室信介(柳田)</p> <p>2・中 亀岡士族不穏、太田為善ら、亀岡に出張し、士族の動静をさぐる。府庁文書 明10-27</p> <p>2・20 府、内務省へ不審な手紙の開封許可を願出る(2・21内務省開封せず届出るよう達す、8・15廃止)⁽³⁾。府史 警保類</p> <p>2・27 伏見の歩兵第9聯隊第1・第2大隊、西南戦争に出動のため肥後に向う。3・7第3大隊にも出動命令。京都新聞 昭43・2・19</p> <p>2・28 警保区域方面出張所並びに派出所の名称を警察署と改称。府庁文書 明10-5</p> <p>2・一 府、凶徒聚衆急変相図を定める。⁽⁴⁾府庁文書 明9-14</p> <p>2・一 府一等属吉住一臣、知事へ地租金納入に関し、金納米納併用の意見を上申(のち府、政府へそのまま転送、月日不詳)⁽⁵⁾。伊藤博文文書</p> <p>3・一 『京都日日新報』創刊、同月第2号をもって廃刊。明治文化全集(新聞篇)</p> <p>3・一 天田郡戸田村と観音寺・興両村との間に堤防新築につき争論(観音寺・興両村側が堤防新築、それに対し戸田村側堤防に水流が激突するようになるため反対)。府庁文書 明10-24</p> <p>4・8 西南戦争のため壮兵を募集。士族平民を問わず、旧藩において軍役に服した者で40〜17歳の範囲の志望者を募る、同じ頃一時巡査についても募集。府庁文書 明10-6、10-27</p> <p>4・一 伏見市中大亀谷一丁目以下49カ町を紀伊郡大亀谷村以下6カ村に編入。伏見町誌</p> <p>4・一 壮兵および巡査の募集に対し、船井郡の各区戸長より「志願之者尙名も無御座」との届書提出される。⁽⁶⁾府庁文書 明10-27</p> <p>4・一 『民会参考論』創刊(生々社発行、第1号「国民会開設セスハ騒乱ヤマス」「御土産金処分ノ疑団」など。『京都日日新報』を改題)⁽⁷⁾。大阪日報 5・17、明治文化全集(新聞篇)</p> <p>5・30 京都区裁判所にては、民事事件金額10円以下を扱う旨布達。府史 府治類</p> <p>5・一 『西京新聞』編輯長畑菊太郎(同新聞記事のため)、禁獄15日罰金15円を科せられる。西京新聞 6・29</p> <p>6・1 内務卿の命により、府の巡査(警部9、巡査214)を山口県へ急拠出張させる。7・15山口県から鹿児島県への出張を命ずる(10・25帰洛)。知事、警部9人に対し、山口県出張巡査心得条目にてらし、違反巡査の処分を委任する。⁽⁸⁾府史 警保類、府庁文書 明10-1、9-3</p>	

参	考	日	本
(1)	「兵役ハ国の大事にして人民の必ず服せざるべ可らざる義務に候処人民未だ全く之に通曉せず徴募の際動もすれハ遽に他人の養子と為り又ハ廢家の苗跡を冒し甚しきに至りてハ自ら其支体を折傷する等を以て規避する者も有之哉の旨相聞へ以ノ外の事ニ候自然右様の振舞致し候而者吾国民たるの義務を關き朝旨の有る所に背不容易事ニ付区戸長ハ素より其父兄のものに於て心得違無之様厚く注意可然候事」	1・4	地租を地価100分の3から100分の2.5に軽減。
	2月1日付の岩倉具視署名の達第17号では「是レカタメ遂ニ定員ノ不足ヲ生スルニ至リ不都合少ナカラス」云々とある。	1・6	大和国並びに京都への行幸啓を達す1・24出発。
(2)	鹿児島県士族有馬純雄、同県士族喜入嘉之介、同県平民立山吉左衛門、滋賀県士族元彦根藩大海原尚義、熊本県士族佐治博暉(5月病死)、京都府士族宮津住横川規ら、10名中京都府人5名。	1・11	教部省および警視庁を廃止し、事務を内務省へ移管。
(3)	「鹿児島県下之往復信書其他不審ト視認ムル信書ハ不致開封其儘可指出儀ト可相心得事」	1・16	府県職制を強め、参事を大書記官、権参事を少書記官と改称、属を10職階に分ける。
(4)	兇徒聚衆条例(明6・6太布改定律例151〜4条)	1・29	府県庁布達の条規に違反する者は罰金を科す。
	兇徒聚衆急変相図 一大鐘三ツ切 但府庁望火櫓ニ於テ打之 一諸官員不殘諸場出動 但惣区長用達用掛等モ同断 一新町中立売下ル第壹警察署出張之者ハ宜秋門前へ駈付之事 一下京式拾区建仁寺内第貳警察署出張之者ハ府庁へ駈付之事 一警部尙人巡査式拾人電信局へ出張 一同断 銀行へ出張	1・30	朝鮮と釜山居留地借入約書に調印。
(5)	「地租改正条例第貳章ニ日豊熟ノ年ト雖モ増税不申付ハ勿論違作ノ年柄有之候トモ減租ノ儀一切不相成ト此条例至当公平ナル如ニシテ實際農家ノ苦楽ニ於テハ反対シタル論ナリ如何トナレハ凶年ナレハ米価騰貴シ豊年ナレハ下落スルカ故ニ貢納金額ヲ獲ルニハ返テ豊年ニ苦ノ形状アリ仮ニ改正相場老石五円トナシ千円ノ地租ヲ納ルニ此式百石豊年ナレハ三円此米三百三十三石三斗三升三合ナリ凶年ナレハ七円トシテ此米百四拾式石八斗五升七合ナリ豊年ニ当リ平均相場ニ比較米百三拾三石三斗三升三合余超過凶年ナレハ五拾七石七斗三合ヲ余ス豊凶ニ当リ如此内外ノ差ヲ生スル故ニ改租ノ公平ニシテ勞逸ナリ旧租ヨリ若干ノ減租トナレトモ却テ貢納ノ金融ニ困苦シ往々竹籜ノ變ヲナス抑改正ノ法タルヤ寛苛輕重ヲ均一ニシ賦ニ厚薄ノ弊ナク民ニ勞逸ノ偏ナカラシメントノ叡旨反ツテ民間苦情ヲ醸成ス素ヨリ此良法ヲ貫徹セシメ實際ノ歡喜スルトセサルトハ地方官注意ノ厚薄ニアル而已大蔵省達ニ期納ノ内三分ノ一抵当現米蔵詰ノ方法一時猶予アルニ似タレモ積少ニ過キ其実窮民ヲ救ニ便ナラス故ニ蔵詰米ノ制限ヲ廢シ年ノ豊凶村落ノ難易ニ随ヒ地方官ヲシテ時機適宜ノ	2・1	徴兵募集の際、各種の手段による忌避を防ぐよう達す。
		2・13	三条太政大臣、鹿児島暴徒反乱の報をもたらし、堺行在所で御前会議開く。陸海軍用の外、銃砲弾薬の売買運送を厳禁。
		2・15	西南戦争はじまる。
		2・16	臨時騒擾の際、海港警備の方法を達す。
		2・19	鹿児島暴徒征討布告。浮説をもって人心を惑乱する新聞等は発禁処分とすることを達す。
		3・28	福岡県士越智ら反乱。
		4・3	戦時船舶出入並密売取締心得を達す。
		4・4	壮兵を募集、旧近衛兵を山口県で徴募。
		4・14	黒田清隆の率いる政府軍、熊本城に入る。
		4・27	参軍川村純義ら、海路鹿児島に至り、兵を各地に配置、5・2鹿児島県庁開く。
		5・26	木戸孝允没(43歳)。
		5・29	巡査1万2千余人を募集し、陸軍省に付して新選旅団を編成。
		6・1	山口県士族町田梅之進の挙兵計画発覚し、県官・巡査と戦い敗れる。
		6・9	立志社片岡健吉ら、国会開設建白書を提出(12日却下)。内閣書記官尾崎三良に取次ぎを拒否される。
		7・14	地租徴収期限を改定。
		7・24	政府軍、都城を占領。
		8・8	高知県士族林有造、兵器購入の計画発覚して、東京で捕えられる(立志社員逮捕される)。
		8・11	内務省「農産表」編成例言を府県に頒布。
		8・16	府県庁の呼出しを受け、故無くして遅不参する者に罰金を科す。
		9・1	凶歳租税延納規則を制定(明13第31号布告をもって廃止)。
		9・18	内務省地方区画の改正、郡町村の分合を禁止。

京	都	府
6・5 福知山26、綾部26、山家14、舞鶴24、宮津若千名の士族を巡査に任命。西京新聞 6・10		8・23 開墾または起返地等の鉄下年季明の際、地価取調べの上、届け出るよう達す。同上
6・6 綴喜郡美豆村に戦地へ派遣すべき人夫20名差廻すよう達す。6・9抽籤により決定。西京新聞 6・10		8・一 『美也湖新誌』創刊(主幹奥井清風)明11・1廃刊(第6号)。明治文化全集(新聞篇)
6・7 府下市街地租改正事業着手を布達。府庁文書 明10-6		8・一 地租改正の評価総代人として、上京区は5区の岩佐孫兵衛、30区の船橋清左衛門、下京区は27区の柏原孫左衛門、11区の杉本治郎兵衛を選出。西京新聞 8・10
6・上 『蜻洲新報』創刊(社長狩野光義編輯長兼印刷奈流芳於芸)。明治文化全集(新聞篇)		9・3 地券掛、知事へ地租改正時に鉄下年限前地等にも規定の地租を定めた結果人民の不満を生じたので再調査のため官員派遣をきめ上申。府庁文書 明10-24
6・15 『民会参考論』の編輯長津田敬之、当局より責付となっていたところ、裁判所検事局へ、また旧『煥文新誌』の松本孝輔は同刑事課へ呼出される。西京新聞 6・17、府庁文書 明8-32		9・18 旧『平安新聞』編輯長奥井清風、新聞条例にふれ禁獄5カ月の刑を受ける(同新聞第15号に「抑制ノ政令アラバ必ず之ヲ顛覆スヘキ自由ノ権力ヲ養成シ」云々の投書を掲載のため)。投書家関憲一、上記の投書が新聞条例第12条違反で、禁獄20日罰金15円を科せられる。西京新聞 9・19
6・27 『西京新聞』仮編輯長渡辺末綱、同新聞第59号の雑報欄の記事が無根の事実を掲載したとして、懲役30日の贖罪金2円25銭を科せられる。西京新聞 6・28		10・17 京都裁判所、天田郡直見村借金問題につき、「地所糶売払」の判決をくだす。 ⁽¹¹⁾ 上夜久野村史資料
6・27 京都裁判所支庁・区裁判所分轄事務権限を改正(7・1施行)。第174号		10・18 身代限処分者は、即時に勸業課・租税課・出納課へ通知することを達す。府庁文書 明9-3
6・30 『民会参考論』内務省より発行禁止を命ぜられる。大阪の『攪民新誌』も同日発禁となる。『攪民新誌』の身代り雑誌として『美也湖新誌』の発行を出願(主幹奥井清風、編輯長松井璃平)。 ⁽⁹⁾ 西京新聞 7・3		10・24 各課分局の経費節減を達す。同上
6・一 有吉三七、国事犯の嫌疑のため、京都府に拘留となる。10・3より親類預けとなる。大阪日報 10・7		11・28 田租半額の米代納を許可するにつき、米代納を希望する者に対し手続・期限等を示す。12・7出願の期限を12月15日から31日まで延期。 ⁽¹²⁾ 府庁文書 明10-3
7・4 『平安新聞』仮編輯長松井璃平は同紙第31号の雑報のことで懲役40日の贖罪金3円を科せられる。西京新聞 7・6		11・一 沢辺正修無罪釈放となる。 ⁽¹³⁾ 案外堂主人小室信介(柳田)
7・4 地券掛、知事に対し時相場をもって米納を許可するよう上申(平均相場で行くと政府の収入に上下を生ずる。米納を許可すれば、人民も安心でき、僻村の地にて金策の要なし)。府庁文書 明10-24		12・10 榎村知事、内務卿に対し、「逃亡律御廃止ニ付言上」を提出し、逃亡律廃止によって起る弊害を列挙して、その影響が大であることを強調。府、逃亡律廃止に伴い、管外へ旅行する者が戸長への届出を怠ることのないよう、今後も出立前に必ず行先、滞留期限等を届け出るよう達す。 ⁽¹⁴⁾ 府庁文書 明10-13、10-3
7・5 『安眠雑誌』第1号限りで内務省より発行禁止を命ぜられる。 ⁽¹⁰⁾ 西京新聞 7・6		12・21 社会規則第2条を改正、田畠地価金5円以上を所持する者、租2合の割で納めるものとする。府庁文書 明10-3
7・6 内務卿の命により鹿児島県々務加勢として、属官12人を鹿児島県庁へ出張させる(〜10)。府庁文書 明8-17		この年 ▷ 区戸長職制、同事務章程制定。 府庁文書 明9-3
7・中 野崎達三郎、『大湖新誌』の発行を滋賀県に出願。藤江革(元『安眠雑誌』編輯長)、奥野文四郎(元『民会参考論』編輯長のち元『安眠雑誌』社長)奈流芳於芸(元『安眠雑誌』印刷人のち『蜻洲新報』編輯長)の3人はいずれも禁止令をうけているので同誌は3人の目論見によるが、野崎名義にて出願したものという。府庁文書 明10-9		
7・25 府・職員数を官内大小亟へ報告(判任官220人、等外吏387人、警部31人、巡査1,240人、計1,878人)。府庁文書 明8-17		

参	考	日	本
良策ヲ以テ金米納或ハ全額蔵詰ノ方法等執計置結局期限ヲ不適定額税金官納ノ儀地方へ委託相成候ハハ教旨貫徹異変ノ難ヲ私ト始メテ農民万歳ヲ唱フル秋ニ至ルヘク歎此段愚意概略陳述仕候謹言」	(6) 「御届書船井那郡老区青戸村 当村方壮兵之儀段々及説諭ニ候得共今以志願之者名も無御座候間此段奉申上候 以上 明治十年四月 右村村長 川勝儀兵衛」	9・24 西郷隆盛(文政10生、51歳)、桐野利秋(天保9生、40歳)ら、城山で自刃(西南戦争終る)。	9・30 前鹿児島県令大山綱良、斬に処せられる。
(7) 「抑モ廣ク會議ヲ興シ万機公論ニ決スベシトノ聖言ヲ謹テ按スルニ蓋シ内閣ノ諸臣或ハ各地方ノ長官ノミ相会スルヲ廣クテ謂フニアラザルベシ必ス全国人民或ハ其代議人ヲ立テ共ニ相会シ相議シ以テ万機公論ニ決スルノ意ナルベシ」	(8) 「スグニカゴシマヘシユツチヨウセヨ。サレドモセンチニゾムニアラズ。ツネノケイサツヲツトムルコトユヘ、ジユウキハタツソフルニヨバツ……モシフネナケレバコノカタヨリフネマワスベシ、ヘンジセヨ」差出人 榎村知事	10・1 召集兵および後備軍を解く。	10・12 壮兵および旧近衛兵を解散。
(9) 8月1日付榎村知事より内務卿大久保利通宛伺「曩ニ免兇禁止ニ相成候府下生々社会参考論中人民ヲ惑乱シ国安ヲ妨害スルニ近キ社説及ヒ新聞条例譏諍律上ニ抵触之廉悉皆糾治之上当地裁判所検事へ処分可及照会ニ而シテ編輯長津田敬之ハ別紙手続書者印之通申立ルニ付尚取調書中式印之如ク申立ニ付テハ不容易心情之者ニ付一応書類相添申牒仕候……」	(10) 『安眠雑誌』の印刷人、「他ノ新紙ニ署名スルノ権理ヲ失フ」(『興民新誌』第3号広告『大阪日報』7・27)。	11・2 改定律令中、逃亡律を廃止し、閏刑律を改正。	11・9 内務省、町村分合組替方を達す。
(11) 直見村は、1866年と1869年と二度の凶作により、明7頃には村債金1,000余円となり、これを償還しようとして、明7・10豊岡町寄留杉立九一郎に地券証49通(反別16町5反余歩、地価1,160余円)を抵当に800円借入することになったが、杉立は、村へ金を渡さず、後に雲がくれしてしまった。抵当は他人に渡っており、その者から金の返済を要求され、裁判にもちこまれた。判決は10月17日に出されたが、錯誤ありとして宮津支庁で裁判やりなおしがされ、明12・3贖罪金および懲役100日の判決がおりた。しかし、村全体として、地券買戻しや裁判費用等で、さらに借金は増え、明14・3頃には16,245円92銭にまでふくれあがり、村の窮乏はきわまり、「将来ノ楽モ無之ヨリ終ニ惰農ノ弊習ヲ生シ」という状態であった。そのため、同年7月府より15,000円を借入れ、村立直しを行った。そのために、「二百六十七戸一千八十五名之者仮令三碗ヲ二碗ニ減ジ葛餅ヲ土塊ニ換ヘ候トモ同心協力神明ニ誓ヒ必ズ奉御上納候」との決心を行い、みごと村を直直らせた。	(12) 「……日限ヲ過願出候共採用不致候且願出許可セシ上ハ金納ニ復スルヲ請出候共不差許候」。	11・21 租税未納の者身代限を廃し、新たに公売処分、営業停止などの方法を定める。	11・22 地租金のうち、田租半額の米代納を許可する。
(13) 柳田論文では、同年暮小室信介、有吉三七を除き無罪釈放とあるが、『大阪日報』では小笠原		12・27 予備紙幣2,700万円を発行し、西南戦争費用を補う。	

ノ長孝らも11年4月まで拘留となっている(『大阪日報』明11・4・23参照)。

(14) 逃亡律は明6・6月太政官布告206号改定律例第117~26条、逃亡者に対する処罰を規定したもので、118条は「凡逃亡シテ二年以外復帰シ、及ヒ自首スル者ハ首免ヲ聴サスト雖モ、平民ハ贖罪ニ処シ、華士族ハ族ヲ復シテ禄ヲ給セズ」。

京 都 府

1・5 天橋義塾、会議法を編成。このころ、新塾舎へ移転式を行う。2月委員章程を定める。
与謝郡誌

1・6 揖東正彦ら広益演舌会社の社員集會し、「演舌会社仮規則」「演舌会社金法仮規則」などを議決。
演舌社談 第1集

1・19 久世郡富野村の小作争議再燃。富野村の小作人10余人、戸長中川平左衛門宅を訪ね、小作米減少のことを談合。さらに約60人で府庁へ敷願に赴く途次、説得により帰村、小作米減少につき和談成立。2・4～5再び集會。府庁文書 明11-18

1・31 苗木栽培所を土木課管掌から勸業課管掌に移す。
府庁文書 明9-3

1・31 『西京新聞』編輯長渡辺末綱、同新聞第258号の記事が讒謗律にふれ、罰金20円、禁獄10日の判決を受ける。
筆禍年表稿(西田)

1・一 府管内の人口総数80万3573人。
府誌 上

2・5 府、民費節減のため、市郡副区長を廃止。また正副区長交代期限を毎年2月・8月としていたのを、以後区長交代は8月と定める。
府庁文書 明9-13

2・13 府、家を新築改築する際は高塀板囲といえども町並1間を引下げよう、かつ違反の者は処分する旨、京伏市中へ重ねて達す(明5・4布達の趣意を再度のべる)。
達番外6号

2・下 揖東正彦らの広益演舌会社(仮本館木屋町四條上ル)、『演舌社談』第1集を發行し、社員に配布。⁽¹⁾
演舌社談、府庁文書 明11-25

2・一 府、人民呼出し・人民願届の郵送に関する規則を定める。
府庁文書 明9-3

2・一 府の査官、職務の余力をもって和漢の書籍・法律書等を研究するため、上京区東洞院丸太町下ルに協議社を設立。教師は渡辺潔。
大阪日報 2・7

3・15 内務省図書局長より『演舌社談』が出板届なく發行されていることにつき府へ照会。このころ、同社の牧田栗造ら召喚され、3・20取締人揖東正彦、拘留となる。
府庁文書 明11-25

3・17 広益演舌会社、木屋町四條上ルの池吉楼で定例の演舌会を開く。聴衆約70人。府、内債のため2人を聴衆にまぎれこませる。⁽²⁾ 同上

3・23 知事、地方官會議出席のため、上京。
大阪日報 3・23

3・28 府、貯金預り規則を定める(管内小民の貯蓄保護を目的とし、府勸業場で取扱う。1人の預金額は1円以上500円までとし、利息は月5朱すなわち1円につき5厘)。
布達78号

3・一 府、明11地租金第5期分については、概算額の判明のものを皆納の時期に精算する旨達す。
大阪日報 3・9

4・3 天橋義塾、資本講第1期会を開く。出席者300余人、5月塾舎を増築竣工。
与謝郡誌

4・18 京都裁判所、小室信介に対し、政体を誹毀する科により禁錮30日、小笠原長孝に対し禁錮20日を命ずる。⁽³⁾ 連累の平田敬信・河原政庸・有吉三七・松本政直・鳥居晦は無罪、華族本荘宗武も取調べを受けたが無罪となる(2・21裁判所長より大木司法卿へ同の上、判決)。
府史 刑類

4・26 地租改正後、地目変換する場合は、そのつど地券を持参し府へ届出るよう達す。
達番外13号

5・2 府、区戸長の給料を改正。
大阪日報 5・9

5・30 『大阪日報』、谷紀百(省願齋・園部の人)の投書「地方ノ衰退」を掲載。
大阪日報 5・30

5・一 『西京新聞』編輯長渡辺末綱、同新聞第362、368号の記事が讒謗律にふれ、罰金30円を科せられる。
筆禍年表稿(西田)

6・3 鍬下年季明けの地価取調書式を達す。
達番外20号、府庁文書 明10-26

6・5 『演舌社談』發行禁止となる。また揖東正彦・坂井喜三郎・牧田栗造は、無届発行の故により罰金各100円を科せられ、さらに揖東は知事あての親展書中、言辞不穩のため懲役30日、坂井は取調べ中の無断旅行により懲役10日の贖罪金として罰金75銭の判決をうける。
有喜世新聞 6・11、大阪日報 6・8

6・20 府、医務掛を廃し、衛生事務担当吏員をおく。
布達163号

6・26 身代限りの処分を受ける者、国税・府税・民費など不納の有無を取調べ、未納者があれば5日以内に府または支庁へ届出るよう、各戸長に達す。
達番外24号

7・7 『西京新聞』、4日付の紙上に大坂鎮台の演習で敗軍方から金若干を勝方へ贈る云々の記事を書いたため、大坂鎮台より苦情が出され、正誤を掲載。
府庁文書 明11-11

7・上 七条停車場に巡査が出張し、入京する人の住所氏名を尋問、伏見より下り船の者をも調べるという。
大阪日報 6・30、7・13

8・12 竹野郡間人村の村民数十人、観音堂前で盆踊りしていたところを峰山警察署間人分署の巡査らが制止しようとして乱闘となり、村内愛宕山に村民140～150人集合。戸長室井与三七、村民らを説得したが果さず。8・14村民22人を拘引、

参 考 日 本

(1) 『演舌社談』は別名を「相談柱」と称し、500部を印刷、演舌会社維持のため、社員のほか仮社員をつくり、社員は毎号25部を引受けてこれを仮社員に配布する仕組みになっていた。社員の社金(会費)は月25銭とし、仮社員からは「投社金」3銭を1部ごとに受取った。『演舌社談』第1集には、「演舌会社結合之大旨」のほか、「演舌会社仮規則」など4つの規則を掲載している。
演舌社談 第1集

広益演舌会社の取締人は揖東正彦、世話人は坂井喜三郎、筆記人は牧田栗造となっている。揖東は兵庫県揖東郡天満村の平民で元『愛知日報』記者、当時満33年11カ月、演説家として京都府下を中心に活動した。また坂井は元『東京曙新聞』記者であった。
府庁文書 明11-25、明治演説史

(2) 論題(内債人の報告による)

親孝行ノ間違	前田時敏
智徳ノ弁	阪井喜三郎
外国昔噺	宮城坎一
日本人民ハ蜻蜒ナリ	谷 紀百
新規ノ流行	揖東正彦
一喜一憂	牧田栗造
余計ナ心配	丹羽桂助(圭介カ)

広益演舌会社による演説会は、京都府で最初のものであった。もっとも『演舌社談』第3集(3月16日発行)に、揖東正彦の演説筆記「日本民権論第三之進動」などが載っているので同社主催の演説会は2月ごろから開かれていたものと思われる。
府庁文書 明11-25

日本民権論第三之進動 揖東正彦演舌

又手^口日の演舌は諸彦存知の民権論吾々社会の町人百姓恐れ多くも御上様の御仕向振の備膳を是は馳走と箸取り兼我口前は我腕で自身料理の寄合世帯正味の詮索仕掛シハズット往古はイサ知らず中古の事は只一人三田の兄分福沢氏も嘗て出したる上総の平民佐倉宗五は随分奮発昔の学者の通り殺^{ソツ}己為仁とか中々立派な真真の民権是等一番和望東にもヲサ々々劣らぬ日本魂……今度は僕等の見聞実地に知てる明治政府の維新以来賢明政府の賢明官吏が一分一毛五無理成らぬ公平政治中には賢者も千慮一失^{スソク}少の相違も下民に取ては大層不自由迷惑至極と擔ぎ出したる裁判上告相手は御上の役人様でも原告訴人は水呑百姓 …日本の吾々仲間に大層利益を与へた次第は明治七年新聞紙上で評判取たる陸奥の平民森藤右衛門とて前の県令及官使^カ人民互の共有物を不始末至極の扱振だと二度や三度の檻倉^カ拘留^カ少しも恐れぬ不屈の精神一般土民の一大事件^カ竊使の好警戒だと中央

2・7 外務卿寺島宗則、関税自主権回復を目的とする条約改正方針を決定。5月、交渉開始。

2・15 大阪で新聞演説会を開く。弁士11人、聴衆300余人。
大阪日報 2・17

2・20 横浜英国領事裁判所、密輸の英国商人ハルトレーに対し、薬用阿片は禁制品でないとして無罪と判決。3・7 寺島外務卿抗議。

3・11 内務卿大久保利通、「地方之体制等改正之儀」を太政大臣に建議。

3・15 地方官會議憲法と議事細則を改定。

4・10 第2回地方官會議を開く。議長伊藤博文。三新法などを審議し、5・3閉会。

4・29 立志社員ら、「愛国社再興趣意書」を携えて、関西・四国・九州地方遊説に出発。

5・14 参議兼内務卿大久保利通、石川県士族島田一郎ら6人に刺殺される。49歳。7・27 島田ら、斬罪の宣告を受ける。

5・15 参議伊藤博文、内務卿に任命される。

5・15 内務省、今回の事件につき新聞紙に国安妨害の事を載せた場合、発行停止を命ずるよう、各府県に達す。

5・15 『朝野新聞』、大久保利通を殺害した島田らの斬罪状を掲げ、7日間の発行停止を命ぜられる(日刊新聞発行停止の最初)。

6・5 春季皇靈祭・秋季皇靈祭をおく。

6・20 元老院國憲取調委員、「日本國憲按」(第2次草案)を議長に提出。

7・8 太政官、九州地方賊徒征討費の支出は、本月末日限り閉鎖する旨、各省・府県に達す。

7・12 太政官、地方で国事政体を談論するため政社をつくり、あるいは演説会を開いて人を集める時は、警察官に視察させ、民心煽動、国安妨害と認めるものは禁止し、内務卿へ届け出るよう、内務省・府県に指令(演説会取締りの最初)。

7・22 郡区町村編制法を定める(大区・小区制をやめ、行政区画として郡町村を復活、各郡区に郡長・区長をおき、町村ごとに戸長をおく)。
太布17号

7・22 府県会規則を定める(府県会の権限は、地方税で支弁する経費および徴収方法の議定に限定され、議案はすべて府知事県令より提出。府知事県令は議事停止権、内務卿は解散権をもつ。議員被選挙権は地租10円以上、選挙権は5円以上の納入者で男子に限られる)。
太布18号

7・22 地方税規則を定める(従来、府県税および民費の名で徴収していた府県費・区費を地方税とし、地租の5分の1以内とする。営業税・雑種税は戸数割により徴収、また地方税支弁費目を定める)。以上を三新法とよぶ。
太布19号

京	都	府
28人を区戸長に預け、さらに首謀者10余人を峰山に拘留。8・16 峰山・宮津両警察署の急報で、府より木村一等警部ら、巡査50人を引率し府庁を出発。8・18 なお鎮撫のため、間人村とその近傍、熊野郡久美浜村・中浜村などを巡回。(原因は、同年3月、難波船の積荷を村民が漂流物として隠匿したのを、間人分署の巡査が探知し関係者を留置したため彼を怨望したものの)。府史 警保類	12・12 京都九門内の皇居付属地を御苑ととなえる旨達す。布達363号	
8・20 太政官、宇治・愛宕両郡界を更定(8・6内務省より太政官へ上申伺っていたもの)。太政類典	12・13 宅地開墾下の件につき、明9第46号布達を改正。布達376号	
8・30 天橋義塾、大会議を開いて社則を編成し、役員および社員の権限を確定(地方政社としての実体をそなえる)。またこの月、教則および課業細目を完成。与謝郡誌	12・14 集会取締方を達す(政談演説会等を開く場合、その内容等を届出を規定、明13の集会条例公布に先立ち、府独自で制定したもの)。 ⁽⁶⁾ 布達368号	
8・一 『西京新聞』編輯長渡辺末綱、第426、428号の記事により、罰金5円を科せられる。筆禍年表稿(西田)	12・一 『京都日日新聞』創刊。(社主藤本俊随、編輯長古谷得三。京都で発行された最初の政論新聞。明14・3 廃刊)。明治文化全集(新聞篇)	
9・4 府市井掛の雨森菊太郎、『演舌社談』の発行を認めたことで譴責となる。府庁文書 明11-25	この年 ▷ 沢辺正修、地方政社天橋義塾の幹事となる。与謝郡誌	
10・5 府、総区長および郡中区長に対し、人民に無用の時間をかけさせぬよう諭達。この月、さらに各課掛へも参庁の人民を待たせぬよう達す。府庁文書 明9-3		
10・12 京都裁判所管内福知山区裁判所設置に伴い、管内区画事務権限の更正を達す。10・21 福知山区裁判所開庁。 ⁽⁴⁾ 布達298号		
10・12 『勉強広告新聞』の岡本春暉、第3号および第5号の記事が聖護院住職田中敬心の荣誉を害したとして、罰金5円を科せられる。大阪日報 10・16		
10・15 天皇、京都に行幸(〜20)。府庁文書 明11・6、明11・30		
10・28 府、管内酒造営業人に対し、酒類税則の改正を達す。布達315号		
10・28 知事、丹後地方へ巡視のため出張(〜12・10)。大阪日報 10・30、12・6		
10・一 府、大阪府に対し、管内で発行している新聞雑誌の売さばき枚数と売上高を照会。大阪日報 10・24		
11・13 改正違式註違条例を達す(明9布達385号を改正。違式の罪を犯した者は75銭以上150銭以内の科料、註違の罪を犯した者は5銭以上70銭以内の科料を追徴する。また違式の罪を犯し資力のない者および科料を出すことを肯んじない者は、拘留に処する。違式拘留5〜10日、註違拘留0.5〜4日、違式罪目全70条)。布達329号		
12・12 府、管内人民が逃亡失踪した場合と帰宅した際、詳細に届出よう達す。また府下に寄留の者も同様とする。布達362号		

参	考	日	本
政府の左院に迫り……七年八年九年の間に今の政府は有名法官沼間守一に兎島判事二人を擇で臨時の裁判鶴ヶ岡にて久々五詮議年月累ねて一先落着是こそ吾等が実地に認めた日本民権第一進動委細の談は一座の演舌中々尽きない次第に五座れば先斯辺で一幕切揚夫より二段目幕を開けば……(以下略) (ふりがなは原文のまま) 演舌社談第3集		7・25 日米条約・協定などを修正し、日本に関税自主権を認める約書に調印(施行されず)。	
(3) 「其方儀、鹿兒島県下賊徒暴挙ノ際、道路ノ風説ヲ信シ、漫ニ政体ヲ誹毀スル科ニ依リ、禁錮三十日申付ル」		7・25 府県官職制を定める(明8の府県職制並事務章程は廃止)。10・25一部改正。	
(4) 京都裁判所管内区画一覧 本庁 ― 園部区裁判所 ― 宮津支庁 ― 宮津区裁判所 ― 福知山区裁判所		8・3 府県官任期例を改正。	
〔管轄範囲〕 本庁 山城国一円 園部区裁判所 丹波国2郡(桑田・船井) 宮津支庁 丹波国2郡(同 上) 宮津区裁判所 丹後国一円 福知山区裁判所 丹波国2郡(何鹿・天田) 同 加佐郡第3〜12区 丹波国2郡(天田・何鹿) 丹後国加佐郡第1〜2区 布達要約		8・3 常備兵役をおえない前の分家を禁止。	
(5) 集会取締方 第一条 凡政談講学ヲ目的トシ衆ヲ集メテ演説若クハ論議スル者ハ予メ会主及ヒ会員三人以上ノ連名ヲ以テ上下京警察署付ノ市郡ハ本府へ其他ハ其部内警察署ニ届書ヲ出スヘシ 但シ定日時ナキ者ハ開会ノ日ヨリ少クモ三日前ニ届書ヲ出スヘシ 第二条 届書ニハ会合ノ趣意場所及定日時又ハ定日時ナキ事及会主ト会員三人以上ノ住所所属族姓名ヲ明細ニ記載スヘシ 府布令書		8・20 大審院、林有造・大江卓・陸奥宗光らに対し、西南戦争に呼応する挙兵陰謀の罪により禁獄10年以下の判決をくだす。	
		8・23 近衛砲兵隊の200余人、減俸および論功行賞などを不満として反乱(竹橋騒動)。8・24 鎮圧される。	
		8・24 内務省、府知事県令に対し、近衛砲兵隊の暴動を鎮圧したので管下人民が動揺しないよう、諭達することを指示。	
		8・26 内務省、戸長は町村人民になるべく公選させ、必ず府知事県令より辞令書を渡すよう府県に指示。	
		8・一 陸軍卿山県有朋、「軍人訓誡」を達示。	
		9・11 愛国社再興大会、大阪で開催。	
		10・25 愛知県東春日井郡43カ村農民、地租改正負担軽減を要求し、騒擾をおこす(〜12・2)。	
		11・2 東京府、三新法に従い、大区・小区制を廃し15区6郡を設ける。	
		11・11 内務省、1町村限りの土木起工および共有物などの取扱いは、町村会で決定するよう府県に指示。	
		11・28 内務省、地方税不納者の財産公売によってもなお不足する時は、欠額を管内一般の損失として賦課すべきことを府県に指示。	
		12・4 内務省、郡区長書記も一般の官吏と同じく営業できない旨、心得のため達す。	
		12・5 参謀本部条例を定め、参謀本部をおく。	
		12・16 内務省、戸長役場は町村の便宜により私宅で事務を取扱ってもよい旨、府県に達す。	
		12・20 内務省、府県会議員が在任中に所有の地租額を減少し、成規の高に及ばなくなった時は退任すべきこと、所有地を質入・書入していても所有権が移ってない場合は、なお選挙・被選挙権を有することを府県に達す。	
		12・20 地方税中、営業税・雑種税の種類および制限を定める。	
		12・28 国税金領収順序を定める(戸長が徴収し、大蔵省設立の税金預所へ納める)。	
		この年 ▷ 大森鍾一訳『仏国地方分権論』刊行。 明治文化全集(政治篇)	

京	都	府
<p>1・17 『我楽多珍報』創刊(京都日日新聞社発行、週刊の滑稽絵入雑誌で絵は久保田米庵が担当、明16・4第127号をもって終刊)。 我楽多珍報 1・127号</p> <p>1・一 『西京新聞』仮編輯長 渡辺末綱、罰金5円に科せられる。 筆禍年表稿(西田)</p> <p>2・6 府、人民の私有・共有の荒地をなくすため、植林を奨励する条例(16カ条)を設ける。 布達43号</p> <p>2・上 伏水区の人民ら、伏水が紀伊郡に編入されるとの風聞に、同地方の衰退することを憂え、従来どおり独立の区としておかれたい旨、願ひ出る。 大阪日報 2・15</p> <p>3・6 府、山城国内田畑山林等旧字取調を達す。 府庁文書 明10-24</p> <p>3・8 郡区長および書記の辞令書式を定める。 府庁文書 明9-3</p> <p>3・14 郡区町村編制法に基づき、京都府管内郡区町村制をし。京都(市)を分けて上京・下京の2区をおき、数カ町を組んで組とし、1組ごとに戸長をおく。また桑田郡を南桑田・北桑田の2郡に分ける。⁽¹⁾ 布達70号</p> <p>3・14 郡区長担任の件々および戸長職務の概目を制定。戸長に属する用掛・筆生・手伝人等を雇う場合は、郡区長の許可を得よう戸長に達す。 布達72号、府史 府治類</p> <p>3・14 区長2人、郡長17人任命。⁽²⁾ 府庁文書 明9-3</p> <p>3・14 府会議員撰挙規則を制定、同時に、郡区役所へ府会議員撰挙会規則を達す。 布達87号、府史 府治類</p> <p>3・14 区長を戸長と改称し、旧戸長・浦役人を廃止。 府史 府治類</p> <p>3・17 明9・9の区戸長公撰投票規則(布達414号)を戸長公撰投票規則と改め一部を改正。 布達71号</p> <p>3・17 府県税民費不納金につき、財産を公売し徴収してもなお不足するときは、その欠額を管内一般の損失とみなし賦課することを達す。 布達74号</p> <p>3・19 愛宕郡第3組および紀伊郡第5・6組を分割し、組ごとに戸長をおく。 布達105号</p> <p>3・22 中郡河辺村・新町村の分村取消しの件で元新町村山本吉兵衛外108人、植村知事を被告とし、大坂上等裁判所へ出訴。10・20原告は分村名儀取消しを請求する理由なしと裁決。 府史 府治類</p> <p>3・24 府会議員撰挙会、定員は95人(欠員1)、各郡区より5人ずつ選出(〜26)。⁽³⁾ 府庁文書 明12-13</p>	<p>3・25 京都府裁判所事務権限につき布達(明13・10・5改正で勧解事務を受理)。 布達109号</p> <p>3・27 愛国社第2回大会に「西京正心社伊沢彦三郎、丹後天橋義塾法貴発」が参加。⁽⁴⁾ 自由党史</p> <p>3・30 第1回の府会を中学校正堂で開く。各新聞社社員その他参観人数十人あり。投票により、初代議長に山本覚馬、副議長に松野新九郎を選出、ついで議席番号をきめる。開会日数37日。5・5閉会。 府会議録事</p> <p>3・31 府会、組幹事・総幹事を選出。第1組(上・下京)、第2組(愛宕ほか3郡)、第3組(相楽ほか3郡)、第4組(丹波5郡)、第5組(丹後5郡)ごとに各1人。総幹事は太田一之・伊東熊夫・西川義延の3人を投票で。 同上</p> <p>4・1 府会、府会議事細則・府会議事傍聴人取扱方並傍聴人心得を可決。 府庁文書 明9-3</p> <p>4・1 官地官林の事務を土木課より地券掛へ移管。 同上</p> <p>4・4 『京都日日新聞』編輯長古谷得三、同紙第62号の記事により罰金3円を科せられる。 筆禍年表稿(西田)</p> <p>4・10 郡区仮役所位置を布達。4・21府下2区17郡の郡区仮役所開庁。⁽⁵⁾ 布達133号</p> <p>4・11 伏水を区とし、区役所を板橋2丁目におき、紀伊郡第3〜8組を伏水区第1〜6組と改称。同時に、紀伊・乙訓両郡を合併し、郡役所を紀伊郡上鳥羽村におく。 布達135、146号</p> <p>4・15 紀伊郡長竹中兼和を伏水区長とし、乙訓郡長大崎官次郎を紀伊郡長兼任とする。 紀伊郡誌</p> <p>4・17 与謝郡仮役所位置を第3組魚屋町の旧区務所に移転。 布達146号</p> <p>4・25 丹後国官民有区分・民有山区別取調のため、官員を派遣。 府庁文書 明10-24</p> <p>4・〔下〕『西京新聞』編輯長渡辺末綱、第655号付録「府会傍聴記」に誤聞を掲載し、その正誤遅延のため、罰金50銭を科せられる。読売 5・6</p> <p>4・一 伏水の人民ら、伏水が紀伊郡から独立して区となったのを喜び、協議費で貧民の引立てや家屋の修復、観月橋のほとりに舟遊びの趣向をこらし土地の発展策をはかるなど計画中。 大阪日報 4・22</p> <p>5・11 宇治・久世郡を分離してそれぞれ独立郡とし、宇治郡醍醐村・久世郡淀に各郡役所を開設。宇治郡長には小原正寿を任命。 布達163号、府庁文書 明10-24、宇治郡誌</p> <p>5・13 府、従来「伏水」「伏見」の両様に使われていたのを「伏見」の字に限る旨達す。 布達174号</p>	

参	考	日	本																																																																			
<p>京都府管内郡区町村制、郡区仮役所</p> <p>(1) 郡区名 町村数 組数 郡区役所所在地 〔山城国〕</p> <p>上京 883町 33 府庁内 下京 827町 32 同上</p> <p>宇治・久世 65町村 宇治2 宇治郷小学校内 久世4 向日町 南真経寺内</p> <p>乙訓 44町村 3 伏水板橋2丁目 下鴨村42番地</p> <p>紀伊 253町村 6 広隆寺内 愛宕 53村 3 田辺村字棚倉 葛野 60村 3 木津村 綴喜 42村 5 正覚寺内</p> <p>相楽 76村 6</p> <p>〔丹波国〕</p> <p>南桑田 91村 4 下矢田村 杉原七郎助持宅</p> <p>北桑田 86村 2 比賀江校内 旧区務所</p> <p>船井 154村 6 園部支庁内 何鹿 83村 5 綾部西福院内 天田 132村 5 福知山出張所内</p> <p>〔丹後国〕</p> <p>加佐 171町村 7 土井市兵衛持宅 与謝 129町村 5 宮津支庁内 中郡 49町村 2 峰山増長院内 竹野 71村 3 網野村旧区務所 熊野 53村 2 稲葉市郎右衛門持宅</p> <p>〔備考〕 郡別の町村数および組数は3月14日付布達70号による。また郡区役所所在地は4月10日付布達133号による。なお、布達70号では、上京区役所は三町町、下京区役所は塩竈町に置かれる予定であった。 府庁文書 明12-3</p>		<p>1・4 梟首刑を廃止し、斬罪に改める。</p> <p>1・9 大蔵省に商務局設置(内務省勸業局の事務を引継ぐ)。</p> <p>1・23 東京府、区会および町村会規則を制定。</p> <p>1・28 准官吏は、官吏と同じく被選人たりえないことを達す。</p> <p>2・7 大蔵省、明8歳入歳出決算報告書を発表(決算報告の初め)。</p> <p>2・13 土族の家督相続等は出願に及ばず、届出で足りるものとする。</p> <p>2・14 布告達類の頒布員数を改正。</p> <p>2・27 地租改正条例第8章但書を削除。</p> <p>3・10 太政官中に内閣書記官をおき、書記官長以下の官等を定める。</p> <p>3・14 府県官職制を施行、同時に府県職制・事務章程を廃止。</p> <p>3・20 東京府会開会(府県会規則による府県会の最初)。</p> <p>3・27 愛国社第2回大会を大阪で開く(18県21社の代表参加)。4・2閉会。</p> <p>3・31 内務大書記官松田道之、2個中隊を率いて首里城を接收。4・4 琉球県を廃し、沖縄県をおく。</p> <p>4・4 府県会規則第13条を改正し、国事犯禁獄1年以上の者、満期後7年以内の者は、議員となりえないことを布告。9・30区会町村会もこれに準じ、同規則を改正する旨達す。</p> <p>4・16 内務省、府県会議員で議場内にあるものは、犯罪のかどあり拘引を要する場合といえども、予め議長の承諾を得よう達す。</p> <p>5・9 政府、官吏が職務外の政談演説を行うことを禁止し取締るよう、地方長官に達す。</p> <p>5・一 兵庫県、演説条例を制定。朝野 5・23</p> <p>5・20 清国公使、琉球の廃藩置県は承認し難いと抗議。</p> <p>6・4 東京招魂社を別格官幣社とし、靖国神社と改称。</p> <p>6・24 金穀公借共有物取扱土木起工については、区町村会議に付した上、施行するよう布告。</p> <p>6・27 大蔵卿大隈重信、「財政四件ヲ挙行セシムコトヲ請フノ議」を建議(地租再検の延期、儲蓄備荒法の設定、紙幣消却の増額、外国関係の用度節減、国債紙幣償還法の改正を要請)。</p> <p>6・28 諸官員暑中休暇期間を定める(7・11〜9・10の間は、午前8時より12時までの勤務とする)。</p> <p>7・15 英公使、寺島外務卿に対し、日本政府が連合談判の基礎となる条約案を提出するまでは、条約改正交渉に応じない旨を申入れる。</p>																																																																				
<p>(2) 初代郡区長</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>郡区名</th> <th>氏名</th> <th>旧職名</th> <th>族籍</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上京</td> <td>杉浦三郎兵衛</td> <td>総区長</td> <td>京都府平民</td> </tr> <tr> <td>下京</td> <td>竹村藤兵衛</td> <td>総区長</td> <td>京都府平民</td> </tr> <tr> <td>宇治・久世</td> <td>長村保固</td> <td>八等属</td> <td>京都府士族</td> </tr> <tr> <td>乙訓</td> <td>大崎官次郎</td> <td>相楽郡第2区長</td> <td>京都府平民</td> </tr> <tr> <td>紀伊</td> <td>竹中兼和</td> <td>四等属</td> <td>山口県士族</td> </tr> <tr> <td>愛宕</td> <td>荒井公木</td> <td></td> <td>京都府士族</td> </tr> <tr> <td>葛野</td> <td>戸田高富</td> <td>九等警部</td> <td>京都府士族</td> </tr> <tr> <td>綴喜</td> <td>官本三四郎</td> <td></td> <td>京都府平民</td> </tr> <tr> <td>相楽</td> <td>森嶋清右衛門</td> <td>九等属</td> <td>京都府平民</td> </tr> <tr> <td>南桑田</td> <td>柳島 誠</td> <td>学事引立掛</td> <td>京都府士族</td> </tr> <tr> <td>北桑田</td> <td>藤野 斎</td> <td>桑田郡第5区長</td> <td>京都府士族</td> </tr> <tr> <td>船井</td> <td>太田為善</td> <td>五等属</td> <td>京都府士族</td> </tr> <tr> <td>何鹿</td> <td>官崎清風</td> <td>八等属</td> <td>京都府士族</td> </tr> <tr> <td>天田</td> <td>田井忠和</td> <td>十等属</td> <td>京都府士族</td> </tr> <tr> <td>加佐</td> <td>野田 新</td> <td>第8区長</td> <td>京都府士族</td> </tr> <tr> <td>与謝</td> <td>長田重遠</td> <td>四等属</td> <td>大阪府士族</td> </tr> </tbody> </table>		郡区名	氏名	旧職名	族籍	上京	杉浦三郎兵衛	総区長	京都府平民	下京	竹村藤兵衛	総区長	京都府平民	宇治・久世	長村保固	八等属	京都府士族	乙訓	大崎官次郎	相楽郡第2区長	京都府平民	紀伊	竹中兼和	四等属	山口県士族	愛宕	荒井公木		京都府士族	葛野	戸田高富	九等警部	京都府士族	綴喜	官本三四郎		京都府平民	相楽	森嶋清右衛門	九等属	京都府平民	南桑田	柳島 誠	学事引立掛	京都府士族	北桑田	藤野 斎	桑田郡第5区長	京都府士族	船井	太田為善	五等属	京都府士族	何鹿	官崎清風	八等属	京都府士族	天田	田井忠和	十等属	京都府士族	加佐	野田 新	第8区長	京都府士族	与謝	長田重遠	四等属	大阪府士族	
郡区名	氏名	旧職名	族籍																																																																			
上京	杉浦三郎兵衛	総区長	京都府平民																																																																			
下京	竹村藤兵衛	総区長	京都府平民																																																																			
宇治・久世	長村保固	八等属	京都府士族																																																																			
乙訓	大崎官次郎	相楽郡第2区長	京都府平民																																																																			
紀伊	竹中兼和	四等属	山口県士族																																																																			
愛宕	荒井公木		京都府士族																																																																			
葛野	戸田高富	九等警部	京都府士族																																																																			
綴喜	官本三四郎		京都府平民																																																																			
相楽	森嶋清右衛門	九等属	京都府平民																																																																			
南桑田	柳島 誠	学事引立掛	京都府士族																																																																			
北桑田	藤野 斎	桑田郡第5区長	京都府士族																																																																			
船井	太田為善	五等属	京都府士族																																																																			
何鹿	官崎清風	八等属	京都府士族																																																																			
天田	田井忠和	十等属	京都府士族																																																																			
加佐	野田 新	第8区長	京都府士族																																																																			
与謝	長田重遠	四等属	大阪府士族																																																																			

京 都 府

5・一 宮津地方で文政大一揆の指導者栗原百助の劇が上演され、記念碑建設が計画される。
東洋民権百家伝(解説)

5・一 『数理雑誌』の編輯長長沢龜之助、同誌第1号で植村知事を暗に譏諷したかどにより禁獄5日の刑を受ける。また『京都日日新聞』編輯長古谷得三は、第102号に華族芝亭某のことを載せ罰金25円を科せられ、『西京新聞』編輯長渡辺末綱も罰金5円を科せられる。大阪日報 6・4

6・9 後備軍籍に在る者の結婚願書式につき達す。7・18さらに前書式には郡区長も連署するよう達す。 達28、37号

6・19 宇治郡第1組清閑寺村を愛宕郡第1組に編入。 布達211号

6・22 虎列刺病再燃の兆しあるため、予防法などを達す。 布達230号

6・24 虎列刺病流行のため、神仏祭礼・開帳説教・講フレイマイ・諸興行等、一切停止を達す。10・9解除。 布達235号

6・25 虎列刺病流行の際、加持祈禱などで諸人をたぶらかし、予防法施行の妨げをなす者あれば警察署に申出るよう達す。 布達236号

6・27 府、国税金為替方として三井銀行分店と第三百国立銀行および両行の出取取扱所を指定。 布達243号

6・30 地方税徴収方法および課額徴収期限を定める。 布達251号

7・3 京都裁判所管内彦根区裁判所を彦根支庁と改称し、大津支庁・同区裁判所・彦根支庁・同区裁判所の事務権限を改正。 布達255号

7・7 府、出納簿を西洋簿記法復記式に改正。 府庁文書 明9-3

7・23 社寺宝物古文書保護のため、社寺がそれらを抵当にする場合は、すべて府の認可を必要とする旨達す。 布達289号

8・8 区会章程・町村会章程を制定、区会町村会の組織権限などを定める(明13・4の区町村会法公布に先立って、府独自で制定したもの)。(6) 布達311号

8・15 違式註違条例中、違式罪目・註違罪目を削除改正。 布達318号

8・20 勸業課の良木栽培掛を植物係と改称。 府庁文書 明9-3

9・5 地券下付および書換事務は郡長が取扱うよう達す。山城および丹波4郡は10月1日より、丹後は11月1日より施行。 布達345号

9・20 庶務課中、牢獄檻獄掛を警保課へ移し、檻獄掛と改称。 府庁文書 明9-3

9・25 後備軍役の者が入夫・犂養子となる場合の願出方につき達す。 達54号

10・9 童仙房・宮津・園部3支庁廃止。 布達386号

10・〔上〕『京都日日新聞』前編輯長山科生幹、第207号の社説「疑惑」が新聞紙条例にふれ、禁獄10日、罰金25円に処せられる。 読売 10・12

11・1 葛野郡中堂寺村外3カ村の人家密集地を下京区に編入。 布達418号

11・6 徴兵令公布中心得方につき達す。 布達423号

11・13 紀伊郡西中村の安田玉次郎他22人、明9以来、吉祥院村の地主岡田きくと開拓地の所有をめぐって訴訟中のところ、大坂上等級判所で復審の上、勝訴となる。 京都地裁民事訴訟原本

11・22 六角元牢邸を監獄署、裁判所内元監倉を京都監獄支署、伏見・園部・宮津・福知山各監倉を監獄支署と改称。 府庁文書 明9-3

11・一 区会章程により、上京33人、下京32人の区会議員を選出し、上京区会・下京区会成立。 市政史 上

11・一 『京都日日新聞』前編輯長山科生幹、第202号の記事により、罰金5円を科せられる。 筆禍年表稿(西田)

12・2 京都裁判所移転改築のため、造営中は閑院宮旧邸(下立売門内)を仮庁とし事務を取扱う。 布達447号

12・13 上下京伏見聯合区会開設。社倉規則および積立金課徴のことを議定。12・20閉場式。 西京新聞 12・13、12・15

12・15 各郡村々組合を改定。戸長任期および給額を改正(任期は1カ年とし、毎年9月をもって交代する。戸長給は1カ月12円以下5円以上とし、地価1万円につき2円50銭、戸別1戸につき5銭の課額により支給)。(7) 達番外25号

12・26 上京・下京・伏見・木津・園部・福知山各警察署所轄の分署を改称。 布達474号

この年

▷ 織田純一郎(当時丹羽姓)『通俗日本民権真論』『通俗日本民権精理』、古屋宗作『民権振起演説一斑』刊行。
明治文化全集(自由民権篇・政治篇)

参 考 日 本

中 栗飯原鼎 第2・4 京都府士族
区长

竹野 大石雲根 第1・3 京都府士族
区长

熊野 川村政直 与謝郡第1 京都府士族
2・6区长

俸給は、杉浦・竹村・竹中・太田・長田の5名が40円、他は30円と決定されている。 府庁文書 明9-3、22-47-3、府史(判任官履歴書)、各郡誌

(3) 選挙会場は、愛宕郡・智恩寺、葛野郡・妙心寺、綴喜郡・酬恩庵、与謝郡・智源寺、熊野郡・西方寺というように、寺院がかなり使用されている。

また「選挙人員御届」によれば、南桑田郡の場合、石田真平1,478枚、垂水新太郎1,098枚、太田一之743枚、森務503枚、川勝光之助423枚であり、上京区の場合は、市田文次郎79点(辞退)、石東市郎兵衛65点(辞退)、山本覚馬51点、山中小兵衛37点、山中平兵衛32点となっていた。 府庁文書 明12-13

(4) 伊沢は明13~14当時、京都府巡查。法貴は丹波篠山出身の士族民権家で、天橋義塾の代表として参加した経過については不明。

(5) (1)参照。

(6) 職能権限 区町村内一般に係る協同費を以て支弁すべき予算およびその支出方法、区町村内共有の財産処分のこと、区町村内協同の名義をもつ土地家屋金穀等のこと、区町村で建設した学校の維持法や分合など(第1条)。また区町村会は、都合により数区町村連合して開いてもよい(第2条)。議員 区会議員は町会議員(各組ごとに町会を構成)中より1組1名を選出。町村会は別に選挙会を要せず、満25歳以上の戸主の男子で本籍地に3年以上居住し、その町村内に土地を所有する者は、すべて議員となりうる(第7条)。議決の認可施行と中止解散 区会の議決は区長、町村会の議決は戸長認可の上、郡区長より府庁へ具申し、30日をへて取消しを命じない場合は施行しうる。もしその議決を認可すべからずと思量する時は、府庁の指揮を請うべきこと(第4条)、郡区長が「会議ノ論説法律又ハ規則ヲ犯シ或ハ権限ヲ超ルト認ルトキ」は郡区長に議会中止権を、また「治安ニ妨アリト認ルトキ」は府庁に閉会権あるいは解散権の行使を認めた(区会章程第16・17条、町村会章程第17条)。 府布令書

(7) その組数は次の通りとなる。
愛宕9、葛野7、紀伊4、乙訓5、久世7、宇治4、綴喜10、相楽7、南桑田10、北桑田6、船井9、何鹿9、天田14、加佐8、与謝9、中5、竹野6、熊野4 府令全書

8・10 天皇、来日中の米前大統領グラントと会談、琉球問題・国会開設の順序・外債問題・条約改正等につき、意見を交換。

8・12 内務省、各府県に対し、監獄本支署・未已決監等の明細書を提出するよう達す。

8・27 篠山の法貴発、兵庫県令より演説禁止を命ぜられる。9月法貴、再度にわたり稟請書を県令に提出。 東京曙 10・2

9・10 井上馨を外務卿に任命。

9・15 鎮台条例を改定、併せて陸軍検閲条例を制定。

9・19 井上外務卿、駐英公使森有礼に法権・税権の部分的回復をめざす条約改正新方針を訓令。

9・29 学制を廃止し、教育令を制定。

10・4 岡山県両備作3国懇親会臨時大会、国会開設建白書提出を決議、元老院に提出。12・29檄文を発表。

10・8 拷問(拷問)に関する全法規を廃止。

10・10 陸軍職制を制定。

10・13 侍補制度を廃止。

10・27 徴兵令改正(兵役年限を常備3年・予備3年・後備4年の計10年に延長、免役範囲の大幅な縮小など)。

11・7 愛国社第3回大会、大阪で開催、次期大会までに国会開設請願の署名を集めることを決議。11・13閉会。

11・17 徴兵事務条例を制定。

12・8 筑前共愛会結成。12・26条約改正・国会開設につき、請願することを決議。明13・1・16箱田ら、請願書を元老院に提出。

12・27 経費科目条例を制定(歳出予算の科目を定め、原則として小科目以上の流用を禁止)。

12・27 官禄税の廃止を達す。

12・27 中央衛生会職制及事及章程、地方衛生会規則を制定。

12・27 府県に衛生課を設置し、府県衛生課事務条項を定める。また町村にも公選の衛生委員を設けるよう達す。

12・一 各参議に、立憲政体に関する意見書提出を命ずる。明14・5、山県・黒田・山田・井上・伊藤・大隈・八木の7参議が意見書を提出。

京 都 府

1・20 府、徴兵令改正(明12・10)により免役範囲から外れた者につき、遺洩なく届け出るよう戸長に達す。 達番外3号

1・27 綴喜郡の西川義延ら、地方官会議傍聴のため、神戸港を出発。上京中、代表らは、東京府議会も傍聴。 京都日日新聞 2・1、府会議録事

1・一 伏見区長・書記より、同区を再び紀伊郡に合併すべきことを説諭。人民ら、不服をとなえる。 京都日日新聞 2・3

2・2 伏見区長より同区廃止につき府へ願を提出。2・25府より内務省へ伺。12・16府、内務省・太政官へ再び上申伺を提出し、伏見区を廃止して紀伊郡に郡役所をおき、乙訓郡と分轄したい旨地元民の要望書をそえて伺出る(明14・1・10伏見区廃止となる)。 太政類典

2・5 『京都日日新聞』、「愛国民権論」を連載(4回)。筆者は菱笠鋤八良。 京都日日新聞

2・10 何鹿郡役所、綾部の西福院から隆興寺住職藤山大靈宅に移転。 布達52号

2・10 南桑田郡小泉・神原両村の境界改正につき、内務省不許可(府より1・26伺)。 府史 府治類

2・14 『京都日日新聞』、寄書「独乙皇孫我国禁ヲ犯ス」(天橋道人)を掲載。2・23同紙編輯長赤松幹、ドイツ皇孫誹謗の科により、禁獄5カ月、罰金150円の刑をうける。 京都日日新聞 2・25

2・22 川口藤左衛門(中郡)ら、東京中村楼での府県会議員懇親会に出席。 川口家文書

2・下 榎村知事、宮津の沢辺正修ら7人の有志を召喚、愛国社第4回大会への参加を中止するよう説諭。3・中、再度府庁に召喚し説諭した結果、目的を達す。 大阪日報 2・25~26、3・18

2・下 南桑田郡聯合会を開く。予備金貯蓄の利害を討議し原案を廃棄。 京都日日新聞 2・22

2・一 府懲役場の科丁の年令制限を45歳までに改正し、高令者を廃止。 大阪日報 2・13

2・一 榎村知事、山梨県令藤村紫郎と連名で教育令改正を三条太政大臣に建白(教育に対し地方官の権限を強化する)。 徳重文書(文部省伺留)

3・9 『大阪日報』に「丹後有志人民に告ぐる書」発表される。また丹後各郡でも、同一文書が回覧される。⁽¹⁾ 大阪日報、足達家文書

3・18 南桑田郡第9・10組、中郡第1・2組を組替。 達番外7・8号

3・31 『西京新聞』編輯長米倉軌重、第933号の記事で罰金5円を科せられる。 京都日日新聞 4・2

3・一 伏見区・紀伊乙訓郡・宇治郡・久世郡の府会議員を選挙。定員各5人。 府会誌

3・一 綴喜郡湯屋谷村の総代浅田連之助、明9官有林に編入された芝草山70町余歩を民有にされたい旨、知事に出願。 日出 明22・5・28

4・2 葛野郡第1・7組を組替。 布達231号

4・12 綴喜郡田辺村会をはじめて開く(~20)。このころ、同郡大住村会も開設。 同上 5・5、吉田喜内文書

4・23 区町村会法公布につき、区会町村会章程を廃止。 布達166号

4・27 府、徴兵免役の範囲から外れた者および国民軍名簿中異動のあった者の届出について郡区役所および戸長に達す。 達14号、番外5号

4・27 『京都日日新聞』編輯長古屋宗作、第377号の記事が讒謗律にふれ、罰金5円を科せられる。 京都日日新聞 4・28

4・29、30 宮津の監獄掛18人、国会論に賛同したかどにより免職となる。 府庁文書明13-15、京都日日新聞 5・19

5・3 京都裁判所管内中、伏見・園部・福知山・小浜・敦賀の各区裁判所の事務権限を改正。 布達188号

5・6 集会条例の公布により、集会取締方(明11、第368号)を廃止。 布達189号

5・7 通常府会を中学校正堂で開く。開会日数85日。会期を3回延長し、7・30閉会。 府会議録事

5・10 郡区設置・分割の布告を管内に達す(桑田郡の分割など、すでに前年実施のもの)。 布達191号

5・20 上下京聯合区会規則を仮定し、区内に達す(全14条)。 府布令書

5・22 知事、12年度地方税収入予算に不足を生じたとして、開会中の府会にはかかることなく、地方税の追徴を布達。その額58,000余円で、地租2円50銭と戸数1戸につき12銭1厘7毛の追徴となる(地方税追徴布達事件の発端)。 布達211号

5・25 文珠九助らの招魂祭を伏見の神宮教会所と大黒寺で挙行。~28『京都日日新聞』、「文珠九助伝」を連載。筆者は小室信介。 京都日日新聞 5・25

5・27 府会、地方税の追徴を不当として知事に伺書を提出。6・4知事、伺書中「何等ノ法律ニヨリ御追徴」の箇所が不穏当だから他の文字に改めるよう指示。6・5府会、その必要を認めず、元のままの伺書を再提出。6・14府会、「地方税徴収之義ニ付伺」を内務省へ提出し、知事の専断を弾劾。 府会議録事

5・下 『京都日日新聞』編輯長古屋宗作、同紙の記事で罰金10円を科せられる。郵便報知 6・4

5・下 丹後各地で地価修正運動ひろがる(~8月)。 府庁文書 明13-38

京 都 府

6・1 府会、戸長役場の配置改正を要望する建議を知事に提出。 府会議事録

6・5 石川三郎介ら「郡役所合併ノ建議案」を府会に提出7・22反対多数で否決。 同上

6・上 香川県の民権家小西甚之助、京都府の「有志家及府会議員」に対し奮起を促す手紙を送付。 東京曙 6・8

6・8 下京区第11組扇座町を月鉾町と改称。 府史 府治類

6・9 『朝野新聞』、榎村知事の措置を批判。ついで『京都日日新聞』、『中外広間新報』、『東京曙新聞』なども、地方税追徴布達事件をとりあげ論評。 朝野、京都日日新聞 6・15~、中外広間新報60・77号、東京曙 6・24

6・22 綴喜郡第4組の戸長・用掛・筆生ら、連署して郡長に伺書を提出し、地方税追徴事務は施行しかねる旨、表明。⁽²⁾ 京都日日新聞 7・2

6・23 府、天皇巡幸につき府民に布達をもって警告。⁽³⁾ 布達266号

6・一 上下京聯合区会開設。 市政史

7・7 京都裁判所を上京区丸太町富小路西へ移転改築し開庁。京都裁判所も開庁。 布達280号

7・14 天皇、京都に行幸(~20)。 府布令書

7・26 府会、営業税・雑種税の制限撤廃を要請する建議を内務卿に提出。 府会決議録

7・26 舞鶴の田中甚右衛門ら、大阪から弁士を招き演説会を1週間開く。 大阪日報 7・30

7・31 徴兵免役の名称をやめた者および国民軍名簿中、異動ある場合の届出期限につき郡区役所および戸長に達す。 達30号、番外11号

8・6 実養子にかかわらず嗣子と定めた際は戸長へ届け出るよう達す。 布達313号

8・4 府会議員の定数改正を達す。定数95人から56人となる。府会議員の半数改選を達す。 布達307、308号

8・中 『西京新聞』編輯長米倉軌重、『京都日日新聞』編輯長古屋宗作、讒謗律第5条により罰金各5円を科せられる。 郵便報知 8・19、8・23

8・24 府、地方税の徴収に関する府会の全議決を不認可とする旨、布達(9・20世論の反対にあって撤回)。 布達330・350号

8・26 府監獄署の囚人36人、破牢して逃走。府、大阪・兵庫・堺の各府県へ電報で協力を依頼。首謀者の元警部松崎宗七ら32人逮捕。 大阪日報 8・28~29、府庁文書 明13-10

8・一 福知山の民権家神原鋭吉、明治社を設立し、演説会を開く。またこのころ、有志、新聞縦覧所を開設。 大阪日報 8・19、7・27

日 本

1・9 内務省、各町村公有の記録絵図面等についても、明8の各庁記録文書保存に関する達に準拠し保存の措置をとるよう、各府県に布達。

1・一 千葉県の桜井静、「大日本国会法草案」を全国有志に配布。

2・5 第3回地方官会議開会(~2・28)。

2・12 下士官・兵・軍関係学校生徒の政談演説会傍聴を禁止(近來ひそかに立入る者があるので、今後心得違いのないよう厳達)。

2・22 全国の府県会議員104人、東京中村楼に会合し、国会開設促進につき協議。

2・23 『大坂日報』、『大坂新報』の各仮編輯長、ドイツ皇孫不法狩猟事件に関する筆禍で禁獄および罰金刑に処せられる。ついで『朝野新聞』、『東京曙新聞』なども同一記事により発行停止となる。 大阪日報 2・24、郵便報知 3・1

2・28 大臣・参議で構成する内閣と各省を分離、参議の省卿兼任を原則として廃止。

2・一 筑前共愛会、「大日本 国憲法大略見込書」を起草。

3・3 太政官の法制・調査2局を廃し、法制・会計・軍事・内務・司法・外務の6部を設置。

3・5 太政官に会計検査院をおく。

3・15 愛国社第4回大会を大阪で開く(~4・9、2府22県から代表参加、国会期成同盟と改称)。

4・5 集会条例を定める(政治集会・結社の事前の許可制、監監警察官に集会解散権を与え、軍人・教員・生徒の集会参加・政社加入禁止)。

4・8 府県会規則改正(招集に応じない議員や国事犯として禁獄1年以上の刑を受けた者を排除)。

4・8 地方税規則を改正(府県会が予算の議案を議定しないか、内務卿が閉会ないし解散を命じた場合、前年度の予算額により徴収できる)。

4・8 地方税中、営業税・雑種税の種類および制限改正。

4・8 区町村会法を定める。

4・17 片岡健吉・河野広中、国会開設上願書を太政官に提出(受理されず)。

5・5 郡区編制法により、一部郡区の設置・分割を布告。

5・20 地価をさらに明18まで据置くとともに・地租特別修正を認める旨、布告。 太布25号

5・27 地方税規則追加(郡区の経済分離を認める)。

6・15 備荒儲蓄法を定め、凶歳租税延納規則等を廃止(多くの府県会で反対をひき起す)。

7・一 右大臣岩倉具視、元老院起草中の国憲法は不完全とし、太政官中に国憲審査局を設けることを建議。

京	都	府
<p>9・2 相楽郡長森島清右衛門退任、後任は親康忠紀。相楽郡誌</p> <p>9・8 天田郡長田井忠和退任、9・10 伏見区長竹中兼和が後任となる。郡勢一斑</p> <p>9・10 衛生事務担当吏員を廃し、府に衛生課を新設。達35号</p> <p>9・18 何鹿郡役所の庁舎を綾部市宇上野に新築し、事務取扱を開始。布達345号</p> <p>9・25 浄教寺(四条寺町下ル)で同志社同人による学術演説会を開く。一般公衆を対象とした京都で最初の演説会で、超満員となる。大阪日報 9・26</p> <p>9・一 南桑田郡の田中源太郎ら4人、地方税追徴に反対する伺書を府に提出。大阪日報 10・2</p> <p>10・8 京都で最初の政談演説会を四条南の劇場で開く(〜10)。聴衆約3,000人、大雨の中を参集。弁士植木枝盛ら。10・10 祇園の芸妓3人、これに出席して罰金を科せられる。大阪日報 10・12〜13</p> <p>10・15 綴喜郡の自由懇親会をはじめて開く。大阪日報 明14・1・19</p> <p>10・16 四条南の劇場で開かれた演説会、伊藤莊一郎の演説中、中止解散となる。朝野 10・27</p> <p>10・16 臨時府会を相国寺で開く。議長に松野新九郎、副議長に西川義延を選出。10・17 府、布達第211号を取消し、改めて同一内容の追徴議案を府会に下付、同時に府会が内務卿に提出した伺書を却下。10・28 府会、下附された議案に「地方税追徴議案返還理由上申書」をそえて府へ返還。10・29 府、府会の理由書を却下し、改正議案を下附。11・4 府会、再返還理由上申副書をそえて府へ議案を再返還、同時に内務卿へ「十二年度地方税追徴議案ノ義ニ付上申書」を提出。府会議録事</p> <p>10・20 与謝郡選出府会議員のやり直し選挙会を開く。大阪日報 10・28、12・9</p> <p>10・20 上下京聯合区会、勸業場で開会。会期中、産業基金問題で紛糾し、11・19閉会。⁴⁾大阪日報、公文録</p> <p>10・21 公立小学校教員と府会議員の兼務を許さず、抵触すれば解職することを達す。布達400号</p> <p>11・6 府、集会を開こうとする者は集会の3日前までに警察署へ届出るよう達す。布達418号</p> <p>11・上 『西京新聞』編輯長米倉軌重、罰金5円を、また『京都日日新聞』編輯長渡辺末綱、警察官吏を讒毀したとして罰金10円を科せられる。郵便報知 11・5、11・9</p> <p>11・8 『我楽多珍報』編輯長大柴法剣、第49号の狂画のため、知事より告訴される。11・30 大</p>	<p>柴、楨村知事の職務を讒毀したものと罰金50円を科され、大審院へ上告。明14・1 却下となる。大阪日報 11・11、明14・1・30、我楽多珍報59号</p> <p>11・10 沢辺正修、京都府3国2区9郡有志人民2,750人の総代として、国会期成同盟第2回大会に出席、幹事に選出される。沢辺、大会中に「国会期成有志公会諸君ニ告グル書」を発表。自由党史、大阪日報 11・26〜27</p> <p>11・16 宮津警察署、大村政智を召喚し、沢辺正修に委託した国会願望者の氏名を調べようとしたが、拒否される。大阪日報 11・25</p> <p>11・19 愛宕郡長荒井公木、紀伊郡長に転任、後任は村上義久(大分県士族)。愛宕郡村誌</p> <p>11・一 楨村知事、病氣引籠中聯合区会に出席したかどにより、官吏懲戒令に照し罰俸50円の処分を受ける。大阪日報 11・15</p> <p>11・一 府、国事犯をふくむ未決囚への面談を、内務省の指示をえて許可。大阪日報 11・11</p> <p>12・1 小室信介、『朝日新聞』に「平仮名民権論」を連載(明14・1 同紙発行停止の原因となる)。案外堂主人小室信介(柳田)</p> <p>12・7 沢辺正修、国約憲法制定の請願書を大政官に提出。12・下 帰国。朝野 12・10</p> <p>12・11 臨時府会再開。知事代理谷口少書記官、地方税追徴議案につき、原案執行を達し閉会。12・23府、第480号をもって明治12年度地方税追徴の施行を達す。府会議録事</p> <p>12・17 臨時府会開会(〜26)。12・25 備荒儲蓄金徴収儲蓄管守支給規則を議決。同上</p> <p>12・27 管内警察署分署の位置および所轄を改正。布達489号</p> <p>12・28 『我楽多珍報』編輯長大柴法剣、第53号の狂画が讒謗律第2条にふれ、禁獄2年の刑に処せられる(天皇を誹謗したというもの)。大柴、明16・3 初旬まで入獄。我楽多珍報 61・78・126号</p> <p>12・下 京都で自由主義的団体平安公会(仮称)結成。大阪日報 明14・1・16、1・23</p> <p>12・一 懲役場および檻獄署の名称を已決監獄署・未決監獄署と改め、警察本署付とする。府史 序則類</p> <p>12・一 上下京区の戸長65名、両区人民惣代として知事へ願書を提出し、産業基金を現金で上下京区へ下渡されたいと要望。明14・1・17楨村知事、内務卿に対し、産業基金の処分につき、上下京区各組戸長より願出の通りとされたい旨、具申。明14・2月 内務省、産業基金の処分につき知事へ指令(両区人民へ下渡し、維持方法等は区会で議定せしめる)。公文録</p>	

京	都	府	日	本
<p>12・一 丹波・丹後に公立中学各1校設立の議案趣意書、府会議長に手渡される。中学設立の趣旨は「浮薄民権主張ノ私塾ヲ抑圧スルノ一術」というもの(同年の府会には提出されず)。徳重文書(本課伺上申留)</p> <p>この年</p> <p>▷ 府下で「日本国憲法草案」起草される。⁶⁾古巻意平文書</p> <p>▷ 織田純一郎『通俗日本国会論』『時弊論』刊行。明治文化全集(政治篇)</p>	<p>9・17 酒造税則を制定し、酒類税則を廃止(造石税など増税。各地で反対運動おこる)。</p> <p>10・21 清国政府と琉球分割に関する条約案を議定。</p> <p>10・22 徴兵令を改正(徴兵検査を厳密に行うため、徴兵事務機構を強化)。</p> <p>11・5 地方税規則改正(紙幣整理の財源増加のため、地租5分の1以内を3分の1以内に増税、府県庁舎建築修繕費・府県監獄費などを地方税支弁費目に加え、府県土木費補助金を廃止)。</p> <p>11・5 府県会規則追加(常置委員を新設。府知事県令の諮問に対し意見を述べ、臨時急施を要する事業については常置委員会で議決し府県会に報告しうる)。太布49号</p> <p>11・5 工場払下概則を定める。</p> <p>11・10 国会期成同盟第2回大会を東京で開く(2府22県より代表67人参加)。大日本国会期成同盟会と改称、遺棄者扶助法などを決議。11・30閉会。</p> <p>11・12 備荒儲蓄金を納する者は、租税未納者と同様に処分する旨、布告。</p> <p>11・30 山県有朋、「隣邦兵備略」を上奏。</p> <p>12・2 徴兵事務条例追加改正(徴兵忌避対策のため、大幅な追加を行う)。陸達3号</p> <p>12・9 人民の上書はすべて建白とし、管轄庁を経由して元老院に差出すよう布告。太布56号</p> <p>12・23 集会条例追加(警視長官・地方長官に政治結社解散権と1年間の演説禁止権を与える)。</p> <p>12・27 元老院国憲取調委員、「日本国憲按」(第3次案)を議長に提出。12・28上奏(立憲主義的色彩の強いものであったため採択されず)。</p> <p>12・28 教育令を改正(国家統制を強化すると同時に、教育費国庫補助を廃止)。</p>			
参 考		<p>(1) 丹後有志人民に告ぐる書 「…抑国会トハ日本全国人民ノ総代人ヲ集會シ天皇陛下ガ国家ノ政治法律ヲ議セシムル所ナリ。小ニシテ之ヲ言ヘハ一町村ノ人民カー一町村ノ事ヲ議議スル会所ト同ク国会開設ノ願ハ恰モ一町村ノ事ヲ戸長一己ノ専断ニ任セス我々一町村ノ人民ト相談セラレタシト云ニ同シキナリ。故ニ国会ニテハ我日本全国ノ租税徴兵ノ事其他ノ法律ヲ議シ其国会ニテ會議決定シタル上政府ニ於テ之ヲ施行セラルハナリ。…故ニ国会サヘ開ケハ妄ニ過分ノ租税ヲ課シ不便ナル法律ヲ立テラルハ、事ナク我々人民ノ生命財産自由ハ安全ナル可シ。…若シ国会開ケズシテ官吏ノ専断ニノミ決セハ幾十年ノ後如何ナル事アルモ図リ難シ…(以下略)」 足達家文書</p> <p>(2) 「…府会ハ我々府下人民ノ思想ヲ集ル所ニシテ議員ハ即チ我々人民ノ代議人ナリ。我々人民ノ代議人タル府会議員ノ承諾セザルハ即チ我々人民ノ承諾シ能ハザル訳ニテ、愚等ノ疑團ヲ生ズル所以ナリ。…故ニ愚意ノ迷惑スル所ハ假令長官ノ命ト雖トモ又之ヲ組内人民ニ施行スル能ハズ。依テ彼ノ追徴云々御達ノ儀ハ暫ク遵奉致兼候。……(以下略)」 京都日日新聞 7・2</p> <p>(3) 一、国旗軒提灯ヲ掲ケ祝意ヲ表スルハ当然ノ事ニ候得共、表ニ国旗祝灯ヲ掲ケ、陰ニ入費ノ苦情ヲ唱ヘ候ハ最以テ不都合之事ニ候条、聊ニテモ不平心アルモノハ国旗祝灯等差出ニ不及候事。(明11・10・6付布達288号7項と同文) 府布令書</p> <p>(4) 原案は、府が保管していた15万余円の産業基金を上下京区へ移管し、利子収入の一部を地租割の補填に充てるといふもの。聯合区会は、基金の積立方法を具体的に定め、利子収入の一部を戸数割の補いにも充て、かつ管理方法を厳密に規定するなど修正、原案を固執する府側と対立した。</p>	<p>(5) 古巻意平(中郡口大野村)の手控に筆写されたもので、明13秋ごろ、沢辺正修が起草したものと推定される。本文は6篇107条より成り、第2篇天皇、第3篇国民ノ権利及義務、第4篇国会、第5篇行政、第6篇司法となっており、これに「民撰議院細則」がついている。明治憲法制定以前に起草された憲法草案は40数篇知られているが、この京都案は比較的早い時期につくられ、かつ構成も整ったものである。 明治前期の憲法構想</p>	

京	都	府
1・2 宮津の共愛会、山嘉楼に沢辺正修を招いて東行の労をねぎらう。午後自由懇親会、出席百余人。沢辺、これより丹後各地で報告活動を行う(〜2月)。大阪日報 1・13	3・3 庶務課に編輯係をおき、簿書掛中府史地誌の事務をひきつぐ。府史 戸則類	3・3 布達・達の標号を定める。 ⁽¹⁾ 達14号
1・10 伏見区廃止を達す(太布1号)。1・28同区廃止に伴い、紀伊・乙訓両郡を分離。2・2同区1〜6組を紀伊郡5〜10組と改称。布達56号	3・11 上下京聯合区会を知恩院で開く。産業基金取扱方法議案審議のため。大阪日報 3・15	3・11 上下京聯合区会を知恩院で開く。産業基金取扱方法議案審議のため。大阪日報 3・15
1・11 京都交詢会、初会合で同会見込案を議了。議長服部直、会員19人。大阪日報 1・14	3・12 古屋宗作、『御土産金不当の処分』刊行。8月古屋、罰金20円を納めなかったため禁獄20日に処せられる。 ⁽²⁾ 大阪日報 8・26	3・12 古屋宗作、『御土産金不当の処分』刊行。8月古屋、罰金20円を納めなかったため禁獄20日に処せられる。 ⁽²⁾ 大阪日報 8・26
1・14 備荒儲蓄法施行規則を達す。布達14号	3・一 北丹聯合懇親会(宮津)、熊野河上谷の学楽会、八幡庄自由懇親会、中郡自由懇親大会、船井郡親睦会など開かれる。大阪日報	3・一 北丹聯合懇親会(宮津)、熊野河上谷の学楽会、八幡庄自由懇親会、中郡自由懇親大会、船井郡親睦会など開かれる。大阪日報
1・15 懲役人20余人脱走。府史 府治類	4・1 綴喜郡八幡庄ほか4郡10カ所のうち、市街地を分離し町名を称す。布達甲27号	4・1 綴喜郡八幡庄ほか4郡10カ所のうち、市街地を分離し町名を称す。布達甲27号
1・17 郡村掛中駅通受付を廃し、庶務課中に駅通掛をおく。府史 戸則類	4・7 言論自由の精神死没の亡霊をとむらう追善供養の演説会を白川橋三条下ルの寄席で開く。集会条例公布1周年にあたり、揖東正彦の発起したもの。朝野 4・12	4・7 言論自由の精神死没の亡霊をとむらう追善供養の演説会を白川橋三条下ルの寄席で開く。集会条例公布1周年にあたり、揖東正彦の発起したもの。朝野 4・12
1・18 『我楽多珍報』編輯長石井俊郎、61号附録の1編が大谷光尊の一族を譏毀するものとみなされ、罰金7円に科せられる。我楽多珍報63号	4・17 丹後自由党、中島信行を招き宮津の智源寺で自由懇親会を開く。参会者1,360余人。4・19〜20中島ら、大野村で中郡懇親会、久美浜村で熊野郡自由懇親会にのぞむ。大阪日報 4・22、4・24、4・26	4・17 丹後自由党、中島信行を招き宮津の智源寺で自由懇親会を開く。参会者1,360余人。4・19〜20中島ら、大野村で中郡懇親会、久美浜村で熊野郡自由懇親会にのぞむ。大阪日報 4・22、4・24、4・26
1・18 宇治郡第1、2両組を組替。布達20号	4・21 揖東正彦、宇治で政談演説会を開き、「自在之権利」と題して演説中、解散を命ぜられる。4・30管内での演説禁止。大阪日報 8・28	4・21 揖東正彦、宇治で政談演説会を開き、「自在之権利」と題して演説中、解散を命ぜられる。4・30管内での演説禁止。大阪日報 8・28
1・19 榎村知事を元老院議員に任じ、第3代府知事に北垣国道(高知県令)を任命。1・26管内に達す。布達40号	4・25 各郡役所までの里程実測の上、距離一覧を達す(旅費等の支給はこの里程による。里程元標は三条大橋)。布達乙6号	4・25 各郡役所までの里程実測の上、距離一覧を達す(旅費等の支給はこの里程による。里程元標は三条大橋)。布達乙6号
1・19 竹野郡第5・6両組を組替。布達22号	5・7 通常府会を建仁寺で開く。会期を2回延長して8・18閉会。開会104日間。府会議録事	5・7 通常府会を建仁寺で開く。会期を2回延長して8・18閉会。開会104日間。府会議録事
1・27 北桑田郡第7組を増置。布達42号	5・7 天田郡南岡村と木村を合併して天田村とし、第3組に編入。布達甲64号	5・7 天田郡南岡村と木村を合併して天田村とし、第3組に編入。布達甲64号
1・27 『大阪日報』論説「京都府知事ノ更迭」を掲載。また1・28より「京都府治将来ノ目的」を連載(5回)。大阪日報	5・10 事務章程を改正(調査掛、庶務・勸業・租税・土木・学務・衛生・会計各課の1掛7課とする)。大阪日報 5・17	5・10 事務章程を改正(調査掛、庶務・勸業・租税・土木・学務・衛生・会計各課の1掛7課とする)。大阪日報 5・17
1・一 府会議員および国会請願者の挙動を探偵のため、警察本署に機密探偵掛をおく。大阪日報 1・21	5・10 政治に関しない事項を講談論議するため公衆を集めるものは、その内容を記し前日までに所轄警察署へ届け出るよう達す。11・2さらに詳細に記載し届け出るよう達す。布達甲68号、199号	5・10 政治に関しない事項を講談論議するため公衆を集めるものは、その内容を記し前日までに所轄警察署へ届け出るよう達す。11・2さらに詳細に記載し届け出るよう達す。布達甲68号、199号
2・4 船井郡第10組を増置。布達60号	5・21 府の報告は、今後京都新報社発行の新聞にのみ記載する旨達す。布達甲80号	5・21 府の報告は、今後京都新報社発行の新聞にのみ記載する旨達す。布達甲80号
2・5 府会議員撰挙規則を改正。布達63号	5・22 『京都新報』創刊(社主浜岡光哲、明15・7・13『京都滋賀新報』、明17・10・1『中外電報』と改題)。京都新報	5・22 『京都新報』創刊(社主浜岡光哲、明15・7・13『京都滋賀新報』、明17・10・1『中外電報』と改題)。京都新報
2・11 宮津の丹後与謝会、尽道校で初会合を開く。出席百余人。主唱者藤田三右衛門ら。大阪日報 3・4	5・27 府会、戸長役場の布置改正につき知事に建議を提出(毎町村に1戸長をおくことを原則とし、人民の請願があれば数町村を兼ねさせるというもの)。府会決議録	5・27 府会、戸長役場の布置改正につき知事に建議を提出(毎町村に1戸長をおくことを原則とし、人民の請願があれば数町村を兼ねさせるというもの)。府会決議録
2・15 『我楽多珍報』、内務省より発行停止を命ぜられる。大阪日報 2・18		
2・15 天橋義塾、社員の大会議を開き社則を改正、社長に沢辺正修を再選。大阪日報 3・2、与謝郡誌		
2・25 区部議員制限を各区25人以下とする。布達106号		
2・一 愛宕郡第1組より9組にいたる各村総代連署により、「組戸長ヲ廢シ各村戸長ヲ被置度義ニ付願」を知事へ提出。大阪日報 3・15〜17		
2・一 綴喜郡大住村の樺井保親、愛民義塾の状況を郡長に上申(明19・12解散)。田辺町史		
2・一 揖東正彦、さきに演説会開催の届け方に不都合ありとして懲役30日に処せられ、大審院に上告したが却下となる。大阪日報 2・15		
3・2 船井郡第11組を増置。布達116号		

京	都	府	日	本
5・一 府、御雇の名称を廃止し、御用掛と改称。大阪日報 5・8			1・14 東京に再び警視庁をおく。	
5・一 綴喜郡井手村の人民、演説会に刺激され戸長役場の村費清算帳の立会検査を行う。さらに多賀村にも波及し、同村では戸長が償金200円を出すことで落着。大阪日報 6・2			1・24 代言人規則を一部改正(懲役禁獄1年以上の刑に処せられた者には免許を与えない)。	
6・1 府会、郡会の開設、郡区長の公選等を要請する建議を内務卿に提出。府会決議録			2・1 大阪府会議事堂で府県議員懇親会を開く。主唱者松野新九郎・西川甫(京都・大阪各府会議長)。大阪日報 2・27	
6・6 府会、議員選挙における納税額の制限を改めるよう、内務卿に建議(区部に限り被選挙・選挙権を地租3円と1円以上とする)。同上			2・2 内務省、新聞・雑誌等は発行ごとに警保局へ納入するよう達す(従来は図書局へ納入)。	
6・10 郡区町村記録保存心得を制定(明16・10・25さらに目録の提出期限を明示)。布達乙18号			2・7 福井県を設置、堺県を大阪府に合併。	
6・14 地方税支弁にかかる事務取扱心得を制定。府庁文書 明14-19			2・14 府県会規則追加(府知事県令と府県会が対立した場合、前者に議事停止権・閉会権を与えるなど、府県会に対する統制を強化)。	
6・17 府会、諸車・解漁船・地券書替証印税に対する国税の廃止を内務卿に建議。府会決議録			2・14 3府・神奈川県においては府県会に区部会・郡部会をおく(三部経済制の設置)。	
6・18 府会、臨時府会中であっても政府に建議しうよう、内務卿に建議。同上			2・14 太政官に審判局をおく(府知事県会および府県会より具状裁定を請う時は裁定を行う)。	
6・29 府会、備荒儲蓄法の廃止につき内務卿に建議を提出。同上			2・14 地方税規則・区町村会法改正。	
6・一 府会議員に限り常置委員会の傍聴を許可。京都新報 6・17			2・15 租税未納者処分改正(期限後、30日の猶予期間を除く)。	
7・5 府、官吏(準官吏と町村用掛筆生を含む)が政談講学を目的として公衆を集め講談演説の席を開くことを禁止。布達乙27号			3・11 憲兵条例を定める。	
7・21 戸長撰挙規則(明9・9制定)を改正。郡区役所規程・戸長以下職務取扱心得書を制定。布達甲116号、乙35・36号			3・30 『東京日日新聞』、「国憲意見」(福地源一郎起草)を連載(〜4・16)。	
7・22 定抱を探偵掛、看守人を守夫と改称。府史 警保類			3・一 参議大隈重信、「国会開設奏議」を提出(国会の明16開設、政党内閣制など主張)。	
7・23 備荒儲蓄法施行規則を定める。9・10同規則取扱心得を制定。布達甲119・乙81号			4・7 農商務省をおく。	
7・26 上下京警察署に警察医を新設。9・27郡部警察署にも設置。府史 警保類			4・19 区町村会または水利土功の集会で評決した土木費の急納者につき、処分方を達す。	
7・一 山県参議・榎村議員、丹波丹後地方を視察のため巡回。大阪日報 7・16			4・25 交詢社、「私擬憲法案」(矢野文雄ら起草)を『交詢雑誌』に発表。5・20「私考憲法案」を『郵便報知新聞』にも連載(〜6・4)。	
8・1 郡区長が群集雑沓および危害の恐れある催しを許可するときは、そのつど所轄警察署へ届け出るよう達す。布達乙48号			4・28 会計法および会計検査院章程を定める。	
8・1 府、町村協議費により戸長以下の給料を支払うことを許可する旨達す。布達甲121号			6・30 地租改正事務局を廃止(地租改正事業完了)。7・4 残務は租税局に移す。	
8・8 府会、元集書院の跡地を議場の敷地として下賜されたい旨、知事に建議。府会決議録			7・5 右大臣岩倉具視、「憲法綱領」を太政大臣に提出(井上毅起草、政府側の憲法構想の基本となる)。	
8・12 知事、府会に号外議案「明治十三年度地方費中不足補充法」を下付。府会では論議の末、原案を増額修正し、17日内務卿あてに将来を「警誠」する建議を提出。 ⁽³⁾ 府会議録事			7・10 『山陽新報』、「私草憲法」を連載(〜9・10)。	

京	都	府
8・13 府会、道路橋梁堤防費・監獄費などを 国庫支弁に復するよう内務卿に建議。府会議録		10・13 政談演説会を四条北側劇場で開いたが、 城山静一の演説中、中止解散を命ぜられる。 大阪日報 10・21
8・18 府会、常置委員会の議長は委員中より 公選するなど、内務卿に建議。同上		10・18 竹野郡浜詰・木津両村、与謝郡野中・ 須川両村を新設。布達甲189号
8・18 府会、11年度以前府税支払残金につき、 知事の処分を不当と認め、内務卿に裁決を求める 建議を提出。同上		10・21 学術演説会を下京区七条大宮西入の席 で開いたが、加納亀太郎の演説中、中止を命ぜら れる。大阪日報 10・26
8・18 愛宕郡聯合村会、さきに府が益踊りの 禁止を解いたのに対し(7・5付布達乙26号)、有 害無益であるから本郡に限り禁止されたいとの建 議を知事に提出。愛宕郡聯合村会議録事		10・22 府下各郡の組制戸長役場を廃し、単独 または聯合の戸長役場を設置。布達甲191号
8・20 『大阪日報』論説「京都府会号外議案 明治十三年度地方税不足補充法ノ事ヲ追論ス」を 掲載。大阪日報 8・20~21、25~26		10・26 戸長役場区域変更後も、町村社倉金穀 貯蓄等は分割配当しないよう達す。布達甲194号
8・24 郡区経済分別方を定める(いわゆる三 部経済制)。布達甲147号		10・下 沢辺正修、丹後・丹波・山城3国有志 の委任をうけ、国会期成同盟の大会に参加のため 大阪に立寄ったが、小嶋忠里が立憲政党政代表に決 っていたため上京を見合わせる。大阪日報 11・1
8・24 13年度地方費不足補充法、9・7 限り 徴収する旨達す。これより各地から反対運動おこ る(12・14も参照)。(4) 布達甲148号		10・一 綴喜郡三山木村に南山義塾設立(社長 伊東熊夫、明18・2解散)。綴喜郡誌資料
8・24 府会議員並常置委員就職交替手続を定 める。布達甲146号		11・上 園部裁判所を廃止し、同所に京都裁判 所支庁をおく。大阪日報 11・6
8・29 区部地方税為換方を三井銀行、郡部地 方税・府備荒備蓄金を換方を第百十一国立銀行に 命じ、取扱箇所を指定。布達甲155号		11・3 立憲政党的の派出員沢辺正修らは山城・ 和泉地方、小室信介らは丹波・丹後・但馬・因幡 地方の遊説に出発。大阪日報 11・9、11・19
8・29 巡査召募規則を制定。布達甲156号		11・12 知事、正庁で祝宴を開国会開設の詔勅 発布を祝う。大阪日報 11・15
9・9 『我楽多珍報』、北海道官有物払下げ問 題を戯画で諷刺。その後も同問題を批判。 我楽多珍報78号		11・15 関西府県会議員懇談会を迎賓館で開く (~18)。2府22県より91人参加。(6)
9・12 下京区第30組紺屋町の安田照矩、元老 院あての建白書2通(琉球事件および北海道の事 件)を府庁へ提出。大阪日報 9・14		11・24 京都府地方税出納規程を定める。12・1 施行。布達乙135号
9・中 近畿自由党結成の会議に府下から15人 参加(出席者28人)。大阪日報 9・15		11・25 戸長以下給料及戸長職務取扱諸費定額 支給規則を定める。12・1施行。布達乙134号
9・13 戸長欠員の際は、その事務を用掛また は筆生が取扱うよう達す。布達乙84号		11・一 下京区第1組六角大宮町の本田小三郎、 府に歎願書を提出し、榎村前知事の在任中、コレ ラ発生で持家39戸中、27戸を焼却した償金を下与 するよう要請。大阪日報 12・3
9・24 政談演説会を四条南側劇場で開く。弁 士は服部直・石田寿治・甲田良造ら。聴衆2千余 人。大阪日報 9・21、9・27		12・8 『大阪日報』仮編輯長河原政庸(元宮津 藩士)、同紙10・27付の記事が上京区書記を譏諷し たものとし、大坂裁判所より罰金10円を科せられ る。大阪日報 12・10
9・29 府会議員撰挙手続を制定。 布達甲175号		12・14 府、地方税不足補充法につき内務卿に 提出されていた伺書・願書など、すべて却下され た旨、各人に達す。大阪日報 12・16
10・6 宮津の劇場で政談演説会を開く。弁士 沢辺、小室ら。大阪日報 11・2		12・27 京都府違警罪を創定。布達甲249号
10・8 南桑田郡宿村を小金岐村と改称。 布達甲179号		この年 ▷ 上下京区の戸長、明9~13の改正地租残額 を30カ年賦で上納することを府へ請願(明15初め、 明11以前の分のみ認める旨指令)。 立憲政党政新聞 明15・2・9
10・10 内務省、下京区第10組綾西洞院町を綾 西町、船井郡志和賀村を志波加村と改称すること を不許可(8・17伺)。 府史 府治類		▷ 『京都新報』仮編輯長安田寛、筆禍のため 入獄。京都新聞九〇年史
10・12 北垣知事、「開拓使官物払下げ処分ニ 付建言書」および「集会条例ヲ廢スルノ議」を三 条太政大臣に建議。(6) 三条実美文書		

参	考	日	本
(1) 布達・達類の標号一覧 布号 官省布告布達を達する添書 甲号 本府一般布達書 乙号 本府郡区役所町村役場達書 報告 本府一般報告書 告諭 本府一般告諭書 布達要約		8・一 植木枝盛、「日本国憲法」および「日 本国憲案」を起草。	8・一 各地の新聞・雑誌、開拓使官有物払下 げ問題を批判したため筆禍続出(~9月)。
(2) この小冊子の内容は、産業基金が上下京区 に移管されるのは当然であるが、その利子が地租 の補いに充てられることは市民の一部にすぎない 地主のみに利益を与え、基金下賜に主旨に反す るというもの。御土産金不当の処分		9・10 政談大演説会を道頓堀戎座劇場で開会、 弁士板垣退助・古沢滋・沢辺正修ほか数名。傍聴 券5,000枚、前日売切れる。大阪日報 9・7~9	9・中 近畿自由党結成される(本部を大阪日 報社内におき、『大阪日報』を買収して機関紙と する)。10・25立憲政党政と改称。
(3) 同議案は、府当局が予算に計上していなか った被選挙人名簿および選挙人名簿を作成し、予備 費その他から流用の途もなくなったため、閉会間 際になって府会に徴収方法のみを議決させようと したものの。原案の補充額は16,933円余で、府会 では審判局へ具状すべしとする案(西川義延)から 廃案説(松野新九郎)へ、さらに下記の修正案 (田中源太郎)へと三転し、紛糾した。 補充額 17,032円79銭9厘 徴収法 8,810円余 地租10円につき11銭6厘 8,222円余 1戸につき4銭3厘5毛		9・12 鳥取県を設置。 9・一 立志社、「日本憲法見込案」を起草。 10・8 伊藤参議、国会開設の期日決定は人心 収攬上緊急を要すること、および明23を適当とす る旨、右大臣岩倉具視に達言。 10・11 御前会議で、立憲政体に関する方針、 開拓使官有物払下げ中止、大隈重信の参議罷免な どを決定(明治14年の政変)。 10・12 明23に国会を開設する旨の詔勅を發す。 10・13 大隈免官に反対し、矢野文雄・犬養毅 ・尾崎行雄・小野梓ら辞職。 10・18 自由党結成会議、浅草井生村楼で開く。 10・29 結党式を行い、総理に板垣退助を選挙(明 15・6 機関紙『自由新聞』創刊)。 10・21 参議と省卿の兼任制を復活。 10・21 太政官中に参事院をおく(法律規則の 起草・審査、地方官と地方議会の権限争いの裁定 などを行う)。 10・22 内務省、新聞雑誌などが国会開設の詔 勅を誤解し、明23までにも国会開設ができるかの ように掲載しているものには、嚴重に正誤させる よう府県に達す。内務達番外	9・12 鳥取県を設置。 9・一 立志社、「日本憲法見込案」を起草。 10・8 伊藤参議、国会開設の期日決定は人心 収攬上緊急を要すること、および明23を適当とす る旨、右大臣岩倉具視に達言。 10・11 御前会議で、立憲政体に関する方針、 開拓使官有物払下げ中止、大隈重信の参議罷免な どを決定(明治14年の政変)。 10・12 明23に国会を開設する旨の詔勅を發す。 10・13 大隈免官に反対し、矢野文雄・犬養毅 ・尾崎行雄・小野梓ら辞職。 10・18 自由党結成会議、浅草井生村楼で開く。 10・29 結党式を行い、総理に板垣退助を選挙(明 15・6 機関紙『自由新聞』創刊)。 10・21 参議と省卿の兼任制を復活。 10・21 太政官中に参事院をおく(法律規則の 起草・審査、地方官と地方議会の権限争いの裁定 などを行う)。 10・22 内務省、新聞雑誌などが国会開設の詔 勅を誤解し、明23までにも国会開設ができるかの ように掲載しているものには、嚴重に正誤させる よう府県に達す。内務達番外
(4) この地方税追徴に対する不納闘争は、8月下 旬から11月下旬ごろまで約3カ月にわたって展開 された。その範囲は京都交詢会をはじめ、下京第 30組、乙訓郡円明寺村、菱木信興(宇治)、船井 郡第2組21カ村、与謝郡第1組(宮津)、同第6 組(弓木・岩滝両村)、そのほか紀伊・何鹿郡な ども及び、知事・内務卿あてに伺書や取消しの 請願書が提出された。また府会議長や田中源太郎 あてに質問状も提出されたりしている。しかし公 売処分などの措置がとられるため、結局、納得し ないまま一応上納した形となった。 なお、前年の地方税追徴布達事件では府会が榎 村知事と真向うから対立したが、同年には府会も 批判的となった。大阪日報・京都新報ほか		10・25 菊池虎太郎ら3人、「大日本帝国憲法 草案」を付した建白書を三条太政大臣へ提出。 11・1 植木枝盛、酒税増税に反対し、明15・5 酒屋会議開催の撤文發表。 11・22 内務省、加藤弘之の絶版届に基づいて 『真政大意』『国体新論』を販売禁止。 11・26 府県官職制を増補し警部長をおく。 12・3 布告・布達・達・告示の区別を定める。 12・28 陸軍刑法・海軍刑法を定める(軍人の 政治関与を罪とする)。 12・28 文部省、学校等を使用して各種の集會 を挙行する向が多いため、府県に対して禁止する よう達す(明15・6・24再び同趣旨を府県に内達)。	10・25 菊池虎太郎ら3人、「大日本帝国憲法 草案」を付した建白書を三条太政大臣へ提出。 11・1 植木枝盛、酒税増税に反対し、明15・5 酒屋会議開催の撤文發表。 11・22 内務省、加藤弘之の絶版届に基づいて 『真政大意』『国体新論』を販売禁止。 11・26 府県官職制を増補し警部長をおく。 12・3 布告・布達・達・告示の区別を定める。 12・28 陸軍刑法・海軍刑法を定める(軍人の 政治関与を罪とする)。 12・28 文部省、学校等を使用して各種の集會 を挙行する向が多いため、府県に対して禁止する よう達す(明15・6・24再び同趣旨を府県に内達)。
(5) 払下げ一件については、「政府ノ体面ヲ汚シ 地方政治ノ困難ヲ醸ス」ので、情実にとらわれず 願書は却下されよと進言。いま一つは集會条例 が東京府下などで厳格に実施されていない現在、 むしろ全廢すべきであるという趣旨であるが、そ の真意はもっと政府の監督を嚴重にされたいとい う点にある。三条実美文書			
(6) 会長に松野新九郎(京都府会議長)、副会長 に西川甫(大阪府会議長)を選出。来年11月には 神戸で開くこと、そのさい憲法草案を持参し討論 すること、府県会規則の改正を求める建議を各府 県会から政府に提出すること、などを議決した。 大阪日報 11・17、11・20			

京	都	府
<p>1・6 与謝郡の酒造家75人、5月大阪で開催予定の酒屋会議に代表を派遣するため、宮津山嘉楼で集会。1・22天橋義塾において申合規則を議決。1・31総代の選挙会を開き、田井五郎右衛門・小松九郎右衛門・黒田宇兵衛・井上治兵衛の4人を選出。 立憲政党内閣 2・1、2・7</p> <p>1・17 葛野郡唐橋村および相楽郡湯船村外14カ村戸長役場開設。 布達甲9号</p> <p>1・19 府、社倉金積立の件につき、近来各所に分割し、或は人民に割戻すなど区町村会で議決するところがあるので、監督を厳重にするよう、郡区町村に達す。 布達乙7号</p> <p>1・26 府、学校を仮用し諸般の集会を舉行することを禁ずるよう、学務委員に達す。布達16号</p> <p>1・26 加佐郡舞鶴の有志者、懇親会を開く。会衆260余人。1・27同地演劇場において学術演説会を開く。聴衆700余人。 立憲政党内閣 2・3</p> <p>1・27 府、警部不在の地の戸長は治罪法第60条により司法警察官としての事務を取扱うよう達す。 布達甲25号</p> <p>1・31 加佐・中・何鹿・天田・船井・北桑田の8戸長役場移転。 布達甲27号</p> <p>2・4 葛野郡長戸田高富退任。2・15府御用掛鳥居晦が後任となる。 葛野郡誌</p> <p>2・7 相楽郡南村を美浪村と改称。 布達甲30号</p> <p>2・10 常置委員心得規則制定。 府庁文書 明14-6</p> <p>2・14 違警罪の裁判については、従来通り郡部警察分署では行わない旨達す。 布達甲36号</p> <p>2・23 戸数番号掲付方(明4)を廃止し、戸数番号掲付方心得を達す。4・15施行。布達甲39号</p> <p>2・27 府、違警罪第1条に「徴兵適令ノ時、免役相当ニシテ定規ノ届出ヲ怠ルモノ」の1項を追加。 布達甲42号</p> <p>3・3 府庁内に警察講習所を設置し、仮規則を布達。 警29号、府史 警保類</p> <p>3・8 府、明5・4および明11・2の布達に背き、家屋・高塚・板垣の建構をした者は、違警罪で罰する旨布達(11・4布達廃止、明5参考欄(4)参照)。 布達甲第47号</p> <p>3・8 府、博物館派遣巡査を4・20限り廃止する旨達す。 警35号、府史 警保類</p> <p>3・11 郡部警察署各分署交番所および巡査配置表を定める。 布達甲49号</p> <p>3・14 各町村人民より戸長役場へ連合または分離などを願ひ出た際は、その事由意見を報告するよう達す。 布達乙48号</p>	<p>3・16 与謝郡長長田重遠退任。3・18川村政直(熊野郡長)が後任となる。3・26熊野郡長には伏木熊吉を任命。 熊野郡誌</p> <p>3・16 区町村会・聯合区町村会規則改正。</p> <p>3・23 戸長撰挙規則・府會議員選挙手続改正(これらの撰挙人・被撰挙人・戸長の資格制限中、公権停止又は1年以上軽重禁錮に処せられた者を追加)。 布達乙49号、甲62・63号</p> <p>3・18 宇治郡長、郡役所の召喚に応じない者を告発云々につき府へ伺う。3・31府より伺の通りと指令。 府史 府治類</p> <p>3・28 通常府会、建仁寺で開会。第3代府會議長に田中源太郎を選出。再度会期を延長し、6・14閉会。開会日数79日。 府會議録事</p> <p>3・28 京都交詢会、府會議員一同に対し、昨年の号外議案議決の轍をふみ府民を裏切らぬよう、要望書を呈す。 立憲政党内閣 3・31</p> <p>3・一 『京都府布達要約』(府調査掛編纂、明14・12)はじめて刊行される。立憲政党内閣 4・1</p> <p>4・1 府下治安裁判所では、原被告とも召喚にせず1日でも出頭を怠る場合、原告へは願下げを達し、被告は巡査2人をもって引致することに改正。 立憲政党内閣 4・5</p> <p>4・2 岸田俊子、大阪で政談演説討論会に出演。以後女流弁士として活躍。立憲政党内閣 4・1</p> <p>4・8 何鹿郡元第2組中村を綾中村、元第7組中村を中山村と改称。 布達甲76号</p> <p>4・14 揖東正彦、京極道場芝居で演説会を開いたが、演説中止を命ぜられる。植木枝盛日記</p> <p>4・23 夜、府既決監獄署より出火して2棟の囚室以外を焼失。約100人の既決囚、逃亡したが大部分は捕縛される。立憲政党内閣 4・25、4・28</p> <p>4・23 『京都新報』仮編輯長加納亀太郎、京都輕罪裁判所で重禁錮1カ年、罰金5円の刑に処せられる。加納、上告。 立憲政党内閣 4・26</p> <p>4・27 民情視察使河田景与議官、丹波・丹後地方を巡視。 立憲政党内閣 4・28</p> <p>4・一 府では巡査の退職が相次ぎ、人手不足で苦慮。⁽¹⁾ 立憲政党内閣 4・7</p> <p>4・一 警察本署、政談非政談の演説会へ臨監する警部らの心得書を編成。立憲政党内閣 4・19</p> <p>4・一 明12・13年度地方税改租差額上納延期の嘆願書、数十通に達す。 立憲政党内閣 4・22</p> <p>5・5 府会、中学校費・医学校費を否決。</p> <p>5・24 知事、府会の決議を認めず再議を指令。府会、5・27医学校費、5・31中学校費を再び否決。 府會議録事</p> <p>5・10 祇園中村楼での酒屋会議に、府下から田井五郎右衛門(与謝)、谷紀百(船井・前田英吉</p>	

京	都	府	日	本
<p>代理)、内田伊太郎(上京)、竹谷治兵衛(同)の4人が参加。 自由党史</p> <p>5・12 府会、家屋・高塚などの建改築には町並1間引下げを義務づける達(3・8付)を取消すよう、知事へ建議。⁽²⁾ 府會議録</p> <p>5・中 府警察本署、府下で集会または懇親会が開かれる際は秘密探偵吏を派出し、施政に実害ありと認める会合は散会せしめるよう、各警察署および分署へ内達。 立憲政党内閣 5・19</p> <p>5・14 京都交詢会主催の政談演説会、四条南芝居で開いたが中止を命ぜられ、同夜懇親会を開くことも禁止される。会主高田似壘、懇親会不許可の件で知事へ伺書を提出。さらに5・21昼夜2回開催予定の演説会(会主同上)も不認可となる。 立憲政党内閣 5・20</p> <p>5・30 府会、備荒儲蓄法施行規則の廃止につき、内務卿に建議。 府會議録事</p> <p>6・1 警部会規則(明14・10制定)を廃止し、警察會議規則を制定。 立憲政党内閣 6・14</p> <p>6・2 船井郡賀村の内、国府(通称)を分離し、北屋賀村とする。 布達甲118号</p> <p>6・5 府会、「郡区長ヲ公選ニスル建議」を内務卿に提出。⁽³⁾ 府會議録</p> <p>6・7 府会、郡会の開設、常置委員の権限拡大につき、内務卿に各建議を提出。⁽⁴⁾ 同上</p> <p>6・8 府会、13年度決算報告の件につき上申を内務・大蔵両卿に、また府民共有財産を定めその管理方法を設ける建議を内務卿に提出。 同上</p> <p>6・8 府会、監獄建築につき国庫金の補助を要望する建議を内務卿に提出。 同上</p> <p>6・9 府会区部会、下京区長更任を議長より知事へ口頭で要望。 立憲政党内閣 6・13</p> <p>6・18 平安会堂の開場式を行う(府の妨害で寺院などを政談演説会に使用できないため、西座新右衛門が建仁寺町の元京都日報社の家屋を買受け演説会堂とする)。 立憲政党内閣 6・16、6・20</p> <p>6・19 福知山の立憲政党内閣員越山元之助、政談演説会での演説が官吏を侮辱したものと認定され、重禁錮15日、罰金3円に処せられる(20年未満のため2等を減ず)。 立憲政党内閣 6・23</p> <p>6・26 各郡戸長役場のうち、一部を分合。</p> <p>9・27各戸長役場移転の位置を示す。布達甲138号</p> <p>6・28 下京区役所、新築落成。 立憲政党内閣 6・29</p> <p>7・1 紀伊郡伏見区第9組塩屋町外7カ町同名の町名を改称。 布達甲148号</p> <p>7・11 上下京警察署所轄内区部巡査派出所並巡回区域表を布達。 布達甲149号</p>	<p>1・4 軍人勅諭を發布。</p> <p>1・20 地方税規則改正(警察庁舎建築修繕費・区町村土木補助費・同教育補助費が地方税をもって支弁すべき費目として追加される。7・1より施行)。</p> <p>1・25 条約改正に関する第1回各国連合予議會を開く。</p> <p>2・1 立憲政党内閣、大阪で正式に成立(総理中島信行)、同時に『日本立憲政党内閣』を発刊(会計・監督沢辺正修、仮編輯長兼印刷長河原政庸)。</p> <p>2・2 府県会開会中、議員自ら建議書を携え上京することを禁止。</p> <p>2・14 府県会規則改正。</p> <p>2・17 『日本立憲政党内閣』発行停止を命ぜられる(3・29解停)。 立憲政党内閣 3・31</p> <p>3・12 九州改進黨(自由党系)結成。</p> <p>3・14 参議伊藤博文、憲法調査のため渡欧。</p> <p>3・15 立憲政党内閣、臨時大会議を開く。幹事に小室信介、常議員に伊東熊夫選出される。 立憲政党内閣 3・31</p> <p>3・18 福地源一郎ら、立憲政党内閣結成。</p> <p>3・22 内務省、民事裁判所より人民呼出状の脚夫賃金および赤貧者被告の旅費等、郡区役所で立替又は官費支給を厳禁。</p> <p>4・6 自由党総理板垣退助、岐阜で遭難。</p> <p>4・16 立憲改進黨結成(総理大隈重信)。</p> <p>4・20 内務省、郡区町村編制法実施により成立の郡区制変更をみだりに行うことを禁止。</p> <p>4・26 大阪府知事、5・1に開催予定の酒屋會議禁止を告示。</p> <p>5・10 京都で2府18県の酒造業者40余人、酒屋會議を開く。酒税減額の運動方針を議決(〜11)。</p> <p>6・26元老院へ酒税減額建白書を提出。</p> <p>5・10 政府、課税に関する処分につき不服の者の出訴方につき布告(まず申立課額を上納し、翌日より60日以内に訴え出るものとする)。</p> <p>5・12 福島県会、三島県令の道路工事強行に反対し、地方税議案を否決。</p> <p>5・25 東洋社会党結成。7・7 結社禁止。</p> <p>6・3 集会条例改正(地方長官に1年以内の演説禁止権・解社命令権、内務卿に結社禁止権を与え、政治結社の支社設置禁止など追加)。</p> <p>7・23 京城で朝鮮兵反乱、日本公使館を襲撃(壬午事変)。</p> <p>7・27 行政官吏服務規律を定める。</p> <p>8・5 戒厳令を定める。</p> <p>9・一 参事院議員補大森鍾一、地方議會に関する意見書を参事院議長山県有朋へ提出。 大森文書</p>			

京	都	府
7・20 備荒儲蓄施行規則、区郡に分離し、上下京区・各郡一般へ布達。 布達甲152・153号		9・一 上京警察署、巡査の欠員が多いため志願者を募集。 立憲政党新聞 9・6
7・25 区部備荒儲蓄金を換方を三井銀行、郡部備荒儲蓄金を換方を第百十一・第百三十両国立銀行に命ずる旨、告示。 布達示13号		10・1 庁内に徴兵支署を開設。 布達乙145号
7・28 区部戸長以下給料及戸長職務取扱諸費定額支給規則を定める。 布達乙115号		10・2 備荒儲蓄施行規則取扱心得を改正。 乙第148号
7・一 府会議員半数改選。定員92人(この定員は明32・9まで不変)。 府会誌		10・3 警察組合法規則を制定。 立憲政党新聞 10・15
7・一 府警察本署、新聞雑誌の検閲と政談・学術演説等を取締るため、各署監視部に担当警部1名をおくことに定める。 立憲政党新聞 7・20		10・6 各郡戸長役場監督として府吏員派出のことを達す。 布達乙150号
8・1 下京区第24組末銚屋町外20カ町人民の請願により、1カ年間巡査2人で毎夜巡査することを達す(請願巡査)。 警125号、府史 警保類		10・12 帝政党西京同志大懇親会を上京新町の旧後藤邸で開く。出席310人中、府下からは京都15人、丹後1人参加。歴史学研究344号(高木論文)
8・10 府会議員選挙手続、追加増補を達す。 布達甲161号		10・12 相楽郡長親康忠紀、府庶務課御用掛に転任。後任には府会議員松本金兵衛を任命。 立憲政党新聞 10・14
8・15 「国民軍籍モノ異動届手続」を布達。 8・18徴兵取調手続を定める。 布達甲160号、乙125号		10・20 巡査召集規則第1項を改正(巡査の採用範囲を拡げる)。 示第64号
8・一 府、各警察署巡査のうち、強壯なもの100人を選抜し、朝鮮派出の用意中という。 立憲政党新聞 8・20		10・25 新京極道場で政談演説会を開く。善積順蔵の演説中、中止を命ぜられ、善積これを不当として知事へ伺書を提出。11月、善積は府下で6カ月間公衆に対し政談をなすことを禁じられる。 立憲政党新聞 10・28、11・29
8・24 下京区の岩井時二郎・三谷捨吉の兩人府へ出頭し、もし出軍する場合は妻子が飢餓に迫り路頭に立つほかないので、各自150円ずつ下渡されたい旨の願書を差出す。 立憲政党新聞 8・26		10・27 福知山15カ町の人民総代広瀬林蔵ら4人、福知山警察署が同地広小路に建築されることに反対し府庁へ嘆願に赴く。 立憲政党新聞 10・29
8・一 綴喜郡長宮本三四郎退任し、後任には西川義延を任命。 綴喜郡誌		10・一 下京区内の戸長32人、知事あての請願書につき区長が進達方を拒否したため、区長に対し従来の出納計算の明示を要求して紛糾。 立憲政党新聞 10・14
8・一 『平安新聞』編輯長西師意、同紙第3号雑報の件により重禁錮20日罰金5円に処せられる。 立憲政党新聞 8・22		10・一 府勸業課、河原町の勸業場から府庁内へ引揚げ、同所はその出張所となる。 立憲政党新聞 10・31
8・30 建仁寺分署の探偵吏2人、拘留人を取調べ中に拷問したとの訴えにより検事局に召喚される。1人は逃亡。 立憲政党新聞 8・26、8・31、9・1		11・初 下京区会議員、円山左阿弥楼で懇親会を開き、石川県議稲垣示を慰問するため代表などを選出。 立憲政党新聞 11・5
8・一 上京区第11・12組聯合町会議長安本勝二、1組に1人ずつの戸長を廃し、2組に1人の戸長をおくよう建議。 立憲政党新聞 8・31		11・1 酒造税則心得書を改正(検査を嚴重にし、取締りを強化)。 布達甲177号
9・4 久世郡平川村外20カ町村人民総代および戸長ら、連署をもって郡役所位置転換を出願。9・29府は詮議に及び難い旨指令。 府史 府治類		11・4 府、府会建議の趣旨をいれ、町並敷地は1間引込み建築すべき布達を廃止。 布達甲178号、示70号
9・7 臨時府会開かれる(～20)。府会議録事		11・上 知事、丹後地方の郡長および学務委員に対し、学校生徒の政談・学術演説を差止めるよう、とくに天橋義塾生徒らへは説諭すべき旨、内達したという。 立憲政党新聞 11・9
9・8 綴喜郡八幡庄の村民300余人、コレラ患者の取扱いに対する不満から同地警察署を襲う。伏見警察署から直ちに出張、府警察本署からも陶部長ら、巡査を引率して同地へ向う(2月、200余人の公判開かれる)。 立憲政党新聞 9・10、12・3		11・25 府、万年青の流行が投機化してきたのに対し、府民に正業にはげむよう告諭。11・27知事、上下京の両区長を召喚し、万年青流行の害況につき説諭し、戸長より人民へ諭すよう達す。 立憲政党新聞 11・29
9・16 葛野郡長島居晦退任。11・4 竹中兼和が後任となる。 葛野郡誌		11・一 府警察本署、府庁内へ移転。 立憲政党新聞 10・25

京	都	府	日	本
11・一 豊永高義より改進黨結党届提出される。下京警察署より召喚尋問の末、不認可となる。 立憲政党新聞 12・5		12・9 聯合町村会規則は、組織の異なるごとに別々に編成するよう厳達。 布達乙178号	11・11 板垣退助・後藤象二郎渡欧。	
12・20 消防心得を定め、明16・2・1より実施する旨、上下京区へ布達。 布達甲187号		この年 ▷ 人民および免許商人が所有する軍用銃の取調べを達す。 布達要約 ▷ 甲田良造『君民同治立憲政体論』、織田純一郎『国勢論』刊行。 明治文化全集(政治篇) ▷ 府下在住の立憲政党员369人(10・10現在)、自由党员1人(堀内辰之輔、9・3入党)、改進黨員3人(畑道名ほか、9月入党)。また官津漸進黨(帝政党系)ありという。 立憲政党名簿、自由党员名簿、改進黨党员名簿、明治政史	11・24 宮中に地方長官を集め、軍備拡張・租税増徴につき勅語を下す。	
			11・一 福島事件起る。	
			12・2 政府、巡査に帯剣させてよい旨達す。	
			12・7 右大臣岩倉具視、府県会中止意見書を太政大臣に提出。	
			12・12 請願規則を定める(府県郡区総代または結社総代の名による請願を禁止し、請願書は新聞その他の文書で公刊することも禁止)。	
			12・28 府県会規則改正(会期を30日以内とし、府県会が議案を議定せず、または会期内に議案を議しない場合、府知事県令は内務卿に具状し、その認可をえて施行しうることなど、府知事県令の権限を強化)。	
			12・28 地方税規則改正。	
			12・28 府県会議員が連合して会議に関する事項のため集会し、または往復通信することを禁止。違犯者に対する罰則規定も明示。	
			12・28 戸長身分の取扱方を改定し、戸長の身分を准10等より准17等とする。	
			12・30 軍備拡張につき、陸海軍両省に内達。	
参 考				
<p>(1)「京都府にては巡査の勤務劇しきより余程壮健なるものにては半年職に在るときは半病人の如くなり、遂に職に堪ふること能はざれば辞職するもの日毎に増加し、昨年も鹿児島熊本等より百人又は五十人を召募したるに、一ヶ月立間に過半は棒を掛けて去り、莫大の召募費も水の泡となりし姿にて、其筋にても頗る苦慮せられしにも拘はらず、今日にては殆んど勤務に差支へを生ずるに至りたり。現に上下京区内に配置の巡査派出所には一ヶ所に三人詰の制規なれ共、二人或は一人となり又は一人も居ぬ所もある程なりと。就ては会津出身の某警部は更に会津に到りて二三百人を召募し来らんと云ひ、又鳥取出身の警部某は鳥取にて募らんと主張し、自今評議最中の由なり」 立憲政党新聞 4・7</p> <p>(2)「……或ハ旧都ノ体裁ヲ脩メント云ヒ、或ハ町家ノ便利ヲ計ラント云ヒ、又或ハ衛生上ニ於テモ幾多ノ裨補アルヘキヲ以テ其意旨ヤ甚ダコレヲ嘉ミスベシト雖モ、唯リ奈何セン其既ニ義務ニ因テ生ジタルノ権理即チ租税ヲ収メテ得タル所ノ土地所有ノ権ヲ奪ヒ、町並一間ノ地ハ所有者ヲシテ其自由ニ建家スル事ヲ得ザラシメントスルニ至リテハ、天下ノ通義ニ背乖シテ社会ノ許サザル事ヲ、況ンヤ我大政府ハ夙ニ公用土地買上ノ規則ヲ制定シ、斯ノ如キノモノハ總テ其規制ニ従フベキノ成規アルニ於テヤ…」 府会決議録</p>				
			(3) 郡区長を公選すべき理由としては、①7～8年後には国会議員すら選挙する時代になったのだから、まして1郡1区の事務を分掌する郡区長は人民が選出して当然である。②郡区長の給料は地方税より支弁しているのだから、官選の地方官吏(給料は国庫より支給)とは性質を異にし、したがって選出の方法も異なるべきである。③郡区吏員を公選にすれば「直接ニ人民ノ監督アルヲ以テ大ニ謹慎スル所アリ」、かつ人民をして自治の精神を發揮せしめることになる、などを挙げている。 府会決議録	
			(4) 常置委員に関する建議は「恰モ府知事ニ隸属スルノ如クナルヲ以テ往々不当ノ処置少カラス」とし、「府県会ニ於テ議決シタル地方税ヲ以テ施行スベキ事業ヲ議決スルノ權ト委員ハ常ニ府知事ノ処置ヲ検査シ及経費ノ実況ヲ監督スルノ權トヲ与ヘ而シテ又其議長ハ委員中ヨリ之ヲ撰任シ其書記ハ府庁属官ヲ使用スルヲ止メ別ニ議長之ヲ撰任シ其手当ノ如キ傍聴許否ノ如キ之ヲ制限スルノ法ヲ廢シ全ク府県ト常置委員会トニ放任シ以テ府知事ト並立対等」にせよと要請した。 同上	

京 都 府	京 都 府
<p>1・12 上京区第32組字大石原、二条畑両所を合併し、石原町とする。 布達甲3号</p> <p>1・一 竹野郡間人村の室井晋、丹後国5郡酒造営業人126人の総代として、酒税軽減の嘆願書を提出、3・15府はこれを却下。8・1さらに室井晋ら126名、「酒造税則改良之建白書」を府へ提出。9・7府より元老院へ進達。 立憲政党新聞 1・27、公文録</p> <p>1・23 政談演説会を松原西洞院天使の寄席で開く。加竹某の演説中、中止解散を命ぜられる。 京都絵入新聞 1・25</p> <p>1・26 愛宕郡大長瀬村外7カ村を合併し、大原村と改称。 布達甲5号</p> <p>1・一 府会郡部常置委員会、巡査帯剣の件につき、諮問会で否決。 立憲政党新聞 1・24</p> <p>2・1 京都治安裁判所開庁。 布達示17号</p> <p>2・3 菱木信興の首唱で学術演説会を宇治で開く。2・4 自由懇親会を淀新町の長円寺で開く。⁽⁴⁾ 立憲政党新聞 2・8</p> <p>2・15 上京各組戸長准17等に補せられる。⁽²⁾ 立憲政党新聞 2・17</p> <p>2・15 府監獄署規則を改正施行。 立憲政党新聞 2・20</p> <p>2・15 上下京区議員10人、上下京区役所を廃し京都区役所を設置するよう、府へ建議するため談合。3月荘林維英外11人、区画改正の建言を知事へ提出するという。⁽³⁾ 立憲政党新聞 2・21、3・20</p> <p>3・10 通常府会、建仁寺で開会(～28)。会期9日間。会期中、郡部会で巡査の帯剣の是非をめぐって論議される。⁽⁴⁾ 郡部会議録事</p> <p>3・15 立憲政党の総会に京都府より15人出席。幹事沢辺正修、解党を發議。 立憲政党新聞 3・17</p> <p>3・一 府では知事以下等外吏巡査まで給料1年分の1割を醸出し、その積立金の利子をもって職務或は私事により非常の災害に罹った者へ慰労金に充てることとする。 立憲政党新聞 3・7</p> <p>3・一 府警部長、囚徒を訊問する際、苛酷な拷問を一切行わぬよう諭達。 立憲政党新聞 3・15</p> <p>3・一 府警本署、巡査懲罰令内則を制定。 立憲政党新聞 3・29</p> <p>3・一 上京区会、無届欠席者に対する罰金制度を内定。⁽⁵⁾ 立憲政党新聞 3・21</p> <p>4・1 府庁では午前8時出庁午後2時退庁と定める。7・1からは午前7～12時勤務となる。 立憲政党新聞 4・3</p> <p>4・6 船井郡木住村戸長古高章、徴兵令中数カ条の改正を陸軍卿へ建白するため、府へ進達方を出願、徴兵忌避を防止するための意見を述べたものという。 京都絵入新聞 4・7</p>	<p>4・13 戸長役印並びに提灯・徽章を判任官同様に用いてよい旨達す。6・18さらに実印にも官印を用いるよう達す。 布達乙61号</p> <p>4・20 『京都絵入新聞』、社説「反動力論」で新聞紙条例の改正を批判。 京都絵入新聞</p> <p>4・21 南桑田郡篠村より野条村を分離。 布達甲28号</p> <p>4・25 『京都滋賀新報』仮編輯長兼印刷長岡田武一郎、同紙の記事が巡査の職務を侮辱したもとのとして重禁錮1カ月、罰金5円に処せられる。 京都滋賀新報 4・28</p> <p>4・28 『京都絵入新聞社』仮編輯長兼印刷長赤井淳、同紙第46号の記事により重禁錮20日罰金10円に処せられる。 京都絵入新聞 4・29</p> <p>4・一 元老院議官楨村正直、巡察使として府下を視察(～5・4)。 京都絵入新聞 5・5</p> <p>4・一 府の警部会では、夜間巡査の巡回に及び目付をつけ、その勤惰を視察することに決定。 立憲政党新聞 4・7</p> <p>5・8 大書記官国重正文、新置の富山県内に任ぜられる。後任には内務少書官尾越蕃輔を任命(兼任)。 京都絵入新聞 5・15</p> <p>5・17 府、内務省へ郡区長の給料増額を願出る(6・8不許可)。6・28再び上申したが、7・11不許可となる。 府庁文書 明16-5</p> <p>5・23 前年8月に達した徴兵取調手続を心得のため再び達す。 布達乙88号</p> <p>5・30 相楽郡新田の農民約100人、戸長との紛議から同宅に押寄せ。最寄警察署より巡査10人を派出させ、説諭鎮撫。 立憲政党新聞 6・2</p> <p>5・一 桂官邸内に西京御所保存局を設置(御所一切の修繕に関する事務を同局で取扱う)。 立憲政党新聞 5・27</p> <p>5・一 上下京警察署並びに各分署詰監督警部補代理巡査中より8名を選抜し、全国の警察事務一覧のため派遣、巡回日数は100日。6・14さらに7名を選抜し派遣。 立憲政党新聞 5・24、6・15</p> <p>5・一 竹野郡間人村の城嶋義塾、規定を改正。⁽⁶⁾ 城嶋義塾規定</p> <p>6・1 知事、日課を定める。⁽⁷⁾</p> <p>6・2 本年度以降、備荒儲蓄施行規則を通常区部会の決議をもって15年度施行の規則のまま据置くよう、上下京区一般へ布達。 布達甲48号</p> <p>6・6 警察機構を改正し、木津警察署を伏見警察署木津分署、峰山警察署を宮津警察署峰山分署とする。6・30木津・峰山両警察署廃止。⁽⁸⁾ 布達甲50号</p> <p>6・9 福知山・伏見両警察署所轄内の名称および巡回区域等を改定。7・1施行。布達甲53号</p>

京 都 府	日 本
<p>6・9 区町村負担の土木工事は、区町村会または聯合区町村会・水利土功会等の決議をへたものでも、府庁の認可を要することを達す。 布達甲52号</p> <p>6・10 上下京区の各警察署、巡査に帯剣を渡す。 立憲政党新聞 6・9</p> <p>6・11 府、統計事務整理のため取扱主任を定めるよう、郡区に指示。 布達乙101号</p> <p>6・15 紀伊・綴喜・北桑田・船井・何鹿・与謝・加佐・中の各郡で聯合戸長役場をおく。7・1施行。 布達甲60号</p> <p>6・16 土方内務大輔、管内の民情視察のため約20日間府下に出張。 府庁文書 明16-26</p> <p>6・19 学務委員薦挙規則・町村立学校職員規則を一部改正(新法により公権を剥奪または停止された者、軽重禁錮1年以上の刑に処せられ、満期後5年を経ない者などを排除)。 布達甲61号</p> <p>6・21 府の探偵掛をすべて特務巡査と改称。 立憲政党新聞 6・23</p> <p>6・26 上京区役所、上京区第17組三丁町に新築移転。7・1事務開始。 布達示201号</p> <p>6・一 官報通信の本部を勤業課内に設け取扱委員4名を任命。 立憲政党新聞 6・8</p> <p>7・1 北桑田郡漆谷・矢代中両村の合村中止願提出。7・30許可。 布達要約</p> <p>7・3 紀伊郡の戸長役場分合。 布達甲65号</p> <p>7・8 四条南の劇場で政談演説会を開く。川上音二郎が演説のあと「トセ節」をうたったところ、中止解散を命ぜられる。 京都滋賀新報 7・10</p> <p>7・13 船井郡の戸長役場分合。埴生村外5カ村、南大谷村外5カ村に各連合戸長役場をおく。 布達甲68号、立憲政党新聞 7・19</p> <p>7・23 孟蘭盆会に伴う諸行事(精霊迎祭・送り火・川施餓鬼・六斎念仏等)の禁止を取消す(明5・7以降禁止め)。 布達甲22号</p> <p>7・一 小冊子「副嶋種臣君意見書評論」(上京区内寄留、滋賀県平民内藤某出版)、発売禁止となる。 立憲政党新聞 7・22</p> <p>7・一 御苑内に警視庁の出張所をおく。 立憲政党新聞 6・22</p> <p>8・3 臨時政談演説会を四条北の演劇場で開く。聴衆800人。河津祐之の演題「岩倉右府の遺言」は不認可となる。 立憲政党新聞 8・5</p> <p>8・9 自由童子こと川上音二郎、政談演説会を四条北側の演劇場で開いたが、第1席「大戦争の説」と題して音二郎が演説中、中止解散を命ぜられる。8中、音二郎は9日の演説が公衆の安寧を害するとして、府下での政談演説を10カ月間禁止される。 京都滋賀新報 8・11、8・16</p>	<p>1・23 各府県に兵事課をおく。</p> <p>2・2 全国の府県会議員有志、東京で日本同志者懇談会を開催。2・3禁止命令を受ける。</p> <p>2・21 郡区長の給料・旅費を、明治16年度より国庫支弁と定める。</p> <p>3・15 立憲政党、定期総会を大阪の同党事務所で開催、集会条例の拘束を脱するため、「形而下ノ団結」を解き、実質上の解党を決議。</p> <p>3・20 北陸の自由党員26名、内乱陰謀容疑で逮捕される(高田事件)。</p> <p>4・7 地方巡察条規を定める(行政官吏服務規律により巡察使を派遣)。</p> <p>4・16 新聞紙条例を全文改正(発行保証金制度の新設、身替り新聞の禁止、行政処分拡充など、言論取締りを大幅に強化)。</p> <p>4・23 自由党大会、改進黨攻撃を決議。</p> <p>5・9 富山・佐賀・宮崎の3県を置く。</p> <p>5・10 学校教員品行検査規則追加(罰金刑に処せられた者などをさらに教職から除外)。5・19同規則をさらに学校長へも適用。</p> <p>5・22 官省院庁の達・告示は官報登載を公式とする。</p> <p>5・26 布告・布達の施行期限、到達日数を定める(原則として府県庁到達の7日後に施行。日数は京都・大阪の場合4日)。</p> <p>6・29 出版条例改正(発行10日前に内容の届出を義務づけ、罰則を強化)。</p> <p>7・2 官報第1号を発行。</p> <p>7・20 岩倉具視、病没、59歳。</p> <p>7・31 教科書認可制度実施。</p> <p>8・3 伊藤博文ら一行、欧州より帰国。</p> <p>9・1 高等法院、河野広中ら福島事件被告6名に軽禁錮7年以下の判決を下す。</p> <p>9・24 立憲帝政党、解散を公告。</p> <p>9・24 奥宮健之ら、車界党を結成。即日禁止。</p> <p>11・2 官立及び公立学校の生徒で退学処分にした者に対し、公私立学校への入学を禁ずる。</p> <p>11・7 戸籍表式を制定。</p> <p>11・14 『日本立憲政党新聞』、内務省より発行停止を命ぜられる。地方官の諮問会を論じた社説が理由か。27日夜解停となる。立憲政党新聞 11・29</p> <p>11・28 鹿鳴館開館式。</p> <p>12・12 山県有朋、内務卿となる。</p> <p>12・13 地価修正完結(京都府ほか19県)。 公文録</p> <p>12・28 徴兵令を改正(兵役年限を延長するとともに現役志願制を創設、同時に、免役制を猶予制に改正し、代人料を廃止するなど)。</p>

京	都	府
8・13 相楽郡役所、木津村字殿城の新庁舎に移転式を行う。 布達示256号	10・9 相楽郡童仙房村より野殿村を分離改称。 10・15 両村で1戸長役場をおく。 布達甲90・92号	
8・19 『平安新聞』の1周年忌を新京極の誓願寺で旧社員ら営む。 京都絵入新聞 8・19	10・10 郡区役所分課中に勸業係をおき、郡区役所規程を改正。 布達乙196号	
9・3 巡察使楨村正直、府庁へ出頭し、各課の事務取扱を視察。 立憲政党新聞 9・5	10・11 酒造人心得書を更定。10・26 さらに増補。10・31 酒類製造の免許を受けた者のうち、非常の災害による事故のほか、徒らに口実を設け制限石高より減却した者は、翌期営業の免許を取消す場合もある旨達す。 布達甲91号	
9・8 政談演説会を四条南の劇場で開く。第3席田口謙吉の演説中、中止解散を命ぜられる。 京都滋賀新報 9・11	10・15 警保局長より、隠然結盟の政党および演説者の有無につき、知事へ照会。12・21 府は該当のものが無い旨、電報および親展郵書で回答。 府庁文書 明17-17	
9・13 川上音二郎、内務省より集会条例第6条違反のため、1年間全国で政治演説を禁止される。9・29音二郎、「留学」のため上海へ向けて神戸港を出発。 京都滋賀新報 9・14	10・22 租税不納者の財産公売処分をした分については、官損の有無に拘らず、毎納期後50日以内に報告表を提出するよう達す。 布達乙204号	
9・13 府、巡查配置出願心得を告示（銀行・会社・町村協議・個人などで費用を負担し、請願巡查の配置を出願するもの）。 布達示284号	10・24 京都御所宮殿勤番廃止。 公文類聚	
9・17 天田郡正明寺村より室・市寺両村を分離。9・19上記3カ村に聯合戸長役場をおく。9・21布達甲85号を訂正し、厚村外10カ村に聯合戸長役場をおく。 布達甲85・87号	10・25 郡区町村記録保存心得（明14・6・10制定）による目録提出につき、再度期限を示して差出すよう達す。 布達乙206号	
9・20 官吏懲戒例並びに行政官服務規律を町村立学校教員にも適用することを達す。 布達乙177号	10・一 丹波丹後の人民中、豊岡県再置を希望するもの多く、その筋へ再置請願書を提出。何鹿郡長宮崎清風、竹野郡長大石雲根も建議書を内務卿へ提出したという。 立憲政党新聞 11・10	
9・22 京都に宮内省支庁をおく。 太政官達40号、法令全書	11・5 知事、琵琶湖疎水問題について上下京の名望家50名を招集し、中学校講堂で勸業諮問会を開く。諮問案の通り可決（〜7）。 立憲政党新聞 11・6〜8	
9・22 改進黨の政談演説会を四条南の劇場で開く。弁士加藤政之助ら。(9) 京都絵入新聞 9・20	11・7 『京都滋賀新報』729〜731号が治安に妨害ありとして発行停止と発売頒布禁止を命ぜられる。11・20 解停。 京都絵入新聞 11・8、立憲政党新聞 11・9、11・22	
9・24 園部治安裁判所、園部町字小桜町に新築落成し、移転開庁。 布達示287号	11・13 岸田俊子、10・12 大津での学術演説会が集会条例違反に問われ、大津軽罪裁判所より罰金5円の刑を受ける。 京都絵入新聞 11・17	
9・25 葛野郡下桂村の桂宮別邸を離宮と定め桂離宮と称す。 公文類聚	11・15 上下京聯合区会、疎水工事に関する議案を全会一致で議決（〜17）。 京都絵入新聞 11・16〜17	
9・26 徴兵取調べのため、実子・養子とも嗣子として戸籍に登録する際、今後は既往に遡って登記するよう達す。 布達乙179号	11・一 京都府警本署、府下の各警察署に3人ずつの密察掛をおき、国事犯および貨幣の贋造者を探偵せしめるという。 京都絵入新聞 11・13、11・18	
9・26 租税不納者が財産公売処分または失踪などにより官損となる金額を、毎納期後35日以内に上申するよう達す。 布達乙180号	12・8 伏見治安裁判所の開庁式を執行。 京都絵入新聞 12・9	
9・27 徴兵支署開設。 布達乙181号	12・12 上京区第11組に染殿町を新設。 布達甲112号	
10・2 女子大演説会を四条北の劇場で開く。弁士岸田俊子とその門下太刀ふじ（満8歳）ら、俊子の演題「函入娘」、演壇まで聴衆で埋まる。10・25演説筆記『函入娘』『婚姻の不完全』刊行。 京都絵入新聞 10・4、10・25	12・一 宮内省京都支庁落成。府警本署より巡查23名を選抜して同支庁詰とし、皇族その他の護衛にあてる。 立憲政党新聞 12・14、12・23	
10・6 『京都絵入新聞』社主兼印刷人 習田益太郎および編輯人赤井淳の兩人、同紙132号の記事が誹毀の罪に相当するとして、習田は拘留7日罰金10円、赤井は再犯のため重禁錮11日罰金10円の判決を受ける。 京都絵入新聞 10・7		
10・6 南桑田郡東加舎村外4カ村に聯合戸長役場をおく。 布達甲89号		

京	都	府	参	考
この年				
▷ 京都、福知山・亀岡に駐在官をおく。京都府は第4軍管大阪鎮台管轄のもと、山城各郡区と天田を除く丹波4郡は第8師管、天田および丹後5郡は第10師管に属す。 京都府誌 上				
▷ 外人客の入京がふえたため、上下京警察署に通弁人（通訳）をおく。 立憲政党新聞 7・25				
▷ 織田純一郎『政治難易論』、小室信介『東洋民権百家伝』刊行。 明治文化全集(政治篇)、立憲政党新聞 9・12				
参 考				
(1) 草間時福「人文の自由と政治の自由の關係」、沢辺正修「平等論」、小室信介「節義論」など。				
(2) 「京都府各郡区の戸長は先頃悉皆十七等に準ぜらるる旨申渡されたるを以て、戸長どのの中には早や立派なる官員気取となり、役印ならびに提灯等を判任官同様相用度旨府庁へ伺出でし者も往々ありたれども、右は許可せられざりしよし。又同府下戸長の中活計の欠乏を憂ひて営業の儀は判任官同様許可相成哉を伺出でし者ありしに、府庁にては准官吏の事なれば従前の通り営業致し苦しからざる旨を以て指令されたりといふ」 立憲政党新聞 2・24				
(3) 京都市が上下京区に分離されているため、共通の問題でも両区長が意見を異にすること多く、上下京区を合一にする区画改正が必要というもの。				
(4) 3月14日郡部会での討議より。番外二番（守能警部）「……昨年太政官ノ達ニ巡查ニモ帯剣セシムルヲ得ベシトアリ。諸府県ニ問合ハセシニ大坂滋賀兵庫等ニテハ已ニ之ヲ実行セリ。……区部ハ来月ヨリ実行スル手筈ナリシニ、独リ郡部ニ於テ実行セザルヨリシテ福知山地方ニテハ其レガ為メ間々辭職スルモノアリ。今日ニ至テ該警察署詰巡查七十人ノ内既ニ二十人ハ全ク退辭セリ。斯ル次第ナルヲ以テ此儘捨置トキハ好キ人ハ皆失フナラン。又實際帯剣スルトキハ大ニ気分ヲモ強ヨメ威厳モ從テアルナリ。……」				
十九番（佐々木壁城・天田）「……現今ニテスラ猶且威権甚シクシテ人民ヲ待スル実ニ不信切ナリ。仮リニ岐路ニ際シ何レノ道ヲ踏ムベキヤヲ知ラザル故之ヲ巡查ニ問ヘバ、巡查ハ傲然自権ヲ振ヒ更ラニ之レヲ懇示セザル位ノ有様ナリ。況ンヤ今之ニ帯剣セシムル時ハ徒ニ権威ヲ増スノミニテ人民保護ノ為メニハ益アラザルナリ」				
四十五番（菱木信興・久世）「……各府県中間々				
帯剣セシムル事モ聞及ヘトモ、凡ソ物ハ一利一害ハ数ノ免レサル処ナリ。今利害ヲ比較セハ利少クシテ其害最モ多シ。本員ハ之ヲ与ヘハ却テ良民ヲ害スルニ至ルベシト信ス。又タ辭職云々ノ説アレトモ之レ只給料ノ少ナキカ為メ之ヲ口実トシテ然ルモノナリ。凡ソ人民ヲ保護スル為ニシテ帯剣位ノ事ニテ退職スルハ理ニ於テアル事ナシ」				
結局、3月27日、出席38名中25名の多数により帯剣させることとなった。 郡部會議録事				
(5) 「上京区会にては、議員の上若し無届欠席をなすものある時は、一名に一度分一円を齎し、之を同僚議員の親睦会の費途に充つるの盟約をなし、右盟約を破る者は通知の日より五日間の内に該金額を会場へ差出し、又右を犯す者は三日間新聞紙上に其事情を広告する事に定めたり」 立憲政党新聞 3・21				
(6) 同塾の設立年月は不明であるが、この規定によればその目的は「着実主義ヲ以テ子弟ヲ教育シ社会ノ徳義ヲ啓発」することにあり（第1項）、社員の公選により塾長・幹事各1名、常議員9名出納掛2名会計監督1名の役員を置くこと（第8項）、毎年春秋に全社員の大会議を開き、毎月1回資本講20株以上を所有する社員により小会議を開く（第17・18項）など、23項の規定を設けている。同塾の組織運営などは、天橋義塾に範をとったとみられるふしが多い。				
(7) 「京都府知事北垣国道氏は曩に高知県に在任中は日々の課程を定めて堅く守り居られしところ、京都府赴任後は絶えて其事も無かりし由なるが、今回更に左の課程を設け白紙に大書して居間に掲げられしと。尤も高知在留中は、書生の陸続面接を求め議論に来る者多かりしを以て別に議論時間と云ふ一課をも設けりしが、京都にては一向左様の者もなければ其の時間は爾後改めて修学時間となし、座禪三昧に之れを用いらるるとか。 午前四時ヨリ六時迄修学時間○同八時迄面接時間○午後二時迄事務時間○同五時迄養生時間○同八時迄運用時間○翌四時迄睡眠時間○右ハ一生百年夢中ノ小割一日一夜二十四時ノ課程ナリ 明治十六年六月一日 静屋居士」 立憲政党新聞 6・7				
(8) 伏見警察署所轄 木津・笠置・井手各分署 宮津警察署所轄 峰山・久美浜・網野各分署 なお、宮津町宇島崎に宮津監獄支所をおく。				
(9) 加藤政之助「国家の泰平を求るの道如何」、久松義典「清仙両国の葛藤の顛末を聞て所感を述べ」、布施萬「東洋の政事教育如何」阿部宇之八「政府の鞏固を論ず」（予定）。				

京	都	府
<p>1・6 峰山15カ町の各総代、戸長役場に集会し、各町内規則を議決。 京都滋賀新報 1・9</p> <p>1・7 北垣知事、「雙麻質斯症」(リユーマチ)の療養のため、約2週間、城崎温泉へ湯治に赴く。 立憲政党新聞 1・5</p> <p>1・8 機谷俊嶺(兵庫県人)、伏見の寄席で演説中、中止解散を命ぜられ、1・22府下で1年間政談演説を禁止される。 京都滋賀新報 1・23</p> <p>1・14~16 府会臨時郡部会を開く。備荒備蓄施行規則付則など議決。 府決議類集</p> <p>1・23 松原西洞院天使の寄席で開かれた政談演説会、加竹鷺の演説中、中止解散を命じられる。さらに1・31加竹、1カ年間府下での政談演説を禁止されたという。 京都絵入新聞 1・25、2・3、京都滋賀新報 2・2</p> <p>1・一 『京都滋賀新報』、論説に「徴兵令」、「徴兵令の免否」、「民情の如何」、「徴兵余論」を連載し、徴兵問題を論ず。 京都滋賀新報 1・5、8、9、22、24、26</p> <p>1・一 徴兵令の改正に伴い、忌避の動きが各地でみられるため、府下へ係官を派遣して各村戸長を説諭、郡区長へ通達も出す。⁽¹⁾ 京都滋賀新報 1・23</p> <p>1・一 従来探偵掛のいなかった葛野郡御室・川嶋・宇治郡山科・愛宕郡山端の4分署にも、2名ずつ新たに配置。 立憲政党新聞 明16・12・14</p> <p>2・3 松村山(府士族)、政談演説会を四条北側の演劇場で開いたが、治安に妨害ありとして中止解散を命ぜられる。2・9知事より管内で1年間、政談と論談論議を禁止される。 立憲政党新聞 2・13</p> <p>2・10 松原天使席での演説会、杉本勝次郎の演説が官吏侮辱に涉るとして中止解散の上弁士は警官に引致される。 京都滋賀新報 2・14</p> <p>2・12 改進黨員ら、新京極道場の劇場で政談演説会を開く。初席加藤政之助が「兵役の年限は長からざるを利とす」の演題で演説中、中止解散を命ぜられる。 京都絵入新聞 2・14</p> <p>2・19 上下京聯合区会議員総代および勸業諮問会員総代、琵琶湖疎水工事に関する上伸書を提出、さらに3月、山県参議へ懇願書を提出。 中山寛六郎文書</p> <p>2・21 府会通常市部会を開く(〜4・15)。会期20日間。 府決議類集</p> <p>2・21 願伺届差出方を一部訂正。布達甲11号</p> <p>2・22 加佐郡松尾村と福井県大飯郡今寺村境界につき、両府県より内務卿へ伺。 府庁文書 明20-3</p> <p>2・一 府庁の新築費については、不景気の折から、府会議員の間でも民力に耐えずとして、当分国庫より無利息20万円を借りてはと相談中。 立憲政党新聞 2・1</p>	<p>2・一 府下の本年徴兵総員7,075名。うち免役5,844名徴集1,231名(うち翌年廻しと除役を除き、現徴集1,144名)。前年比304名増。 立憲政党新聞 2・26</p> <p>3・10 通常府会、建仁寺で開会(〜4・15)。開会日数17日間。 府会議録事</p> <p>3・17 府会、郡部にも便宜の地に中学校を新設し教育の普及をはかるよう、知事に建議。 同上</p> <p>4・10~14 府会区部議員の出席が半数に満たぬため、各日とも休会届を提出。4・14議長田中源太郎、責任をとって辞表を出す。 同上</p> <p>4・14 府会郡部会、郡部議員と同数の予備員を増選し、不時の補欠に応じられるよう、知事に建議を提出。 郡部会決議録</p> <p>4・15 府会郡部会、府会議員数の現制(区郡各46人)を改め、区郡を問わず人口1万につき1人を選出することに改正するよう、知事に建議。また内務卿へは、区郡を問わず議員の出席半数以上に及べば府会を開きうるものとする、および知事が詮議の次第ありとして号外議案(議長及議員旅費日当定期改正の議案)を取消したことにつき、府県会規則第33条2項により処置されるよう、各建議を提出。5・17両建議とも却下となる。⁽²⁾ 郡部会決議録</p> <p>5・12 天田郡畑中村(現福知山市上豊富地区)外数カ村で、小作人ら、質物抵当3分の1による取戻し、書入負債無利息6カ年賦を要求し、3,000人屯集、指導者は石場村の元戸長石坪万右衛門、福知山町下紺屋町の塩見佐太郎。福知山の海眼寺で数百名集会。⁽³⁾ 8月上旬および11月中旬、同地で再発。 府庁文書 明16-26、自由新聞</p> <p>5・26 船井郡園部村外2カ村が聯合村会を開き、木崎村に戸長役場を開くことを議決し府へ届け出たのに対し、府は村会で議決すべきものではなく不都合につき取消すよう、3カ村に達す。 立憲政党新聞 5・29</p> <p>6・14 山城・丹波・丹後各郡の戸長役場所轄区域全面改正。7・1施行。⁽⁴⁾ 布達甲45~47号</p> <p>6・14 戸長撰挙規則を改正(被選挙者を従来満20歳以上から25歳以上とし、選・被選挙者ともその町村内で地租を納める者とする。また国事犯として禁獄の刑に処せられ5年を経ない者などを除外)。 布達甲48号</p> <p>6・18 知事、通常府会で議決した教育費のうち、医学校費については認可せず、内務・文部両卿の指揮をえて原案を執行。 立憲政党新聞 6・21</p> <p>6・26 下京区選出府会議員の半数改選を行う。 立憲政党新聞 6・28</p> <p>6・27 聯合町村会水利土功会開設方法を達す。 布達乙144号</p>	

参	考	日	本
(1) 「徴兵令の説諭 徴兵令の改正になりしより、之れを規避せんため種々の策を設け通れんとするが、中にも多くは戸主となしなば猶余せらるべしと心得、十年前後の者へ戸主の名を附、或ひは俄に他へ養子に遣り、または十四五歳の男子に娘を迎ふるなど、其他様々の作為をなすものあれば、京都府兵事課の会田属は山城八郡と丹波南桑田郡へ、内野七等属は丹後五郡へ、平田八等属は丹波四郡へ出張、各村戸長以下の輩が心得違より犯罪人の生ぜざるよう説諭すべき旨の命を受け、今二十三日より夫々へ巡廻するよし、又右と同趣意を兵事課より各区郡長へ通達せられたりと聞けり」 京都滋賀新報 1・23	(2) 府県会規則第33条2項とは「議員招集ニ応セサル者半数ヲ過キ議会ヲ開クヲ得サルコトアルトキハ府知事県令ハ其由ヲ内務卿ニ具伏シ指揮ヲ請フヘシ」というもの。	(3) 要求 ①賃入田畑が流込みとなり債主へ売渡すときは、その地の小作人は売渡人に限ること、②質物・抵当物のこれまで差入れあるものは元金の3分の1をもって返却すること、③田畑書入ある負債は無利息6年賦返還のこと、の3項目。 ちなみに賃入・書入のちがいは、前者が貸借関係の生じた時に土地の占有権者に移るのに対し。後者は債務の弁済不能の場合に移る。 自由民権期の研究 3(山下論文)	1・4 官吏非職条例を定める(休職に関する規定で、3年を期限とし、俸給3分1を支給)。
石坪・塩見両人の各村戸長あてよびかけ 各位益御勇壯御勤務ノ由不斜候、茲ニ本郡内人民十ガ八九負債者トナリ窮迫スルニ際シ、近来ノ金不融通就中昨年度ノ早魁等ニテ貧困ニ迫リ、債主ノ督促免ガルルノ道相断テ、昼夜家業ヲ抛テ金策ノ手段而巴ニ相掛リ居ルノ景况観ルニ不忍、又債主ニアリテモ負債主ノ所刑及逃走又ハ身代限等ニテ多分ノ損害ヲ生セル方モ不少、依テ今回郡内一統ニテ第一業勉務節儉法ヲ主トシ、負債返却法ヲ立、債主負債主共ニ安全ナラシメンノ則テ相立度旨ヲ以テ、警察署へ御届済ノ上、来ル十二日郡内有志者集会仕候、依テハ大事業ナルニ付、戸長各位ニ於テモ御出席仰度ト雖モ、役員ニ対シ出席ヲ希望スル不能、然レ共願クハ右日限御出席相願度、尤会場ノ義ハ福知山市街寺院ノ内ニ依頼シ定日迄ニ取極メ置候、此段及御報告候也 明治十七年五月八日 石坪万右衛門 塩見佐太郎	天田郡第六区域各村 戸長御中	1・4 官吏恩給令を定め、太政官に恩給局をおく(15年以上在職者に恩給を支給)。	1・4 官吏恩給令を定め、太政官に恩給局をおく(15年以上在職者に恩給を支給)。
なお、同じ日付で、兩人から「各町村有志者」にあてた檄文が書かれているが、この方はもっと		1・21 内務省、巡查帯剣心得方を達す(巡查が抜剣しうる範囲および抜剣した場合の注意など)。	1・21 内務省、巡查帯剣心得方を達す(巡查が抜剣しうる範囲および抜剣した場合の注意など)。
		2・8 軍事部条例を仮に定める。	2・8 軍事部条例を仮に定める。
		2・26 『日本立憲政党新聞』発行停止。4・15解停。	2・26 『日本立憲政党新聞』発行停止。4・15解停。
		3・13 自由党大会、東京で開催。	3・13 自由党大会、東京で開催。
		3・14 租税未納者処分規則改正(酒類造石税を上納しない時は、酒造用の諸器物・建物を公売して徴収する)。	3・14 租税未納者処分規則改正(酒類造石税を上納しない時は、酒造用の諸器物・建物を公売して徴収する)。
		3・15 地租改正条例および地租改正に関する条規を廃止し、地租条例を定める。	3・15 地租改正条例および地租改正に関する条規を廃止し、地租条例を定める。
		3・17 宮中に制度取調局を設置し伊藤博文を長官に任命、憲法および皇室典範の起草に着手。	3・17 宮中に制度取調局を設置し伊藤博文を長官に任命、憲法および皇室典範の起草に着手。
		3・21 海軍治罪法を定める。	3・21 海軍治罪法を定める。
		3・26 監視に付せられた者が他地方を旅行する際の取扱方を達す(監視票を携帯せしめ、滞在数日にわたる場合は滞留地の警察署で「謹慎ヲ表シ」官吏の認印を受けさせる)。	3・26 監視に付せられた者が他地方を旅行する際の取扱方を達す(監視票を携帯せしめ、滞在数日にわたる場合は滞留地の警察署で「謹慎ヲ表シ」官吏の認印を受けさせる)。
		4・10 英公使、条約改正に関し新覚書を外務卿井上馨に手渡す(関税率改正条約締結12年後に内地開放を条件として関税自主権を認める)。	4・10 英公使、条約改正に関し新覚書を外務卿井上馨に手渡す(関税率改正条約締結12年後に内地開放を条件として関税自主権を認める)。
		5・7 区町村会法改正(区町村会規則は府知事県令が定め、区会の議長を区長、町村会の議長を戸長とし、議案は区戸長より発議する。全体として区町村会の権限を限定し、府知事県令および区戸長の権限を強化。また選挙・被選挙権は地租上納者とする)。	5・7 区町村会法改正(区町村会規則は府知事県令が定め、区会の議長を区長、町村会の議長を戸長とし、議案は区戸長より発議する。全体として区町村会の権限を限定し、府知事県令および区戸長の権限を強化。また選挙・被選挙権は地租上納者とする)。
		5・7 戸長は府知事県令が選任することを定める(公選制の廃止。但し町村人民が3人ないし5人を選挙し、その中から府知事県令が選任することを認める)。	5・7 戸長は府知事県令が選任することを定める(公選制の廃止。但し町村人民が3人ないし5人を選挙し、その中から府知事県令が選任することを認める)。
		5・7 区町村会で評決した区町村会費及び水利土功会で評決した土木費の怠納者は、租税未納者処分規則により公売処分すべきことを達す。	5・7 区町村会で評決した区町村会費及び水利土功会で評決した土木費の怠納者は、租税未納者処分規則により公売処分すべきことを達す。
		5・13 群馬県の自由党員ら蜂起(群馬事件)。	5・13 群馬県の自由党員ら蜂起(群馬事件)。
		5・20 大蔵省に主税局をおき、府県に収税長をおく。	5・20 大蔵省に主税局をおき、府県に収税長をおく。
		5・26 戸長以下に属する諸給与は、すべて地方税より支弁するものとする。	5・26 戸長以下に属する諸給与は、すべて地方税より支弁するものとする。
		5・一 内務省、平均5町村(約500戸)をもって1戸長役場管轄区域とすることを訓示。	5・一 内務省、平均5町村(約500戸)をもって1戸長役場管轄区域とすることを訓示。
		6・一 大阪で関西懇親会開く。立憲政党的の解党以来、空白となっていた近畿地方民権家の連合組織の復活。	6・一 大阪で関西懇親会開く。立憲政党的の解党以来、空白となっていた近畿地方民権家の連合組織の復活。

京	都	府
<p>6・28 区町村会法の改正に伴い、区町村会規則を改正。7・22 同規則21条をさらに改正し、聯合区会議員の定員を従来の10名から20名とすること、区町村会議員定数のほか10名以下の補欠員を増選してもよい旨達す。 布達甲57、71・72号</p> <p>6・28 琵琶湖疎水工事、政府より許可となる。7・9 疎水掛をおく。 立憲政党新聞 7・3、7・11</p> <p>6・30 区町村費目及徴収科目並取扱手続を達す。 布達乙145号</p> <p>6・30 町村会を開設し得ない状況にある町村は、その理由など取調べ伺出よう達す。 布達乙148号</p> <p>6・一 府会議員半数改選を行う。</p> <p>7・18 上下京聯合区会、疎水工事費予算を可決。(当初の予定額60万円に65万円を増額したものの)。 立憲政党新聞 7・20</p> <p>7・21 下京警察署、五条中嶋の新築署へ移転式を行う。 立憲政党新聞 7・16</p> <p>7・22 戸長数人の所轄にわたる聯合町村会を開設する際は、郡長が管理することを達す。 布達乙157号</p> <p>7・28 自由政談演説会を四条南の劇場で開く。弁士は福井孝治(岡山県より招聘)ら。福井の演題「琵琶湖疎水を論ず」ほか。29日も開会。 京都絵入新聞 7・29</p> <p>7・30 府兵事課では、府下に徴兵忌避者が多いため、内野七等属ら3名を山城7郡(乙訓を除く)の戸長役場の監督のため派遣。 立憲政党新聞 8・1</p> <p>7・一 明17年度郡区吏員定額金配当方を決定。書記は上京区19名、下京区24名、郡役所各7~13人程度で、平均月給12円。 同上</p> <p>7・一 愛宕郡鞍馬村で、負債質入身代限書入のため不穏。 青木年表 自由新聞</p> <p>8・初 福知山の塩見某らが首唱者となり、「郡会」と称し、人民の困難を救うため政府に建議しよう同志を募り、各自握り飯に梅干を携え竜雲寺に集まる。その数400余人。郡長が近傍の戸長に説諭して解散させる。要求内容は、負債の無利息10年賦返却という。 立憲政党新聞 8・7、自由新聞</p> <p>8・11 聯合町村会で議定すべき事項を布達(土木・衛生・救助・災害予防及警備・勸業の各項目)。 布達甲77号</p> <p>8・16 巡査召募規則を定める。 立憲政党新聞 8・21</p> <p>8・21 川上音二郎、堀川四糸亀ノ家席で大演説会を開く。 立憲政党新聞 8・22</p> <p>8・21 『京都絵入新聞』19~20日付の「内地雑居」が治安を妨害するものと認められ、発行停止となる。⁽⁵⁾ 立憲政党新聞 8・22</p>	<p>8・22 愛宕郡西紫竹大門村を鷹峰村と改称。 布達甲80号</p> <p>8・27 相楽郡例幣村外8カ村総代松本忠四郎ら、知事を相手どり処分意義説明並びに処分取消しの訴訟を起していたが、和解となる(内容未詳)。 公文類聚8編</p> <p>8・30 戸長が施行すべき費用の滞納者といえども公売処分については郡区長の管掌に属する旨達す。 布達乙195号</p> <p>8・一 葛野・南桑田両郡役所落成。 立憲政党新聞 8・22</p> <p>8・一 上京区第22組の用掛某、戸長不在中に徴兵忌避のため戸籍面を変更したかどで六角監獄支署に拘留となる。⁽⁶⁾ 立憲政党新聞 8・7</p> <p>9・5 臨時府会、中学校講堂で開会(~8)。</p> <p>10・1 有志、演説会を開く。聴衆1,600人。このころ「京都自由党」の設立をめざし、植木・奥宮らを招き盛んに演説会や懇親会を開く。 自由民権期の研究 3(下山論文)</p> <p>10・8 数町村を管轄する戸長役場の名称は、今後役場のある町村名を冒頭にかかけ、何町村外幾町村戸長役場と称するよう達す。 布達乙216号</p> <p>10・13 戸長役場開設位置を告示。なお、戸長役場位置の他町村への移動は本庁の許可を必要とする旨達す。 布達示346~8号</p> <p>10・下 天田郡直見村(現夜久野町)近郷の負債者多数群集し、金主に迫る。 大森鍾一文書、新潟新聞</p> <p>10・31 相楽郡平尾村(現山城町)村民らで、学資金徴収に反対し、村民30余名屯集。新潟新聞</p> <p>11・一 天田郡石場村石坪方右衛門・福知山塩見某のよびかけで、近村の人民ら、困窮につき負債10カ年賦延納願のため福知山の海眼寺に600人屯集。警察官ら説得に努めたがその夜は解散せず、翌日石坪・塩見の両人を引致し、ようやく一旦治まる。石坪ら、一通の願書を府庁へ提出。さらに帰郡後、奔走中のところ、14日郡吏に告発され、所在警察署に捕縛される。 立憲政党新聞 11・29</p> <p>11・23 愛宕郡柳原庄付近で、協議費などの減額を要求し100余人屯集。 立憲政党新聞 12・5</p> <p>12・上 相楽郡で租税延納諸願を協議し、約60人が屯集。 東海新聞 12・11</p> <p>12・18 区町村会開閉などの取調べに係る根帳を製しおき、明18・1より月ごとに調表し届出よう達す。 布達乙280号</p> <p>12・一 相楽郡北河原村(現山城町)で5カ年間学校閉鎖を要求して紛争おこる。 立憲政党新聞 12・11</p> <p>12・一 地方政社天橋義塾解散にあたり、功勞者に『東洋民権百家伝』を贈る。 田井家文書</p>	

京	都	府	日	本
<p>この年</p> <p>▷ 徴兵令に反対する騒擾、府下で起る。(3月ごろか、西日本でただ1件という)。 自由民権期の研究 3(下山論文)</p> <p>▷ 綴喜郡南村の人民、同地の官山(明治初年には栗林8町8反歩)を民有に復されたい旨、府へ出願したが採用されず。 日出 明21・2・9</p> <p>▷ 聯合町村会の開設 8・19中郡聯合町村会、8・30天田郡第5学区聯合町村会。9・19天田郡第3学区聯合会、上京区第32・33組聯合町会、10・3中郡峰山吉原町外15カ村聯合村会、10・6天田郡第6学区修齊小学校組合村会、10・14熊野郡各町村聯合会、10・16天田郡第6学区笹屋小学校組合聯合村会、11・10綴喜郡田辺村外1村聯合村会など(議題は、教育・土木関係が多かった)。 布達要約</p>			<p>7・一 華族令を定める。</p> <p>8・4 井上外務卿、条約改正に関する覚書を各国公使に送る。</p> <p>9・3 府県統計書様式を定める。</p> <p>9・23 茨木・福島の自由党員ら16名、加波山に蜂起(加波山事件)。</p> <p>10・29 自由党、大阪で大会を開き、同党の解党および国会開設期限短縮の建白書提出を決議。</p> <p>10・31 埼玉県秩父地方の農民数千名、自由党左派の指導により、減税・徴兵反対等を要求し、郡役所・高利貸などを襲撃、軍隊の出動により鎮圧(秩父事件)。</p> <p>10・一 名古屋地方の自由党員、政府転覆を計画して発覚(名古屋事件)。</p> <p>12・4 京城で甲申事変おこる。</p> <p>12・6 愛知・長野の自由党員、拳兵計画発覚して逮捕される(飯田事件)。</p> <p>12・8 府県会規則および地方税規則を改正(会計年度を4月より翌年3月までとし、明19年度より施行)。</p> <p>12・27 火薬取締規則・爆発物取締罰則を定める。</p>	
<p>参 考</p> <p>簡潔な文章で、よびかけの趣旨と集合の日時を示し、当日の弁当と米1升を持参するよう書かれている。 府庁文書 明16-26</p> <p>(4) 内務省の訓示にもとづき、郡部戸長役場はおよそ500戸以上5カ村以内の目安をもって設置。その役場数は次の通り。</p> <p>愛宕18、葛野11、乙訓8、紀伊14、宇治8、久世7、綴喜12、相楽17、南桑田16、北桑田18、船井21、何鹿14、天田21、加佐21、与謝18、中9、竹野13、熊野7 府誌</p> <p>(5) 「海関税権を我に取って内地雑居を許すべしとの論に付き其不可なる所由を論ずれば、成程目下困難の極に達したる我財政の救援には大なる功あるべしと雖ども、内地雑居を許せし上は目下居留地に住む外人の数に比すれば幾多の数を増すや殆ど計るべからず、多人数来り住めば其間暴人もありなん、頑愚下等の野人もありなん、されば日々種々様々なる刑罰事件は倍々多きを加へ、従って我人民が彼に凌辱を受くる者害を蒙る者瀕々多きを致すは疑ふべくもあらず、然るに彼の治外法権の爲めに彼に凌辱を受けしものは遂に受け損となつて雪ぐこと能はずんば日本人は日本の政府を載きながら其保護を受くる能はず、結局処赤聲どの蹂躪する処となるが如きあらば夫こそ由々敷一大事にて、一国独立の名ありて一国独立の実なく他邦に対して恥しきは申すまでもなく、我財産我性命は外人の侵掠に逢ふて更に安ずること能はざるべし、斯様なる危き目を見んよりは寧ろ困難な</p>			<p>ながら関税も得ず、雑居も許さず、今の辛苦に据置くが却て宜しと謂ふならん……(以下略)。</p> <p>京都絵入新聞 8・20</p> <p>(6) 徴兵忌避のための戸籍面変更は、明治10年代のはじめからしばしば認められた。この年にも、旧戸長が戸籍簿書かえの際、生年を誤写したとして「待罪書」や「誕生日相違ニ付断書」が数多く提出されている。それらの中で、出生の年を1年おそく記したケースがもっとも多く、中には3~6年もずらした「誤写」が幾件かみられる。 府庁文書 明17-17</p>	

京 都 府	
1・8 疏水問題のため、上下京聯合区会の開設を達す。 布達甲1号	か再営業願を出した場合、その税金を徴収するよう達す(4月4郡で32名、10月1区5郡で23名があげられ、また他府県からも同趣旨の連絡あいつぐ)。布達乙41・47・57・173号、府庁文書 明18-5
1・29 京都・滋賀両府県に疏水工事特許指令市管電気沿革誌	4・10 『中外電報』の身代り新聞として『日出新聞』創刊。(明25・9まで両紙併刊)。 京都新聞九十年史
2・9 町村衛生委員を設置。8・15廃止。 布達甲13・136号	4・11 臨時府会を開く(～15)。府会、17年度府監獄費追加議案を否決し、予備費をもって充てるよう「否決理由上由書」を知事に提出、また国庫会計年度の改正に伴い区町村費会計年度も同一にする建議、京都より官津に達する車道開鑿費の国庫補助を要請する建議を知事へ提出。 府会決議録
2・10 府の庶務課内戸籍・駅通の両掛を廃して庶務掛とし、受付掛および調査掛内の編輯部を廃して調査掛往復部とする。立憲政党内閣 2・15	4・14 府会臨時区郡会および郡部会を開く。両部会とも17年度地方税収入追加予算議案を否決。 府決議類案
2・10 府の官吏総計600名中、判任74、等外27、雇33、給仕14、合計148名を減員(非職をふくむ)。(1) 日出 明19・1・12、府庁文書 明18-11	4・18 町村会を開設しえない町村の費用は、戸長がその収支の予算および賦課徴収方法を定め、府庁へ伺出のうえ施行するよう達す。布達甲54号
2・18 与謝郡有田・田中両村を合併し、滝馬村とする。 布達甲15号	5・2 戸長欠損の場合は、用掛中首座の者が戸長心得として事務を取扱うよう達す。(3) 布達乙66号
2・一 上下京警察署の治罪掛を廃し、両区の中央に警務課をおくことに内定。 立憲政党内閣 2・20	5・9 川上音二郎(自由童子)、五条橋東の寄席で学術講演会を開き、半ばで中止解散を命ぜられる。5・15同所で再び学術演説会を開いたが、演説中に中止解散を命ぜられる。 日出 5・11、5・17
2・一 宇治郡役所の庁舎落成。 同上	5・26 京都醬油商組合の組長岡村五兵衛および安本勝二、醬油税則(5・8 制定)が業者を困難に陥らせるとして、農商務省に歎願のため東上。 日出 5・26
2・一 京都の僧一柳某、某分署に拘留され訊問中、苛酷の拷問を受けたとして、その警吏を相手どり検事局へ告訴。 立憲政党内閣 2・15	5・27 通常上下京聯合区会を府庁式場で開く。疏水工事にかかる諸機械購入費等を議決のため。5・30 聯合区会、常務委員にも諮問せず、2万余円の爆発薬を購入したことで府へ申立てるため、起草委員7名を選出。 日出 5・27～28、6・2
3・6 疏水事件に限り上下京聯合区会に常務員6名をおくこととし、その職務・権限・手当等を定める。 布達甲29号	5・一 北桑田郡役所、周山村字周山(元篠山藩出張所跡)に移転。 北桑田郡誌
3・6 疏水事務所職制章程を制定。 琵琶湖疏水誌	6・2 琵琶湖疏水事業起工式を挙る。 琵琶湖疏水誌
3・7 通常府会、建仁寺で開く。開会日数15日間(～4・11)。3・18 郡区同数の議員選出法是正の建議案が提出されたが、区部議員の反対で廃案となる。3・19 区町村会規則の改正を要請する建議を知事に提出(その区町村以外の者にも傍聴を認め、また片道3里以内の議員にも旅費と日当を支給されたいというもの)。 府会議録事、府会決議録	6・2 『中外電報』1188号、治安妨害と認められ発行停止となる。6・23解停。 日出 6・4、6・23
3・10 疏水工事につき、上下京聯合区会を府庁内で開く。甲号議案は甲29号布達(3・6 参照)により既に施行済みのものであったため、議案返上の意見も出たが原案通り可決。 立憲政党内閣 3・12	6・3 田中宗三郎外2名、仏教学術演説会を三宅卯兵衛の持席(今出川寺町東入)で開いたが、「自由の解」と題する宗三郎の演説中、中止解散を命ぜられる。 日出 6・7
3・25 府会郡部会での経費節減のため郡役所の配置改正を要請する建議案(18郡衙を9郡衙とする)が提出され、大論議となる。4・9 知事へ同建議を提出。(2) 4月これに対し、乙訓・久世両郡より戸長連署による合併反対の歎願書が知事に提出される(郡分合問題の発端)。 郡部会議録事、日出 4・19、4・24	6・5 庁舎の建設竣工につき、府庁舎を二条城より上京区第20組藪之内町85番地の2(旧軍務官跡)に移す。 告示120号、公文類聚
3・27 南桑田郡の学区を改定し、8学区を9学区とする。 布達甲42号	
4・10 府、租税不納のまま失踪し、または未納のため処分うえ官損となった者が認知される	

参 考	日 本
(1) 「九十八名の黜陟……今度の京都府庁の改革は実に非常の大改革にて、地方の沙汰には奇しき大地震、ふりおとされし連中殆んど百名に垂たり、されど所謂大の虫をたすけて小の虫の諺に漏れず、今回免黜されし人々は五等属以下判任官の非職免職六十七名、警部警部補の同六名、等外にて同断二十五名、すべて九十八名即ち小の人々ぞいと多かりける、誠にお寒い時分お気の毒の至りにこそ」(立憲政党内閣 2・14) 「京都府庁改革余聞去十三日以来に同府官吏雇員等の免職又は非職を申付られたる者五十余名ありて、最初よりの免職非職の向を通算すれば彼れ是れ百五十名の多きに及びたりと……」(同 2・17)	1・6 輕罪にかかる控訴の規則を定める。 1・9 全権公使井上馨、甲申事変善後処理の条約調印。 1・21 内務省、府県会議事録および日誌の出版発売を今後許可しないよう、府県に達す。 府庁文書 明18-1 1・24 文部省、公私立学校生徒が多衆集合し躁暴危険、奇異の行為ある場合、生徒および学校長教員を処分し、私立学校は停止するよう達す。内務省からも警察取締方を極秘で府県に指令。 文達3号、府庁文書 明18-1 2・2 静岡県東部の86カ村農民1,500人、借金党をつくり伊豆銀行・金貸業者を襲う(山梨・宮城など諸県でも負債返却騒擾おこる)。 2・6 内務省、戸長職務取扱上過失ある時は、官吏懲戒令により処分するよう達す。 4・14 農商務省、官吏の心得につき諭告し、天皇に対して忠順であるよう説く。 府庁文書 明18-1 3・16 歳入出予算条規を定める(明19年度より施行)。 4・3 全権大使伊藤博文、天津で甲申事変善後交渉を開始。4・18 天津条約に調印(朝鮮からの同時撤兵、将来派遣の際の相互通告など規定)。 4・6 農商務省、小作慣行調査を府県に指示。 5・5 屯田兵条例を定める。 5・8 九州改進黨、解黨を決議。 5・8 菓子税則・醬油税則を定める(營業税・製造税・造石税を賦課)。7・1 施行。 5・18 鎮台条例を改正。また監軍部条例を定め、監軍本部条例を廃止。 5・23 内務省、新聞紙に他の新聞論説を転載する際、原新聞の持主または社主の許可を必要とする旨達す。 5・24 参事院、高知県会の具状に対し、県令の主張を全面的に認める裁定を下す(地方税雑収入および監獄巡閲の件)。 法令全書 5・一 参議伊藤博文、政府強化のための官制改革を主張。 6・3 旅団条例を定める。 6・4 参事院、大分県会の具状に対し、県令が地方税精算報告書の件でとった措置は県会の権限を犯さずと裁定。 法令全書 6・10 参事院、新潟県会の具状に対し、県令が地方税精算報告書の内容を変更したことはその職権上の処分であると判決。 同上 6・一 町村法取調委員会、内務卿山県有朋に「町村法草案」を提出(以後3回修正し、町村制となる)。
府はこの人員大整理に際し対象者に辞職願を提出させたが、それら願にあげられている理由としては、かねて病気がちなのでというもの、奉職以来「寸功」なく「慙愧」に堪えないのでというもの、それに下記のような形のものに大別できる。また免職にしたうえ格下げして採用したケースもみられた。 辞職御願 御用掛 野村市之助 今般御庁務之御都合ニ依リ辞表可差出旨御内諭之趣モ有之ニ付本職御差免シ被成下度此段奉願候也 右 野村市之助 府庁文書 明18-11	
(2) 郡役所合併及位置見込書 合併案 愛宕・葛野 紀伊・乙訓・宇治・久世 綴喜・相楽 南桑田・船井 北桑田 何鹿・天田 熊野・中・竹野 加 佐 与 謝 郡役所位置 東紫竹大門村 伏 見 井手村 園 部 周山村 福知山 峰 山 舞 鶴 宮 津 郡部会決議録	
(3) 戸長欠員ノ場合戸長心得ノ義御達案伺 「……戸長代理ニテハ町村会等ノ議長トナルノ資格無之、然ルニ戸長欠員ニ当リ後任撰擧ヨリ其拝命ニ至ルマデ或ハ再三辞退スル等ノ為メ多分ノ日時ヲ要スルモノ多ク有之、其際臨時非常ノ件アリ會議ヲ要スヘキ中、戸長ナキカタメ之ヲ開設スルヲ得サル如キ不便有之、且其他役場 上ヲ始メ事務整理上ニテモ不都合有之、就テハ戸長欠員ノ際ニ限リ……(以下略)」。 府庁文書 明18-5	

京	都	府
<p>6・9 熊野郡役所、新築庁舎へ移庁式を行う。 日出 6・2</p> <p>6・13 下京区第15組地内字円山および南畑の2カ所を合併して円山町を新設。 布達甲106号</p> <p>6・16 区町村会規則19条に但書を追加し、通常会開設の時期を事情によっては延期しうよう改正。 布達甲109号</p> <p>6・16 伊藤正春(熊本県土族)外数名、学術演説会を青柳らいの持席(東洞院七条下ル)で開いたが、治安に妨害ありとして中止解散を命ぜられる。 日出 6・18</p> <p>6・18 自由童子川上音二郎(上京区第17組油小路中立売上ル)、京都輕罪裁判所より官吏侮辱のかどで、重禁錮5カ月、罰金15円に処せられる。 日出 6・20</p> <p>6・30 豪雨により巨椋池の堤防決潰、久世・紀伊・綴喜・乙訓諸郡など、南山城一帯の水害となる。 日出 7・1</p> <p>6・一 下京区 第31組の人民192名が連署し、官選戸長の任命を府へ出願。前年9月より共有金貸付会社との間に葛藤を生じ、戸長役場と折合いが悪くなったためという。8・18さらに組内有力者38名の連署により、後任の戸長指名を区役所へ出願。 日出 6・14、8・20</p> <p>6・一 相楽郡和東郷が、同郡瓶原郷・綴喜郡井手郷外1郷を相手どり、大審院に上告した宛山引揚の大訴訟は原告の勝利となる。 日出 6・26</p> <p>7・2 賦金規則を改正し、19年度より施行することを達す(但し18年度に限り本年7月より19年3月までを1周年度とする)。 布達甲117号</p> <p>7・2 上京の投書家佐藤庄太、『田舎新報』に投書した文章が官吏侮辱罪に問われ、京都輕罪裁判所で公判中のところ無罪となる。 日出 7・1、7・4</p> <p>7・13 府、貯金奨励の告諭を出す(金額の多少を論ぜず、平素節儉の余財を最寄りの貯金預り所へ預け入れるようにというもの)。布達乙124号</p> <p>7・25 京都倶楽部の開館式を挙。会員50余名、織田純一郎・鮫島盛の兩人、幹事に当選。 日出 7・28</p> <p>8・7 水害対策のため、府会臨時郡部会を開く(〜13)。8・12臨時修繕費のうち12万円を国庫より30年賦で貸付られたいとの建議を内務卿へ提出。また知事へは建議のほか水害で生計を失った窮民を工事に使役するよう意見上陳書を提出。 郡部会決議録</p> <p>8・13 京阪の有志者城山静一ら、新京極道場で政談大演説会を開催。第1席の弁士小川定明が「権は猶ほ劍の如し」との演題で演説中、治安に妨害ありとして中止解散を命ぜられる。 日出 8・15</p>	<p>8・中 与謝郡加悦郷近傍の5カ村および栗田郷の人民ら、近くの寺院に集会し、学資減額のため、学校の合併、教員およびその給料の削減などを相談。このころ竹野郡でも不穩。8・18府警本署調査のため官員を派遣。 日出 8・19、8・21</p> <p>8・25 徴兵事務取扱心得を定める。 布達甲135号</p> <p>8・25 町村衛生委員を廃止。以後その事務は戸長取扱いとなる。 布達甲136号</p> <p>8・28 小室信介、盲腸炎のため東京で死亡、34歳。谷中天王寺墓地に葬る。9・6友人の服部嘉十郎(医師)・久保田米偲ら、信介の追善法会を相国寺で営む。 案外堂主人小室信介、日出 9・9</p> <p>8・29 上京区第11組のうち、毘沙門北半町・筋違橋町を桜井町に合併、三右衛門町・上毘沙門町2丁目・同南半町を合せ毘沙門町とし、上藪之下北半町・同南半町を藪之下町と改称。 布達甲140号</p> <p>8・一 京都治安裁判所および京都輕罪裁判所に今後「三文代人」の出入を禁止。 日出 8・11</p> <p>9・8 『中外電報』編輯人岡田武一郎、新聞紙条例第30条違反に問われ罰金3円を科せられる。 日出 9・9</p> <p>9・11 『日出新聞』編輯人難波茂平も同罪で罰金2円50銭を科せられる。 日出 9・12</p> <p>9・一 上下京警察署および各分署に半鐘を設置。 日出 9・9</p> <p>9・一 府の現任官吏は、奏任5、判任265、警部32同補39、典獄1、書記8、看守長6、非職11、等外吏98、御用掛91、計459名。他に郡区長奏任3、郡区書記197名。 日出 9・26</p> <p>9・一 船井郡内の戸長集会し、衛生・学務両委員の廃止、2〜3の戸長役場の合併につき、府へ上申することに決定。金融閉塞などにより戸長が繁忙をきわめているためという。 日出 10・1</p> <p>10・16 租税検査の便宜のため、管内を5区の租税検査区に区画し、各区に検査員派出所を常設する旨告示。⁽⁴⁾ 告示197号</p> <p>10・23 正当の故なく徴集に応ぜず、または徴集に洩れた者で32歳を超過した者は従来本省へ伺いのように処分してきたが、今後満40歳までは経伺を必要とせず、徴集するよう達す(陸軍卿の達にもとづく)。 布達乙167号</p> <p>10・27 府、社寺所蔵の宝物古文書は保存に留意し、今後修理のためといえども社寺外に持出す際はそのつど伺出よう達す。 布達甲161号</p> <p>10・一 宇治郡木幡辺の青年ら、政談演説社を組織するため規則などを編製中という。 日出 10・29</p>	

京	都	府	日	本																		
<p>11・13 臨時府会を開く(〜17)。18年度監獄費追加予算を削減のうえ議決。 府会決議録</p> <p>11・21 19年度通常府会を建仁寺で開く。開会日数21日間(〜12・19)。12・3議員撰出法の改正を求める建議(人口の増加した郡は定員を増すというもの)を知事に提出。 府会議録事</p> <p>11・一 綴喜郡郷ノ口村外2カ村聯合戸長役場の用掛筆生ら辞表を提出、臨時雇は就労を拒否。官選戸長の諸事務放埒横柄のため。11・29井手分署詰巡査より申報、12月府は取調べのため書記官を派遣。⁽⁵⁾ 府庁文書 明18-9</p> <p>11・一 峰山警察署再開。</p> <p>12・4 政治・法律・風俗に関する著訳図書の出版届には、すべて草稿をそえて差出すよう上下京区に達す。 告示225号</p> <p>12・7 19年度通常区部会、同郡部会を開く。12・12郡部会で戸長役場区域を拡張、5千戸内外に1役場をおくとの改正建議案、反対多数で廃棄となる。また賛否両論に分れた郡合併問題も、合併がかえって失費多くかつ人民の不便を生ずるとして合併建議案消滅となる。 郡部会議録事</p> <p>12・11 『中外電報』1336号、治安に妨害ありとして発行停止を命ぜられる。 日出 12・12</p> <p>12・一 南桑田郡柏原村外14カ村の人民、山林下戻しの件で知事を相手どって大阪控訴裁判所へ上訴。そのため知事代理として勸業課山林掛五等属有吉三七が大阪へ出張。明19・1・7同所で原告対審。 日出 12・4、中外電報 明19・1・8</p>	<p>7・29 租税未納者処分規則第2条を改正(営業税・製造税・造石税を上納しない場合、その営業を停止し、製造品を公売処分にする)。</p> <p>7・29 新聞紙条例第30条を追加改正(官報または他の新聞紙より抄録した事項は、題号と印刷年月日を掲載し、違反者には罰金を科す)。</p> <p>8・15 土地に賦課する区町村費は、19年度より地租7分の1以内と定める(但し非常の天災時変ある場合は別に賦課できる)。</p> <p>9・24 違警罪即決令を定める(警察署長に違警罪犯人の即決処分権を与える)。</p> <p>11・9 参事院、愛知県会の具状に対し、裁定の限りにあらずと判決(地方税貸下未納金打切補充追徴の件につき)。 法令全書</p> <p>11・23 朝鮮でのクーデターをめざす計画発覚し、大井憲太郎ら大阪で逮捕される(大阪事件)。</p> <p>12・22 太政官制を廃止し、内閣制度を創設。内閣職権を定め、内閣総理大臣の権限を規定。</p> <p>12・22 内閣総理大臣伊藤博文以下の各大臣を任命、第1次伊藤内閣成立。</p> <p>12・22 参事院・制度取調局を廃止。</p> <p>12・23 内閣に法制局をおく。</p> <p>12・28 布告・布達は官報掲載をもって公式とし、別に配布しないことに改める(官報による公布制度確立)。</p>																					
<p>この年</p> <p>▷ 聯合町村会の開設 愛宕・乙訓・久世・各1、葛野・綴喜各2、北桑田・船井各2、天田3、何鹿1、加佐2、与謝3、中・竹野各1、(以上のうち、1郡全町村を単位とするもの10、このほか綴喜・久世、何鹿・天田と2郡にわたるもの各1)。</p> <p>布達要約</p>																						
<p>参 考</p> <p>(4) 租税検査区一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査区</th> <th>所属郡区</th> <th>派出所位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1区</td> <td>上京・下京・葛野・愛宕</td> <td>府庁内</td> </tr> <tr> <td>第2区</td> <td>乙訓・紀伊・宇治・久世・綴喜・相楽</td> <td>伏見表町</td> </tr> <tr> <td>第3区</td> <td>南桑田・北桑田・船井</td> <td>園部上本町</td> </tr> <tr> <td>第4区</td> <td>天田・何鹿・加佐</td> <td>福知山下新町</td> </tr> <tr> <td>第5区</td> <td>与謝・中・竹野・熊野</td> <td>宮津宮本町</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、明19・7・1より第2区のうち乙訓郡を第1区の所属に変更(明19・告示129号)。</p>			検査区	所属郡区	派出所位置	第1区	上京・下京・葛野・愛宕	府庁内	第2区	乙訓・紀伊・宇治・久世・綴喜・相楽	伏見表町	第3区	南桑田・北桑田・船井	園部上本町	第4区	天田・何鹿・加佐	福知山下新町	第5区	与謝・中・竹野・熊野	宮津宮本町	<p>△(5) 庶務掛内藤七等属の意見</p> <p>「郷ノ口村聯合村戸長ノ義ハ客年官撰ヲ以綴喜郡書記ヨリ転任セシモノニ有之……共有金等支払不明アル等ヨリ村内折合悪シク仍テ郡長ノ見込ヲ以テ一時官撰ノ儀上申セシモノニ係リ、過般巡回ノ節役場ノ景況ヲ目撃セシニ村内人民ハ用掛筆生トナルヲ喜フモノナク……事務取扱上頗ル困難且徴税ノ事等モ頗ル手数ヲ要シ容易ニ取纏メ得サル等……此如キ景況ハ官撰戸長ノ処ニハ間々有之…其事務取扱方ヲ見ルニ及ヒ実ニ驚駭致候…(以下略)…」。(森本庶務課長宛) 府庁文書 明 18-9</p>	
検査区	所属郡区	派出所位置																				
第1区	上京・下京・葛野・愛宕	府庁内																				
第2区	乙訓・紀伊・宇治・久世・綴喜・相楽	伏見表町																				
第3区	南桑田・北桑田・船井	園部上本町																				
第4区	天田・何鹿・加佐	福知山下新町																				
第5区	与謝・中・竹野・熊野	宮津宮本町																				

京 都 府

1・1 下京警察署に接見所を設置。区内人民の願・届などは、係員が直ちに面会できる場所を設けるよう、府から達しがあったため。⁽¹⁾
日出 1・5

1・17 『中外電報』、府議改選期をひかえ、社説「議員撰挙人に注意を促す」を掲載。ついで『日出新聞』もその要旨を掲載。
中外電報、日出 1・19

1・20 上京区選出の府会議員半数改選。1・22 下京区の府会議員半数改選。各区役所で執行。
日出 1・21、1・23

1・31 川上音二郎、新京極嶋薬師下ルの菊ノ家で京都大演説会を開く(～2・4)。
日出 1・29

1・一 不景気のため、地方税の滞納者ふえる。とくに上京第6、下京第1・第8の各組では70～80戸ないし120～130戸の滞納者あり。
中外電報 1・10

1・一 租税不納者につき、他府県からの照会あいつぐ(～8月)。
布達要約

2・8 政治に関しない事項を講談論議するため公衆を集める際は、3日前に会主より所轄警察署に届け出るよう達す。⁽²⁾
布達甲20号

2・10 新聞紙類の売捌き営業をなそうとする者は、営業3日前に所轄警察署に届出ること、また異動ある場合も速かに届出ること、違反した際は違警罪により罰することを達す。
布達甲21号

2・11 『中外電報』、社説「地方制度の改良を論ず」を11回にわたって連載。⁽²⁾
中外電報

2・13 綾部近傍の人民200余人、負債・町費・地方税取立等に関する戸長役場の取扱いを不備として、綾部西町に集合。福知山警察署の警部3人が乗馬でかけつけ、「百万説論」の上、解散させる。
日出 2・17

2・22 臨時府会を府庁式場で開く。正副議長、常置委員等を選出(～23)。
府決議類集、日出

2・25 主殿寮出張所を宮内省支庁跡におき、庶務・会計・営繕・御陵墓の各掛に分つ。
日出 2・26

2・28 鈴木恭如主催の仏教演説会、青木栄堂の演説中、臨監の警官より治安に妨害ありとして中止解散を命ぜられる。
日出 3・3

2・一 従来、出版願届に関する事項は庶務課で取扱っていたが、出版条例に関する一切の事務は警察本署の主管に属することとなる。
日出 2・5

2・一 宮内省支庁を廃止。当分の間、同所を宮内省支庁残務取扱所とする。
日出 2・11

3・4 府の機構を改革し、調査掛を廃して上局中に整理課をおき、職務・調査・往復の3部を

隸属せしめる。事務長1名(大書記官)、理事員1名、属官定員なし。ついで、府職務章程および規程・処務心得を改正し、職制を庶務・兵事・勸業・土木・学務・衛生・会計の7課とする。
日出 3・5～7

3・9 下京区役所、区民の便宜をはかるため受付時間を廃し、また従来の諸掛を合併して庶務収税の2掛とする。
日出 3・11

3・上 上下京区役所では、区長が部内の各組戸長を召集し、従来戸長役場がとかく役所おって人民を軽視する傾向にあることを戒め、事務取扱い上人民に不便を与えないよう説諭。
日出 3・10

3・13 上下京警察署および分署では従来司法・行政両警察事務を取つてきたが、今後区部分署は行政警察事務のみを扱うこととなり、司法警察事務はすべて所轄警察署で取扱う旨、上下京警察署および6分署に達す。
日出 3・14

3・15 『斯馨雑誌』創刊。発行所は斯馨館(押小路鉄屋町西入、館主山崎恵純)。
日出 3・15

3・19 郡区役所規程第1章を改正し、従来の7掛を廃して庶務・収支の2掛をおく。4・1より実施。⁽³⁾
布達乙57号

3・25 『日出新聞』、「戸長役場合併改良は今日の急務」(岐阜、井上正豊投書)を掲載。
日出

3・27 上下京聯合区会、府庁内で開く。
日出 3・28

3・一 下京区第4組の戸長役場では事務を改正(最も弊害ある受付を廃して午前8時より正午までは戸長自ら筆生を従えて受付所に出張、組内人民より差出す書類を直ちに受理するよう改める。戸長役場改正の嚆矢という)。上京区第24組の戸長役場でも事務を改正。⁽⁴⁾
日出 3・26、3・31

3・一 戸長役場合併論、一時中絶の形となっていたが、滋賀県で合併後事務がはかどって好評との噂により、上京区で再燃。また戸長役場全廃論も出る。
日出 3・18、3・20

3・一 上下京の各組、19年度の聯合町会を開く。各組とも役場改正により、協議費の予算は前年より大幅に減額となる。
日出 4・2

3・一 沢辺正修の辞任により与謝郡の府会議員補欠選挙会を開き、小松九郎右衛門当選。
日出 3・14

3・一 故小室信介の親友品川政蔵・百井護一の兩人、東京谷中天王寺墓地と天の橋立の中央とに記念碑の建設を計画、工事に着手。
日出 3・23

4・10 歳入歳出納規則の制定に伴って各項にわたる心得を達す。
布達甲46号

4・10 日出新聞社持主兼印刷人の古谷平太、新聞紙条例違反のため、京都輕罪裁判所より2罪各罰金10円に処せられる。
日出 4・13

参 考

(1) 政治ニ関セサル事項ヲ講談論議スル為メ公衆ヲ集ムル者ハ、開会三日前ニ左ノ事項ヲ詳記シ會主ヨリ所轄警察署ヘ可届出此旨布達候事
但明治十四年五月甲第六拾八号、同年十一月甲第百九拾九号布達ハ廢止ス
一講談論議ノ事項
一講談論議スル人ノ住所氏名
一會同ノ場所年月日時 布達要約
当時、政談演説以外の名目で公衆を集めて集會を開き、政府批判を行うことがなほ少なくなかつたので、それらを取締るためのもの。

(2) 城多虎雄の名を一世に高からしめた名社説で、同年8月商報会社から出版された際、伊藤博文が200冊買上げたという。
京都新聞九十年史

(3) 従来は、庶務・勸業・収税・兵事・学務・衛生・主計の7掛をおき、掛ごとに専任の書記をおいていた。
日出 3・17

(4) 「上京の役場も改正せり……その概略は、用掛以下の者を一まづ解雇し、更に適當の人のみを選びて再任させ、又用掛以下校番小使等の給料をも幾分か減じ、且受付は断然廢し、人民より出す書面はすべてその主任者が直ちに受付、もし不都合あれば主任者にて認め直し調印させて受理し、従来の如くまず預りおくとて机上に積おき、翌日に至り是々の廉が不都合なりと差戻すが如きことをなさしめず、万一習慣により聊にても会積物を受し者あるときは直に解雇するの規則を設け、戸長は一切の事務を一々調査し、すべての事務は成丈その日のうちに埒を明るやうにせりと。……」
日出 3・31

(5) 建議の趣旨は、同戸長が明14以来、前後6年にわたって在職し、部下人民に対し執務上當をえない点があるので、至急更迭されたいというもの。府は戸長塩田某に不都合もあることを認めていたが、建議はそのまま据置き、ついで折に同戸長へ注意することになっている。
府庁文書 明18-9

(6) 府の照会に対し柳島郡長が提出した報告書(8・2付)によれば、この事件は結局「戸長執行方ノ不穩當」に由来することが指摘されている。なお、同郡長はこの報告書の中で「該村落ハ砥石掘採稼人等多ク随分不人氣之場所ニ付キ今公然總代等ノ申立ニ就キ取調候ハ、或ハ後來好事争訟之端ヲ□ノ懸念モ有之候ニ付」、同書は一先ず却下されるよう要望している。
同上

(7) その要旨は、2区18郡に各郡区長をおけば民力に堪えぬこと、郡長に人を得るのが容易でないことなどにより、2郡ないし4郡兼任の郡長叙任ノ

日 本

1・9 修史館を廢し、内閣に臨時修史局をおく。

1・26 北海道の3県を廢し、北海道庁を設置。

1・28 各鎮台の師団番号を決定(東京鎮台以下第6師団まで。大阪鎮台は第4師団)。
2・5 宮内省官制公布。
2・26 公文式を公布(法律・勅令・省令・閣令の形式・公布手続などを規定)。
2・27 各省官制公布(官職の種類・指揮命令系統などを規定)。
3・17 高等官官等俸給令公布(勅任官・奏任官を高等官とする)。
3・18 參謀本部条例改正。
3・29 元老院制公布。
4・4 改進黨大会、地方自治・言論集會の自由の2件につき、政府に建議することを決議。
4・17 會計検査院官制公布。
4・20 『大阪日報』、発行停止。
4・26 海軍条例・鎮守府官制公布(全国を5海軍区に分け、鎮守府をおく)。
4・29 華族世襲財産法公布。
4・30 判任官官等俸給令公布。
5・5 裁判所官制公布(治安裁判所・始審裁判所・重罪裁判所・控訴院・高等法院・大審院の裁判所体系と職務権限を規定)。
5・5 警視庁官制公布。
6・10 罰金および追徴にかかる上告者の予納金に関する規定を公布(10分の1に當る金額を上告趣意書に添え原裁判所に予納しなければ上告をなしえず、また上告が不当な場合は予納金の全部或は幾分を没収するというもの)。
6・12 静岡の在京自由黨員、箱根離宮落成式襲撃の陰謀計画発覚し逮捕される(静岡事件)。
6・一 伊藤首相、地方制度改良について内閣で演説。
日出 7・1
7・3 東京・千葉・栃木・山梨の各重罪裁判所で加波山事件被告に判決。死刑7人、無期徒刑7人など。
7・20 地方官官制公布(府知事・県令の名称を知事に統一し、府県庁に第一部・第二部・収税部をおく)。
7・20 地方官官等俸給令を公布。
7・22 モッセ、町村制に関する意見書を内相山県有朋に提出。
7・26 亡命中の朝鮮政治家金玉均の在留は治安および外交上に害ありとして拘留。
8・6 条約改正準備のため、法律取調所を外務省に設置(明20・11、司法省に移管)。

京	都	府
<p>4・30 コレラ流行の兆あるため予防注意のこを布達(55号)。11・27布令50号をもって廃止。 府庁文書 明19-4</p> <p>5・2 川上音二郎(自由童子)、新京極蛸薬師上ルの福の家で血涙演説会を開く。「監獄手枕之考へ」の演題で出演しようとして臨監の警官に中止解散を命ぜられる。それより直ちに浮世亭の芸名で落語家として同所笑福亭に出演し、大入りをとる。 日出 5・4</p> <p>5・5 府、看守召募規則を定める。示88号</p> <p>5・8 陶不齋二郎(非職山形県警部長・京都府士族)を与謝郡長に任命。5・13与謝郡長川村政直、愛宕郡長に転任、同郡長村上義久(大阪府士族)は非職となる。 与謝郡誌、愛宕郡村誌、日出 5・16</p> <p>5・10 コレラ流行につき検疫本部および支部・出張所を設置。11・27廃止を告示。 府庁文書 明19-3</p> <p>5・11 コレラ流行の兆あるため、祭などの停止を布達。5・22再び布達。 府庁文書 明19-4</p> <p>5・13 御苑地内に属する町名廃止を布達。(全町が御苑地内にあるもの16カ町、若干が御苑地内にあるもの9カ町)。 布達甲65号</p> <p>5・14 上下京区で各臨時区会を開く。避病院費等のため。 日出 5・15、16</p> <p>5・19 内務省、府下を「虎列刺病流行地」と認定。6・8同流行地中、丹後国を除く。9・11丹後国を流行地と認定し山城・丹波両国は解除。 法令全書</p> <p>5・23 京都電門会員、因幡薬師境内で演説会を開き、傍聴者と弁士の舌戦となる。そのため傍聴料半額を返却し、自ら中止解散する。日出 5・25</p> <p>5・24 船井郡穴人村外9カ村の人民総代、同聯合戸長の更迭を郡長に請願(却下される)。9・23さらに6カ村総代より知事に建議書を提出。⁽⁶⁾ 府庁文書 明18-9</p> <p>5・一 下京警察署では、従来の「探偵掛」の名称を廃し「警察雇」をおく。 日出 5・9</p> <p>6・9 巡査交番所を巡査派出所と改称する旨郡部一般に布達。 示107号</p> <p>6・10 内務省、府に対して戸数割を「同糞異糞」の別なく同居者に賦課するのは不都合につき、かまどを別にしていない同居者の賦課を更正するよう訓令。 府庁文書 明16-3</p> <p>6・15 臨時府会を府庁内式場を開く。衛生病院費などの追加予算議決のため(～21)。6・19臨時区部会開会。伝染病予防費1万7千余円を議決したが、不景気のうえ賦課増加し民力に堪えずとして国庫より半額補助されたい旨、内務卿に建議。同時に知事へも徴収の期を緩かにされたい旨の上申書を提出。 府会議録事、区部会決議録</p>	<p>6・17 諸貸付金徴収方取扱規程を布達。 府庁文書 明19-6</p> <p>6・19 沢辺正修、肺結核のため熱海で死去、31歳。大阪の阿部野共同墓地に葬る。『大阪日報』は社説「沢辺正修君を哭する文」を掲載。 大阪日報 6・20、29</p> <p>7・1 コレラ流行につき納涼場禁止を布達。 府庁文書 明19-4</p> <p>7・9 戸籍取扱心得を布達(1・5戸籍登記書式制定につき廃止)。 布達乙128号</p> <p>7・23 コレラのため禁止していた演劇興行場寄席および納涼場の開業を認可。 日出 7・25</p> <p>7・27 京都皇宮警察署の事務章程、従来の内規から本則にかえる。 日出 7・29</p> <p>7・28 府令は発布の日より20日をもって施行の期限とする旨達す。 府令1号</p> <p>7・28 上京区第11組石薬師東町の町名を廃し、同組真如堂前町と染殿町に分割合併する旨達す。 布達甲120号</p> <p>7・31 府、警察本署を警察本部、収税課を収税部と改称。また整理課を廃して上局付属とし、上局中に官報主任および書記をおく。第一部に庶務・勸業の2課、第二部に土木・兵事・学務・監獄・衛生・会計の6課をおく。 日出 8・1</p> <p>7・一 南桑田郡宮川村人民総代西田嘉助外1名、地券書換手数料・教育費流用など、戸長の措置を不当として知事に何書をしきりに提出。8月初旬同戸長、辞表を提出。ついで何書は却下される。⁽⁶⁾ 府庁文書 明18-9</p> <p>8・2 内務省、府知事に対し、数郡区を合せて1郡区長をおくことは認めないが、1郡区長をして他の郡区長を当分兼ねることは差支えない旨、訓令。 府庁文書 明19-1</p> <p>8・5 区部分署を廃止し、同じ位置に派出所を設置することを告示。 示154号、府庁文書 明19-1</p> <p>8・一 監獄本署を監獄課と改称、伏見・福知山・園部・宮津の各支署を廃し、何々監獄というように改称。 日出 8・28</p> <p>8・一 庶務課に地方税議事掛を新設、従来地方税に関する事務は収税・会計両課で分掌していたが、今後は同掛で一切取扱う。 日出 8・31</p> <p>8・一 京都皇宮警察署、新築の事務所に移転。 日出 9・2</p> <p>9・1 北垣知事、内務大臣山県有朋あてに「郡長叙任及兼任之儀ニ付具状書」を提出。⁽⁷⁾ 府庁文書 明19-2</p> <p>9・2 巡査採用試験規則を改正、11・20さらに同規則中、誓約書第2項を改める。⁽⁸⁾</p>	

京	都	府	日	本
<p>9・8 臨時区部会を府庁内で開く。衛生及病院費追加予算を議決。 日出 9・9</p> <p>10・5 京都御所新年参賀式および紀元節天長節の参賀を廃止。 宮内達11号、法令全書</p> <p>10・13 警察署および分署の管轄区域更定を達す。(従来のものは10・31限り廃止)。園部警察署亀岡分署を亀岡警察署、宮津警察署舞鶴分署を舞鶴警察署、同峰山分署を峰山警察署に昇格し、木津警察署を再開。田中・桂両警察署を設置。 府令35号</p> <p>10・30 上下京区各10名の聯合戸長(官選)を任命。⁽⁹⁾ 日出 10・31</p> <p>11・20 通常府会、府庁式場で開会(～12・21)。会期21日間。宮津車道開鑿費(20～23年度で13万余円)のうち、5万円を国庫補助とするよう稟請されたい旨、知事に建議。 府会議事録</p> <p>12・16 租税検査員派出所の移転を告示(第2～5区各派出所)。 示220号</p> <p>12・20 府、竹野郡井上村を平村に合併を内務省に願出。過半が貧窮者の上地形も飛地や錯雑地が多いため。12・28許可。明20・1・15合併し、井上村の村名を廃止。 告示5号、府庁文書 明20-3</p> <p>12・22 府、京都・宮津間の車道開鑿につき、完工まで継続議案としたい旨、内務省に伺出る。明20・1・10認可。 同上</p> <p>12・23 臨時上下京聯合区会を府庁内で開く。 日出 12・23</p>	<p>8・13 清国水兵、長崎に上陸中、飲酒暴行して逮捕される。8・15数百名の清国水兵、日本人巡査と乱闘し、双方に死傷者を出す。</p> <p>8・13 登記法・公証人規則を公布。</p> <p>9・8 「長崎事件有ノ其儘」(東京府平民宮崎八十八出版)と題する1枚摺、出版発売を禁止される。 府告示173号</p> <p>10・23 ロエスレル、町村制に関する意見書を内相山県有朋に提出。</p> <p>10・24 英船ノルマントン号、紀州沖で沈没。英人乗組員27人はボートで脱出したが、日本人乗客23人全員溺死し、世論の非難おこる。</p> <p>10・24 東京井生村楼で、旧自由党员を中心に全国有志大懇親会を開く。発起人星亨ら、小異をすてて大同団結すべしと主張。出席者200余名。</p> <p>12・1 戒厳令中追加。</p> <p>12・1 徴兵令中改正追加。明20・4・1施行。</p> <p>12・1 警備隊条例公布。</p> <p>12・2 集治監官制を公布。</p> <p>この年 ▷ 春より全国各地にコレラ流行。</p>			
			参	考
<p>この年 ▷ 聯合町村会の開設 2・13乙訓全郡聯合町村会、2・15宇治全郡(栗栖野村を除く)聯合町村会、3・26南桑田郡宮川村外13カ村聯合町村会、3・27北桑田郡全郡聯合町村会、4・20愛宕郡一乗寺村吉田村聯合町村会、北桑田郡中江・辻両村聯合水利土功会、5・17船井郡須知村外3カ村聯合町村会、5・18紀伊全郡聯合町村会、6・2加佐郡150カ村聯合町村会、6・10相楽郡全郡町村会 府庁文書 明19-4</p>			<p>ノを認められたいというもの。なお、このうち新任の3名はその土地有力者で民望あり、府会開設以来議員に選ばれ、議員中でも錚々たるものであることを強調している。</p> <p>(8) 「正当ノ事由ナク三ヶ年未滿ニシテ辞職セサル事」を「五ヶ年未滿」とする。</p> <p>(9) 従来、戸長役場は上下京で64カ所あり、組ごとに1戸長がおかれていたのを、3～4組ごとに1戸長をおくことになる。新任戸長の中には、元監獄書記2、元府属、元会計課長、元区書記、元警部補各1といった顔ぶれがみられる。なお戸長給料は月給25円から12円まで4等に分けられていた。 日出 10・31</p>	

京	都	府
1・26 天皇、孝明天皇20年祭のため京都に行幸。皇太后・皇后同行(〜2・21)。日出 1・27		
2・8 租税不納のため、地所建物船舶の公売処分に着手するときは、登記所に通報するよう達す。布達甲18号		
2・6 新京極道場で演説会を開く。弁士は段証依秀・小川定明ら。日出 2・5		
2・21 臨時府会を府庁式場で開く(〜23)。府決議類集		
2・16 国庫金取扱所および現金支払所を4・1より国庫金出納所と改める旨達す。布達甲22号		
2・24 国庫金出納所を下京区第3組六角町と天田郡吳服町におき、前者は山城2区8郡と丹波3郡、後者は丹波2郡と丹後5郡を出納区域とする。 ⁽¹⁾ 大蔵告示18号		
3・7 府庁内に英学講習所を開設。委員は各課の属官8名、受講者170余名を6分して退庁後教授する予定。日出 3・6		
3・30 従来諸布達を各町村に1部ずつ頒布していたのを廃止し、戸長役場へ2部配布して1部は役場に備え置き、他の1部を部内に示すよう達す。布達甲39号		
3・30 内務省、紀伊郡堀内村外3カ町村地内の官有地112坪および民有地14,796坪9合を、陸軍省伏見屯在工兵隊作業場として官有地第2種に編入を訓令。府庁文書 明20-2		
3・一 東京在住の上林敬太郎、中村豹太郎ら5名の発起により、山城義会を結成。日出 3・13		
4・11 明19・12府令35号による警察区画を全面改正。布令59号		
4・22 下京区第28組渋谷町を同組上馬町へ、同組慈芳院門前町を鐘鑄町へ合併し、渋谷町・慈芳院門前町の町名を廃止(3・7府内務省へ伺、3・15許可)。告示43号、府庁文書 明20-3		
4・25 失火消防規則を改正。7・1より施行。 ⁽²⁾ 府令68号、日出 明20・1・25		
5・2 賦金徴収規則改定。6・1施行。布令70号		
5・10 府、囚徒就業場拡張を内務省に願出、5・23許可。府庁文書 明20-3		
5・13 臨時府会を開く(〜17)。府決議類集		
5・25 上京区会を同区役所で開く。消防規則改正に伴い、消防費を各組負担から区費支弁にするため。5・31下京区会開会。日出 5・25、6・1		
5・27 政談大演説会を新京極三条下ルの大六座で開く。弁士鈴木盛公(愛知)が再度演説中、中止解散を命ぜられる。日出 5・29		
	5・28 新京極道場で政談演説会を開く。聴衆1,000余名。弁士城山静一、善積順蔵の演説のあと、善積の演説が条例にふれるとして解散を命ぜられる。日出 5・31	
	5・29 前島豊太郎らが新京極の大六座で開会予定の政談演説会、認許取消しとなる。同上	
	5 31 所得税調査委員撰挙細則を定める。府令101号	
	5・31 下京区会を同区役所で開く。火防費など審議のため。日出 6・1	
	6・1 上下京区の戸数、合計67,180戸。 ⁽³⁾ 日出	
	6・1 伏見義民記念碑竣工式および百年祭挙行される。日出 6・2〜3	
	6・14 下京区第12組北扇酒屋町(46戸)と扇酒屋南町(45戸)を合併し、扇酒屋町と改称。5月同町より合併願が出され、6・3内務省許可。告示59号、府庁文書 明20-3	
	6・17 上下京聯合区会を府庁式場で開く(〜21)。議案は疏水工事費など。日出 6・18〜23	
	6・25 前島豊太郎、仏教演説会を新京極道場で開いたが、その演説中、傍聴席にいた平服の警官より政談にわたるとして中止解散を命ぜられる。日出 6・28	
	7・1 上下京区区議員半数改選。中外電報 7・6〜7	
	7・3 大阪事件弁護のため来阪中の星亨、祇園座で政談演説会に弁士として出演。日出 6・25	
	7・11 府吏員・雇員に15日を限度として暑中休暇を与える(〜9・10)。中外電報 7・8	
	7・11 桂警察署開署式を挙行。中外電報 7・12	
	7・13 大坪収税長、知事代理として地価修正発表のため、宮津へ赴く。ついで竹野・中郡役所等でも戸長総代を召集し地価の減額を達す。明9ころからの減額運動の成果。 ⁽⁴⁾ 我が父の事を記す、中外電報 7・20、7・22	
	7・15 府、上下京区に号砲設置を内務省に伺。10・5許可。府庁文書 明20-3	
	7・16 『中外電報』持主兼印刷人辻為義、編輯人岡田武一郎は、同紙7・6付社説が新聞紙条例に違反するとして府警本部より告発されていたが、京都輕罪裁判所で無罪の判決をうける。立会検察官はさらに上告。9・29却下となる。中外電報 7・16〜17、10・8	
	7・26 政談演説会を新京極道場演劇座で開く。弁士は在阪の忍峽稜威兄ら(〜27)。日出 7・26	
	7・28 忍峽稜威兄ら、非政談演説と討論会・新京極道場で開き、討論に限り聴衆の討議を許す。日出 7・28	

参	考	日	本
(1) 出納支所所在地 大泰・伏見・向日町・淀・醍醐・田辺・木津・園部・亀岡・周山 ・綾部・舞鶴・峰山・網野・久美浜・宮津 法令全書		1・24	地方制度編纂委員会を設置。1・27内相山県有朋を委員長に任命。
(2) 上京・下京に各5組と定め、組ごとに組長1、副組長2、纏夫3、楷梯夫6、篤夫30、啣筒夫15、同助手15、鎖釣夫3・高張夫3、計78名をもって組織、従来の竜吐水を啣筒に代える。 府令達要約		2・一	地方制度編纂綱領(モッセ原案)を閣議承認。
(3) 上京区32,707(家持8,663、表家借家13,518、裏家借家855)、下京区34,473(家持8,004、表家借家10,588、裏家借家2,149)、このほか、上下京区合せて同居戸数8,062あり。日出 6・15		3・14	天皇、海防の勅語を發し、手許金30万円下賜。
(4) これは、旧豊岡県時代の不当な地価の修正が実現したもので、たとえば与謝郡は田9分6毛、畑5分5厘6毛、竹野郡では田6分2厘4毛、畑5分5厘の減額となった。多年の希望が達せられたため、7・17旧第13大区(宮津など54カ村)では休業、また祝宴を催したところも多かった。		3・23	首相伊藤博文、鹿鳴館に地方長官を召集し、地方有志の海防費献金を求める旨訓示。
(5) 上京区受検者663名中、甲合格130、乙合格130、不合格者340、失踪者83、下京区受検者698名中、甲合格179、乙合格123、不合格384、失踪者88。		3・23	所得税法公布。7・1実施。年収300円以上の所得者に課税。所得税の等級を第1等(所得金高3万円以上)より第5等に分け、税率を100分の3ないし100分の1まで5区分する。各郡区役所管轄内に7名以下の所得税調査委員をおき、毎年調査委員会(会長は郡区長)を開く。
(6) 内訳は1,000円15名、1,200円1名、1,500円2名、2,000円1名、3,000円1名、6,000円1名で合計30,200円、なお丹波・丹後は1名もなし。		4・22	条約改正会議、裁判管轄に関する英独案を修正のうえ議定(批准後、2年以内に日本内地を外国人に開放、外国人判事・検事の任用、西洋主義による法典編纂など)。
(7) 建白書の起草者は福井孝治(鳥取県士族、新聞記者)で、内容は前文に続いて「憲法ノ事」、「減税ノ事」、「外交政略ノ事」、「三大自由ノ事」の4項目から構成されていた。問題の憲法に関する項目では、国約憲法に利あり欽定憲法に害の多いことは、すでに碩学諸家が論定しかつ他国の経験からも確認されているところであると強調、「然ルニ我内閣總理大臣ハ先キニ各地方官ニ政策ノ方針ヲ訓示スルニ当リ其制定スヘキ憲法ハ欽定ナルヘキヲ予告シタルモノノ如シ、何ソ聖意ト軒輕シ民心ニ背馳スルノ甚タシキヤ」と述べ、この閣議を變じて憲法は国約とすることを確定するよう要望していた。建白書		4・30	ロエスレル、憲法私案を法制局長官井上毅に提出。
なお調印者の数は「建白書連印人名簿」では89名になっている。		5・6	叙位条例公布(正1位より従8位まで16階、従4位以上は勅授、以下は奏授)。
(8) 「演説会の数此程より日出新聞に記載する如く、近來京都に於る演説会の多き事は実に今日まで曾て見ざる所にして、現に本月十二日より廿日に至る間、下京警察署の認可を受けたる開会の数は十五会にして、本月一日より廿日までを合算すれば廿五会なりといふ。日出		5・9	板垣退助・大隈重信・後藤象二郎・勝安芳に伯爵、森有礼ら13名に子爵を授与。6・9板垣、宮内次官に「辞爵の表」の奏を求める。7・8却下され、7・15受爵。
		5・15	大阪で旧自由黨員を中心に全国有志大懇親会を開く。
		5・23	法制局長官井上毅、憲法草案(甲案)を伊藤首相に提出。
		5・24	黄綬褒章を制定公布(海防費献金者に授与)。
		6・1	司法省法律顧問ボアソナード、条約改正に関し、裁判管轄条約案(外人裁判官任用)に反対する意見書を内閣に提出。
		6・1	伊藤首相・伊東巳代治・金子堅太郎ら、神奈川県金沢で憲法草案の検討を開始)。のち井上毅参加、夏島の伊藤別荘に移る)。8月、修正憲法草案を作成。
		6・2	監軍部条例軍事参議官条例公布。
		6・15	登記事務の費用は、国庫の支出とする旨公布、7・1施行。勅令24号
		7・3	農商務相谷干城、裁判管轄条約案に反対し、条約改正は国会開設後に延期せよとの意見書を伊藤首相に提出。7・26辞職。
		7・18	井上馨外相、第27回条約改正会議で裁判管轄条約案修正のため、本会議を12・1まで延期すると声明。

京	都	府
7・一 紀伊郡では村費の不納者多く、戸長の説諭では服従しないため、郡役所へ召喚。 中外電報 7・16		9・一 愛宕郡下鴨村では、戸長用掛や有志者が協議し、民力養成・諸布達類の研究などのため、毎月10・25の両日、同村小学校で談話会を開くという。 中外電報 9・7
8・5 下京区第21組薬師図子町を薬師町へ合併。 告示76号		10・1 上下京の区長・書記・戸長ら、第1回事務打合せ会を豊国神社で開く。費用は自弁とし、毎月第1土曜に開会の予定。 中外電報 10・1
8・11 上下京区 第2次 徴兵検査を執行(〜20)。(67) 中外電報 8・24〜25		10・5 知事、府会常置委員・区会常務員らを集め9・28の首相訓示を伝える。 中外電報 10・7
8・17 下京の黒田吉之助、徴兵忌避で失踪中のため、京都輕罪裁判所より欠席裁判で重禁錮2カ月、罰金5円の判決を受ける。 中外電報 8・18		10・12 国会開設の詔勅発布6周年を祝し、2府6県の青年有志160余名、鴨河原で青年有志大運動会を催す。 中外電報 10・14、22、日出 10・14
8・19 『中外電報』、「府県会議員の集会通信を許すべし」との論説を掲載し、明15太政官第70号布告の廃止を主張。 中外電報		10・15 府、勤儉貯蓄の必要を告諭。告諭8号
8・19〜 上京区第23組の町会議員半数改選に際し、戸長用掛らがひそかに開票したことが洩れ、組内の藤井清三ら3名より戸長に謝罪書の提出と辞職を要求し紛糾。8・30知事宛に伺書を提出。 中外電報 9・1、日出 9・2		10・17 青年有志政談大演説会を四條南の劇場で開く。聴衆700余名。弁士は加納亀太郎・溝口市次郎・浦上格ら。竜野周一郎が「代議政体の貴ぶべき所以を論ず」の演題で演説中、解散を命ぜられる。さらに知恩院境内で懇親会を開いたが、聴衆の山脇福次郎が巡査を罵詈した疑いで拘引される。(京都輕罪裁判所より重禁錮25日 罰金4円に処せられ、大阪控訴院へ控訴)。10・5有志者で懇親会を開き、山脇福太郎の弁護人周旋、家族への救援資金の抛出など打合せ。 日出 10・16、10・21、中外電報 10・25
8・20 臨時府会を府庁式場で開く。京都宮津間車道工費額更正のため(〜22)。 府會議事録		10・18 川上音二郎、下京第29組黒田弥平の寄席で政談演説会を開く(〜19)。 中外電報 10・19
8・25 『中外電報』、論説「憲法草案に関する風説」を掲載。国民の輿論こそ憲法の土台をなすものとの立場から、その発布前に内容を公開せよと主張。 中外電報		10・23 川上、各所で政談演説会等を開催、演題「時機の来るを知る乎」「租税論」など。 日出 10・27・28
8・一 府下の海防費献金者、5月くらい約4カ月間で21名となる。(67) 中外電報 8・27		10・24 政談演説会を大宮七条下ル興行席で開く。弁士は本網寅彦・杉山昌作・浦上格(〜25)。11・1同じメンバーで壮士政談演説会を開く。 日出 10・25、11・1
8・一 紀伊郡では、徴兵待遇規約を制定後ばかりで満期服役帰郷した4名に、同規約を実施し金円を贈る。紀伊郡では徴兵者待遇規則を定める。入営中、貧困者には郡内有志より出金しその家族を扶養するなど。 中外電報 8・14、11・16		10・25 2府13県の聯合府県常置委員会を府庁式場で開く。第三高等学校負担額議定のため。27日の小会議に北垣知事が臨監と称して入場していたための、28日には議会の権限に関わるものとして大論議になる。当日の傍聴者100余名(〜31)。 日出 10・28〜29、11・1
8・一 何鹿郡では、明9の旱魃で大蔵省より拝借金をうけた村々のうち、未済のところから延期の歎願が続々と提出される。 中外電報 8・11		10・30 有志政談演説会を四條南の劇場で開く。会主溝口市次郎。弁士は村上市太郎・東尾平太郎(大阪府常置委員)・山内吉郎兵衛(広島県常置委員)・小島忠里など。聴衆3,000余名。 中外電報 10・28、11・1
8・一 下京区役所に琵琶湖疏水工事費20年度上半季賦課金の免除出願者、日に100〜150名に及び、すでに500名に達す。 中外電報		10・一 官吏服務紀律改正施行につき、適用範囲をその筋へ同出たところ、雇・戸長および役員・小学教員等も含む旨指令あり。 日出 10・21
9・15 中央政談大演説会を祇園座で開く。会主揖東正彦。 日出 9・15		11・3 有志者、四大事件建白書の草稿につき上京区富小路姉小路上ル福井方に会合し、二三の討論修正を加え清書の上、100余名の連署をおえる。 日出 11・5
9・24 伏見平戸町内の官有地104坪余を陸軍省工兵隊架橋演習場とする。 府庁文書 明20-2		
9・25 『中外電報』、社説に「地方官の召集」を掲載。地方に適せず民利を妨げる地方制度草案に対しては、各府県知事が職を賭しても同意しないことを要望。 中外電報		
9・25 加佐郡上野村(現大江町)では庄屋支配中の村借事件につき訴訟を起し、村民一同が同村の寺院に集合したため、舞鶴警察署長が出張して説諭退散させる。 中外電報 9・29		

参	考	日	本
(9) この案は、区部議員の欠席が多いため、区部の議員をして郡部議員と同様、適宜の所に滞在せしめ、開会中その職務に専念させようという趣旨であった。 「区部議員日当の値上げ…兎に角人民が近来頻りに租税の多きに苦しむの情状あるは、苟も人民の代議人たる程のものなれば素より能く了知あるべき筈なり。然るに他の各議案の減額せられたるに拘はらず、ひとり議員の日当のみ値上げしたるは、実に我京都府会二十年度通常會議事録に棕椶の如き一大椽筆を揮って一珍事として永く之を記憶に存して忘れざるべきものなりとす」 日出 12・17		7・29 井上外相、各国公使に法典編纂の完成まで、条約改正会議を無期延期すると通告。 7・30 官吏服務紀律を改正公布。(天皇および政府への忠順勤勉を主とする旨の規定を新設、また各種の規制を強化)。 8・1 林包明ら300余名、条約改正に反対し辞職した谷干城を支持して示威運動。 8・一 条約改正などの政府施策に反対して各地代表上京し、元老院・諸大臣に要求を提出。この間、ボアソナード・谷干城・板垣退助・後藤象二郎らの意見書、秘密出版で流布される(〜10月)。 9・17 外相井上馨辞任。伊藤首相、外相を兼任。 9・24 大阪事件の被告に対し、大阪重罪裁判所より36名に有罪判決、大井憲太郎ほか2名は輕禁獄6年。 9・25 伊藤首相、地方長官を召集。9・28大政の方針を訓示(憲法の天皇親裁に異議を唱える者は彈圧し、外交を人民の公議に付そうとする説は抑え、帝王主権の方向に人民を導くよう指示)。 9・29 内務省、建言を名とし、官吏に面謁を求め、抗論喧擾にわたる者については、請願規則により処分することを達す。 省令2号	
10 聯合町村会の郡別開設件数 愛宕5、葛野14、紀伊6、乙訓1、久世7、綴喜1、相楽5(山城43)、北桑田1、南桑田6、船井11、天田12、何鹿3(丹波33)、加佐2、与謝20、中10、竹野6(丹後38)、他に北桑田・葛野・愛宕3郡にわたるもの1、合計115 この年の開設件数は、明治17年以來の最高。議題は教育・土木について共有財産など。 府令達要約		10・3 後藤象二郎、民間政客70余名を集めて丁亥俱樂部を結成、大同団結運動を起す。 10・4 各党派の有志、東京で懇親会を開き、大同団結を協議。 10・15〜16 伊藤・井上・伊東・金子ら・東京高輪の伊藤私邸で憲法草案を討議。 10・29 東京で諸県代表会合。11・10までに各地方より建白書を提出し、委員を上京させることを申合せる。 10・一 高知県代表、「三大事件建白書」を元老院に提出(言論集会の自由・条約改正中止・地租軽減を要求)。 11・5 地方税支弁の事業に関し寄附される金穀物件は、府県会の議決をへて、寄附者の指定した費途に充てることとする。 勅令56号 11・5 内務省、区町村公共の經濟に属すべき共有物に関しては、区町村会で評決するよう訓令。 11・10 奈良県をおく。 12・15 2府18県の代表、「三大事件建白書」を元老院に提出。 12・26 保安条例を公布施行。(秘密の結社集会の禁止、屋外の集会の制限、出版物の取締り、危険人物への退去命令など)。570名を3日以内に皇居3里以外追放。 12・29 新聞紙条例・出版条例・版權条例改正公布。	

京 都 府	参 考
<p>11・9 政談演説会を四条南の劇場で開く。第1席の弁士坂部孝吉(大阪の遊芸稼人)が「書生に一針を呈す」の演題で演説中、中止解散を命ぜられる。 日出 11・11</p> <p>11・13~15 政談大演説会を新京極の福井座で開く。初日、第2席の松浦大三郎が「天君の弁」の演題で演説中、中止解散を命ぜられる。 日出 11・13、11・15</p> <p>11・14 植島幹、有志者総代として元老院に建白書を提出するため私費で出発。 日出 11・13</p> <p>11・17 非政談演説会・学会会その他種々の名義をもって公衆を集め、木戸銭などを受けるものは、明19・6布達の劇場興行場寄席取締規則に準拠するよう達す。即日施行。 布令256号</p> <p>11・18 通常府会を府庁内式場で開く。開会23日間(～12・24)。12・24府会、高等中学校経費の半数を地方税負担とし、聯合府県の常置委員会で分担額を定めることの不当を論じ、改正を求める建議を内務大臣に提出。 府会議録事</p> <p>11・20 有志大運動会を開く。参加者100余名。四条碓に集合し、紅白の旗をもって下鴨へ至り縄引・旗奪いなどした後、建礼門前で聖寿万歳を唱え、四条碓で解散。 日出 11・22</p> <p>11・21 知事、丹波・丹後を巡回(～12・1)。 中外電報 11・25、12・2</p> <p>11・24 伏見米屋町外50カ町人民、連署して同戸長福田九兵衛に対し、用掛水谷常守外2名の退職を勧告する意見書を提出。人民ら、毎夜庚申堂に会合し協議。12・2用掛ら退職につき、12・3伏見51カ町人民団結懇親会を上板橋町の川合楼で開く。出席者150余名。 日出 11・27、12・7</p> <p>11・25 有志政談大演説会を四条南劇場で開く。弁士林包明・福井孝治ら。浦上格が「機失う勿れ」の演題で演説中、政府を倒す云々の言葉があったので中止解散を命ぜられる。12・5浦上は管内で2年間政談を禁止される。 日出 11・25、12・8</p> <p>11・30 原基雄・溝口市次郎の両人が総代となり、建白書を元老院へ府へ提出するため、進達を出願。12・3原・福井孝治の両人、府警本部に召喚され、建白書のうち憲法に関する条項を削除することとなる。⁽⁷⁾ 中外電報 12・6、日出 12・6</p> <p>11・一 政談演説会ひんぱんに開催。1日より20日までに下京警察署より認可された演説会25。⁽⁸⁾ 日出 11・18</p> <p>12・1 府会、区部議員の出席が定数に及ばぬため、臨時休会。 中外電報 12・2</p> <p>12・2 『中外電報』、府会区部議員の欠席者が多いことを批判。12・3 『日出新聞』も批判。 中外電報、日出</p>	<p>12・4 自由政談演説会を四条南劇場で開く。弁士溝口市次郎・福井孝治ら。会主木村重忠。聴衆800余名。婦人、僧侶も各十数名参加。 日出 12・3、12・6、中外電報 12・6</p> <p>12・9 建白書捧呈委員福井孝治上京。 日出 12・9</p> <p>12・15 府会区部会において議員日当50銭を1円に値上げする案、14対12で可決。12・17『日出新聞』、府会区部議員の日当値上げを批判。⁽⁹⁾ 区部会議録事、日出</p> <p>12・14 政談演説会を新京極福井座で開く。弁士芝亭実忠(東京府華族)ら。坂本清策の演説中、中止解散を命ぜられる。 日出 12・16</p> <p>12・20 府会郡部議員20余名、地租減額の建白書を元老院に捧呈することに決定。 日出 12・23</p> <p>12・21 区町村費不納者公売処分などの内容につき、郡区に提出するよう達す。 布達甲120号</p> <p>12・25 京都有志者の三大事件建白問題より生じた紛議の和解をかね、忘年会を木屋町の生亀楼で開く。仲裁人脇田嘉一。出席40余名。 日出 12・27</p> <p>12・26 保安条例により、上京中の福井孝治・植島幹・木戸豊吉、東京から追放される(福井・植島両人は2年半の追放)。 自由党史</p> <p>12・一 京都自治会設立の趣意書・会約の草案できる。仮事務所中安信三郎宅。日出 12・23~24</p> <p>この年</p> <ul style="list-style-type: none"> ▷ 林正躬『国会組織法』刊行。 明治文化全集(政治篇) ▷ 聯合町村会、115件開設。⁽¹⁰⁾

参 考	日 本